

# 自己点検・評価報告書

2013年8月30日

岡山大学大学院法務研究科法務専攻

研究科長 署名欄

印

---

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1	法曹像の周知	4
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	12
1-4	法科大学院の自主性・独立性	17
1-5	情報公開	19
1-6	学生への約束の履行	21
第2分野	入学者選抜	23
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	23
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	30
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	33
第3分野	教育体制	36
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	36
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	38
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	40
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	42
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	43
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	44
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	47
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	49
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	49
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	54
第5分野	カリキュラム	58
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	58
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	61
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	65
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	67
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	71
第6分野	授業	73
6-1	授業	73
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	78
6-3	理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	82
第7分野	学習環境及び人的支援体制	88

7-1	学生数（1）〈クラス人数〉	88
7-2	学生数（2）〈入学者数〉	89
7-3	学生数（3）〈在籍者数〉	90
7-4	施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉	92
7-5	施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉	95
7-6	教育・学習支援体制	97
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	99
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	102
第8分野	成績評価・修了認定	105
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	105
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	111
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	115
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	118
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	118
第4	その他	129

## 第1 法科大学院の基本情報

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 大学（院）名             | 岡山大学大学院                 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻               |
| 3. 開設年月               | 平成16年4月                 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者      |                         |
|                       | 氏名 上田 信太郎               |
|                       | 所属・職名 法務研究科<br>教授（研究科長） |
|                       | 連絡先 086-251-7498        |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ      |                         |
| ① 氏名                  | 上田 信太郎                  |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授（研究科長）       |
| 役割                    | 自己点検・評価の総括責任者           |
| 連絡先                   | 086-251-7498            |
| ② 氏名                  | 神例 康博                   |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授（副研究科長）      |
| 役割                    | 教務に関する自己点検・評価の責任者       |
| 連絡先                   | 086-251-7473            |
| ③ 氏名                  | 鈴木 隆元                   |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授（副研究科長）      |
| 役割                    | 入試に関する自己点検・評価の責任者       |
| 連絡先                   | 086-251-7484            |
| ④ 氏名                  | 西田 和弘                   |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授             |
| 役割                    | 学生支援に関する自己点検・評価の責任者     |
| 連絡先                   | 086-251-7490            |
| ⑤ 氏名                  | 吉野 夏己                   |
| 所属・職名                 | 法務研究科<br>教授             |

役割 実務教育に関する自己点  
検・評価の責任者

連絡先 086-251-7360

⑥ 氏名 劔持 弘康

所属・職名 社会文化科学研究科等  
事務長

役割 自己点検・評価の事務責任  
者

連絡先 086-251-7340

⑦ 氏名 山川 裕章

所属・職名 社会文化科学研究科等  
主査

役割 自己点検・評価の事務担当  
者

連絡先 086-251-7358

ggg7372@adm.okayama-u.ac.jp

〒700-8530 岡山市北区津島中 3-1-1

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

平成25年4月9日開催の法務研究科自己点検評価実施委員会（委員長：上田信太郎研究科長，委員：神例康博副研究科長，鈴木隆元副研究科長，西田和弘教授，吉野夏己教授，劔持弘康事務長，山川裕章主査）において，自己点検・評価報告書の執筆分担及び作成スケジュールを決定した。続く6月5日開催の法務研究科自己点検評価実施委員会において，自己点検・評価報告書の作成に関する進捗状況の確認及び意見交換を行った。

その後，素案として作成した自己点検・評価報告書について，6月14日開催の全学組織である法務研究科自己点検評価委員会（委員長：森田潔学長，委員：許南浩理事（副学長），阿部宏史理事（副学長），上田信太郎研究科長，神例康博副研究科長，鈴木隆元副研究科長，劔持弘康事務長）に諮り，審議の結果，6月21日を期限として各委員からの意見を求めることとなった。この求めに応じ提出された意見を踏まえ，法務研究科自己点検評価実施委員会の各委員が自己点検・評価報告書の素案に修正を加え，原案が完成した。そして，6月27日開催の法務研究科自己点検評価委員会において，同原案について審議した結果，原案のとおり承認され，7月開催の教育研究評議会及び役員会に諮ることとなった。

これを受け，7月10日開催の教育研究評議会において，同原案について審議した結果，原案のとおり承認された。この承認を経て，7月29日開催の役員会において同原案の最終審議を行い，その結果，原案のとおり承認され，自己点検・評価報告書を決定した。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

##### 1 現状

###### (1) 養成しようとする法曹像

岡山大学大学院法務研究科(以下、本研究科という。)は、法曹養成に特化した専門職大学院として平成16年4月に設立され、以来、特に中四国地区を中心に多数の法律家を社会に輩出してきた。その教育理念は、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」であり、地方に存する法科大学院として、地域の司法活動に貢献することを重点課題としている。特に、司法過疎地域に対するリーガル・サービスの提供や社会的弱者などにとことん寄り添うことのできる「人権感覚豊かかつ信頼される法曹」の育成を目的とし、依頼人に共感してともに汗をかいて、涙を流せるようなホームローヤー的な法曹の養成が本研究科の目標である。この目的のために、パラリーガルと呼ばれる専門家集団との連携や、本研究科と同一敷地・建物内に附設した法律事務所である、「弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」(以下、単に「パブリック岡山大学内支所」などと略す。)を活用して「理論と実務との架橋」を強く意識した教育を実施している。また、地域との関連性を重視する観点から、①医療・福祉に関する法分野と②ビジネス法に関する分野の二つの教育分野に重点を置き、その領域に強い法曹の養成を目指している。

さらに、本研究科では、「岡山大学大学院法務研究科の教育における3つの方針(ポリシー)」を本研究科ホームページ(以下、HPと略す。)上で公開している<sup>1</sup>。すなわち、第1に、入学者受入れの方針(アドミッションポリシー)として、本研究科がどのような人物を受け入れたいと考えているか、第2に、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)として、本研究科が求める法曹像とそれに向けての教育カリキュラムはどのような観点で編成されているか、第3に、学位授与の方針(ディプロマポリシー)として、「法務博士」の学位はどのような人材に授与されるか、といった基本方針がそれぞれ明記されている。

###### (2) 法曹像の周知

本研究科が目指す法曹像の周知徹底を図るため、以下のような方策を採っている。

---

<sup>1</sup> <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/profile/policy.html>

#### ア 教員への周知，理解

本研究科内のすべての教員，事務職員に対し，毎年度発行されるガイドブック（主に本研究科の志願者を対象として発行している案内冊子）を配付し，法曹像の周知，理解を図っている他，教授会や各学期に開催されるFD協議会において，本研究科が求める法曹像やそれに即した法曹を養成するための教育方法等につき教員間で意思疎通を図っている。さらに，不定期で開催される大学本部執行部と本研究科執行部との意見交換会や部局長ヒアリングにおける議事録を教職員スタッフにメール（添付ファイル）で送信し，本研究科の組織運営の方向性や目指すべき法曹像に関する情報を共有している。

非常勤講師に対しては，年度初めの授業開始前に教務委員会が法科大学院説明会を開催し，教育理念，アドミッションポリシー，成績評価方法など，本研究科における組織運営等について説明し，また予めこれに関する文書等を配付し，法曹像などを周知し，理解を促進している。

#### イ 学生への周知，理解

在学生に対しては，HP や，毎年度発行されるガイドブック，学生便覧等において，本学が掲げる教育理念，法曹像が理解できるようにしている。HP，ガイドブック及び学生便覧では，「医療福祉を専門とする法律家を目指す履修例」，「ビジネス・ローヤーを目指す履修例」，「刑事事件を専門とするローヤーを目指す履修例」という三つの履修モデルを提示し，具体的な法曹像及びその職域について明示している<sup>2</sup>。加えて，法科大学院資料室（以下，単に資料室という。）に配架され，かつ学生に配付される本研究科の紀要「臨床法務研究」では教員の研究成果が掲載されており，また本研究科に関する雑誌記事，新聞記事などが資料室へも掲示されることから，その教育理念，法曹像などがわかるようになってきている。

#### ウ 社会への周知

受験者を含む社会に対しては，学生募集要項，毎年開催される定例の入試説明会の他，本研究科志望者の希望に応じて適宜，施設見学の機会を設けて入試委員長以下による説明会を実施し，その際に本研究科が求める法曹像につき説明している。また，本研究科の入学予定者に対する説明会（入学前ガイダンス）を入学前の10月と1月に開催し，入学後は，授業開始前に開かれるオリエンテーション期間を利用して本研究科がめざす法曹像の周知を図っている。

さらに，HP，ガイドブック，全学の「大学案内」の他，日経ガイドブックに本研究科の紹介記事を掲載し，また，各新聞社等が主催する入試説明会などを通じて，求める法曹像の周知を行っている。その他，社会の諸団体（本学法文経済学

---

<sup>2</sup> たとえば2013年度学生便覧34頁以下参照。

部同窓会，同窓会評議会，全学同窓会，岡山ロータリークラブ，法学部 OB 会など）の要請に応じ，研究科長や関係教員が当該団体の会合に赴き，本研究科の求める法曹像はもとより，その特色，教育内容等の説明を行うこともある。本研究科の自己点検評価報告書及び日弁連法務研究財団評価報告書は，大学本部 HP 及び評価センターHP にも掲載されており，いつでも誰でもアクセス可能であり，本研究科の理念等が理解できるようになっている。

### （3）特に力を入れている取り組み

法科大学院制度が社会的に厳しい状況にある中，真に本研究科の理念，求める法曹像，教育内容などを理解した学生に入学してもらいたいという思いから，特に社会に対する周知方式として，新聞社を利用した PR 活動に力を入れている。また，本研究科では平成 24 年 12 月，主として組織内弁護士を養成するための岡山大学法科大学院弁護士研修センター（以下，単に OATC [Okayama University Attorney Training Center] と略す。）を設置したことから，特に新聞社等の地元マスコミを通じ，本研究科の法曹養成に対する取り組みを説明してきた<sup>3</sup>。今後も広く社会一般に対し，こうした PR 活動に力を入れていきたい。

## 2 点検・評価

法曹養成の根幹である法科大学院制度自体の存在意義が問われている現在，その理念，設置目的，組織運営等をはじめとする本研究科の情報提供と理解促進は極めて重要な事項である。この点，本研究科が掲げる法曹像の理念，設置目的は明確である。さらに，HP，ガイドブック，各種説明会などの媒体を通じてその内容をより詳細に，かつ分かり易く，非常勤を含む関係教員，事務職員，学生，社会に対し説明している。あえていえば，広報を担当する専属スタッフがいれば，より効果的な広報活動ができるものと考えている。

## 3 自己評定

A 法曹像の明確性・周知はいずれも非常に良好である。

## 4 改善計画

特になし。

---

<sup>3</sup> 添付資料 1 参照。

## 1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 現状

#### (1) 本法科大学院の特徴

本研究科は、地方に存する法科大学院として、地域密着型の法曹養成教育を実践することを目指している。具体的には、「1-1 法曹像の周知」で示した「地域に奉仕し、地域に根差した法曹養成」の理念の下、質の高い法曹を地域社会に輩出するため、①税理士、公認会計士、社会福祉士など固有の法律家と密接に関係を持つ他分野の専門家集団と連携を図っていること（旧専門家ネットワーク）、②「パブリック岡山大学内支所」と連携し、これを活用した「理論と実務との架橋」を強く意識した教育を実施していることが挙げられる。さらに、法曹継続教育の実践を目的として、平成24年12月に本研究科の附属機関として設置した③OATCも本研究科の新たな特徴として挙げておきたい。

上記①は、本研究科と学外専門家で構築されたネットワークである。現代社会で生起する法的紛争が、もはや法律家だけで解決できるものではなく、公認会計士、税理士、福祉関係者など他領域の専門家に意見を聞きながら解決を図らなければならないものもあるため、そうした専門家集団と連携し、また「ネットワークセミナー」<sup>4</sup>という形で学生の教育にも反映させている。これにより、多角的な視点から法的問題を解決できる能力（総合的判断能力）を習得できるようにしている。なお、①は、以前は「専門家ネットワーク」として活動していたが、③のOATCが設置されたことにより、その組織をセンターの研究部門に吸収し、引き続き活動を行うことにした。

②は、本研究科が「理論と実務の架橋」を強く意識した法曹教育を実践するために、国立大学法科大学院では珍しく、本研究科と同一敷地・建物内に、「パブリック岡山大学内支所」を設置し、学生の実務実習教育の充実を図ったものである。本研究科では、3年次段階で実務実習科目として「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」のいずれかを選択必修として履修しなければならない。「パブリック岡山大学内支所」は、本研究科の実務教育の拠点ともいえるもので、同支所に毎年度、一定数学生を送り出し、法律書面の作成にあたるなどして、実務教育の導入部分を学習できるようにしている。その他、「パブリック岡山大学内支所」ではなく、岡山弁護士会所属弁護士の協力を得て、岡山市内の既存の法律事務所でエクスターンシップを受ける学生もあり、本研究科は、岡山弁護士会の全面的な支援を受けながら、実務教育を実践している。

③は、法曹人口が急増し、新人若手弁護士などの法曹継続教育の場が十分に

---

<sup>4</sup> 「ネットワークセミナー」とは、医療福祉系科目において、法律家や法律家以外の専門家が共同で主宰して行う授業形式のことである。2013年度学生便覧8頁以下参照。

確保されず、質の低下が懸念されている現状に鑑み設置されたセンターで、全国の法科大学院に先駆けて企画運営された取り組みである<sup>5</sup>。そこでは、一定期間、特に新人弁護士を隣接法律事務所（「のぞみ法律事務所」）に所属させ、専任の指導弁護士から指導を受けながら弁護スキルを磨き、企業、地方公共団体、医療福祉機関などの組織に送り出すこと、さらに一般弁護士に対する研修を実施し、専門化、細分化が進む弁護活動領域において、弁護の質を向上させることなどを最終目標とする。在学生に対する教育に直接反映されるものではないが、在学生や修了生が司法試験合格後の就職不安を抱えることなく、安心して勉学に打ち込めるようにするための受け皿といえ、キャリア・パスが不確立、不明瞭な現下の法曹養成システムにおいて、本研究科独自の取り組みによってこれを打開するためのプロジェクトである。本研究科が掲げる「地域密着型の司法活動」という理念を単なる名目に終わらせないためのこの取り組みは、①、②と並んで本研究科の大きな特徴と位置づけられる<sup>6</sup>。

## （２）特徴を追求・徹底するための取り組み

①に関しては、総合的判断能力を習得させるため科目横断的な授業方法を実践していることである。具体的にはいくつかの題材を各分野の科目で共通教材として使用し、各科目の視点で授業を行い、その後、その教材について、ネットワークセミナーを開催し、実務家を含めて多角的に分析し、検討を深めるというものである。

②に関しては、実務教育を重視する本研究科の基本的立場から、学生に実務実習にあたらせる意識を強く持たせるため、実務実習に送る前に法務研究科長の書面による認証（実務認証）を行っていることである。すなわち、実務認証では、まず、通常の履修要件の他に、法律基本科目群の基礎科目及び基幹科目のうち 3 科目以上の単位を修得していない場合は、原則として認証を行わず、また、2 科目単位を修得していない場合にも、場合により認証を認めないことがありうるとして絞りをかけている<sup>7</sup>。特に、民事訴訟法演習及び刑事訴訟演習の双方の単位を修得していない場合は、自動的に認証しないことになる。実務実習に送り出す前に、一定レベルを要求していることは、本研究科が実務教育を極めて重視している証左といえる。

③の OATC は、地域で生起する法的問題を迅速かつ適切に解決するため、地域の弁護士を集め、研修を行うために設置されたもので、法曹継続教育の場を提供するための方策といえる。法科大学院の目的は、単に在学生を司法試験に合格させ、法曹資格を取得させるだけにとどまらない。地域へ如何に質の高い法

<sup>5</sup> 添付資料 2 参照。

<sup>6</sup> OATC は、平成 25 年 1 月 8 日に行われた法務省内での「法曹有資格者の職域拡大のための意見交換会」でも取り上げられ、また「法曹養成制度検討会議」でも評価された。同検討会議「第 9 回議事録」13 頁[和田委員発言部分]参照。http://www.moj.go.jp/content/000109248.pdf

<sup>7</sup> 2013 年度学生便覧 13 頁参照。

曹を輩出し、そのニーズに的確に応えられるようにするかという視点を持ち、より一段高い目標を設定することとした。現在、本研究科内に岡山大学法科大学院附属弁護士研修センター運営委員会（略称、OATC 運営委員会）を設置し、さらに OATC に隣接する形で「のぞみ法律事務所」を設置した。OATC と「のぞみ法律事務所」が相互に協力して研修プログラムやセミナーを企画し、また新人弁護士を「のぞみ法律事務所」で受け入れ鍛えることによって、質の高い弁護士を社会に輩出し、「地域に奉仕し、地域に根差した法曹養成」の理念を実現するために活動している。

### （3）取り組みの効果の検証

①の「ネットワークセミナー」は、三つの方法で効果の検証をしている。第一に、各授業において、教員の出題する事例に対し、法的な視点のみならず多角的な視座から問題を検証できているかを 3 人の教員（研究者専任教員、弁護士、社会福祉士）により確認し、アドバイスしている。第二に、一定の知識及び検討方法を修得した時点で、高齢者・障害者の相談会に参加させ（11 月期）、学んだことが実務にどのように生きるかを実感させ、また、教員側も学生からの意見聴取により学習効果を検証している。そして第三に、年度末に提出を求める研究報告書により、最終的な効果を検証している。少なくとも、実社会の困難事例に対する多角的な視座の涵養、リーガルリサーチ能力の向上、論理的文章執筆力の向上に役立っていると評価している。

②に関しては、学生の受け入れ先となっている「パブリック岡山大学内支所」や、他の法律事務所の担当弁護士と情報交換を行い、学生の受講態度やその成績を確認するようにしている。受講態度に問題がある場合には、教務委員会、あるいは執行部で当該学生の指導監督にあたるが、現在までのところ、受け入れ先事務所と学生との間で大きなトラブルはない。

③の OATC 及び「のぞみ法律事務所」の活動は緒についたばかりであり、それらの存在と本研究科の理念、設置目的との連関及び効果の検証は今後の課題といえる。

### （4）特に力を入れている取り組み

「理論と実務の架橋」を強く意識した教育が法科大学院教育に求められているため、本研究科では、上述したように法律家だけでない専門家集団とのネットワーク化や弁護士事務所との連携を図り、さらに法曹継続教育にも力を入れて質の高い職業法曹を養成している。とりわけ、地域密着型の法科大学院を志向する本研究科にとって、OATC は、他の法科大学院には見られない本研究科独自のプロジェクトとして重視している組織である。その充実を図るため、たとえば、大学本部に対し、平成 25 年度「大学機能強化戦略経費」を申請し、さらに現在、文部科学省に対し、平成 26 年度概算要求の申請を検討中である。

また、専門家によるネットワーク化では、OATC の活動の一つの柱である研究部門に、リーガル・リスク予防研究に関する組織を設け、協力専門家をそこに配属して、さらに本研究科との関係を密接にし、学生のネットワークセミナー授業の充実化を図る。また、「パブリック岡山大学内支所」や既存の協力法律事務所とは引き続き密に情報交換し、「エクスターンシップ」のスキルアップに努める。

#### (5) その他

OATC は全国的初の試みなので、軌道に乗せるよう組織運営していきたい。

### 2 点検・評価

「パブリック岡山大学内支所」を拠点としたエクスターンシップは、学生の実務意識を涵養する上で、大きな役割を果たしている。また、岡山弁護士会の協力を仰ぎながら実施している、各法律事務所におけるエクスターンシップについても、特に受け入れ先の弁護士から学生の受講態度などについて目立ったクレームはなく、学生は極めて真剣に実務教育を履修している。問題点として、エクスターンシップと選択必修の関係にあるクリニック教育の核となる法律相談の件数が減少していることが挙げられる。

専門家のネットワークを利用したネットワークセミナーは本研究科が力を入れている分野であるが、法科大学院の低迷と軌を一にする形で、学外の協力専門家の熱意が低下していることが懸念材料である。そこで、OATC 活動の特に研究部門にこれを吸収し、引き続き協力頂いている専門家に対しては、本研究科から一定の名称（たとえば、「客員教授」といった称号）を付与して、その位置づけを明確にし、学外専門家のモチベーションを維持する工夫をしているところである。

さらにOATCについては、これを軌道に乗せるための資金援助と、この運営にあたる教員の負担が当面の課題として挙げられる。大学本部と連携協力しながら解決を図っていきたい。

### 3 自己評定

A+ 充実した実務教育の実践は、法科大学院における法曹養成教育の根幹である。この点、本研究科の「実務教育重視型」の教育を追求する取り組みは非常に良好である。法曹継続教育を標榜するOATCは全国に先駆けた取り組みとして卓越した存在といえる。したがって、特徴の明確性、取り組みの適切性がいずれも非常に良好である。

### 4 改善計画

特になし。引き続き、「パブリック岡山大学内支所」や各法律事務所との連絡

を一層密にし，また OATC の活動も軌道に乗せるように努める。

### 1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

#### 1 現状

##### (1) 組織・体制の整備

###### ア 自己改革に関わる全学組織・体制

自己改革に関連する全学の仕組みとして、①部局組織目標評価制度がある。これは、「岡山大学部局自己評価実施規程」に基づき毎年度、実施されているもので、活動主体は企画・総務担当理事所掌の全学センターである評価センターである。評価センターは、岡山大学の評価に関する基本方針案の作成や、本研究科を含む専門職大学院が認証評価を受審するにあたり、その支援を行う全学組織である。

###### イ 自己改革に関わる本研究科内の組織・体制

本研究科内における自己改革に関する組織・体制として、まず、研究科長と2名の副研究科長から成る②「執行部」がある。執行部は、本研究科の予算・決算案の策定、予算の執行、教員人事の発議及びそのための選考委員会等の設置の発議、非常勤職員の採用決定、学生や教員指導など、自己改革を意識しながら、広く研究科全般の組織運営にあたる。また、執行部は、組織運営上の課題等を以下に挙げる各種委員会を通じて把握し、そのための改革案を教授会に提案する。また、後述するように、本研究科執行部は、学長をはじめとする大学本部執行部と適宜の時期に「意見交換会」<sup>8</sup>を開催し、本研究科に内在する課題の発見や解決策の模索、運営方針の確認等を共同で行っている。

教員の教育活動の自己改革関連組織としては、③FD委員会と④教務委員会が、入試制度における自己改革に関する組織として⑤入試委員会、がそれぞれある。さらに、⑥法曹養成に関わる社会的ニーズの変化を的確にキャッチし、これに対応する組織として、平成24年4月、OATC運営委員会を部内に新たに設置し、それぞれ組織見直しにあたっている。

上記の③FD委員会は研究科長を委員長とし、さらに2名の副研究科長で構成され<sup>9</sup>、研究科における教育内容及び教育方法の改善、見直し等について検討する他、さらに教員に対する指導助言などを行う。④教務委員会は、副研究科長を委員長とし、専門分野のバランスや研究者及び実務家教員のそれぞれのバランスをとって構成された各教員からなる<sup>10</sup>。同委員会は、本研究科における教務全般、クリニック、エクスターンシップなどの実務実習教育に関する事項を審

<sup>8</sup> 正式名称はなく、「意見交換会」、「戦略会議」といった呼称を用いている。

<sup>9</sup> 「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第9条第4項、同条第7項、同条第8号。

<sup>10</sup> 「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条第1項第1号、同内規第9条第1項等。

議し、教授会に種々の案件を提案する。⑤入試委員会は、教務委員会とは別の副研究科長を委員長とし、入試業務の遂行の他、受験生の動向調査や、それに基づいた入試制度改革の企画立案などを担当する<sup>11</sup>。⑥OATC 運営委員会は、「1－2 特徴の追求」で挙げた OATC の組織運営に関する委員会で、実務家教員 2 名、研究者教員 1 名で構成され、本研究科内に設定された法律事務所（「のぞみ法律事務所」）の支援策や、OJT の推進、人材派遣などの分野における改革・機能強化にあたる。あるべき法曹像を踏まえ、地域のニーズに応じた法律家を社会に輩出していくためには、どのような教育プログラムが必要か、中四国地区に有為な法曹を輩出するために、どのような組織とコンタクトを取るべきか、といった、現在、まさに法科大学院に求められる社会的使命をキャッチし、自己改革につなげるための先端的役割を担っている。OATC の意見、提案などは、研究科長も同委員会に参加しているため、常時、把握できるようになっている。

各種委員会で提起された課題や意見などは、すべて執行部に集約されるようになっている。

## （2）組織・体制の活動状況

自己改革に関する①「部局組織目標評価制度」においては、毎年度、部局長が中期目標・中期計画を踏まえつつ、「教育」、「研究」、「社会貢献」の分野につき組織目標を設定し、年度終了時に目標の達成度合いを「組織目標評価報告書」として大学本部に提出している。他方で大学本部は、部局から提出された同報告書等を参考にして、部局評価及び評価所見を添えた「部局評価調書・通知書」を当該部局に送り、当該部局が自己改革を行う際の指針としている。なお、この「組織目標評価報告書」は、大学 HP でも一般に公開されており、本研究科が当該年度に「教育領域」、「研究領域」、「社会貢献領域」の各分野でどのような目標を設定し、また目標の達成状況や達成過程で生じた課題にどのように取り組んだか、といった論点が明記されている。

②「執行部」による自己改革に関する活動は、定期的な協議による他、その都度、案件がある場合に協議を行う。もっとも、その場合の協議内容は、直近の課題を解決するための意見調整が大半である。中長期のスパンで考慮すべき自己改革に関する課題<sup>12</sup>は、関係教員を招集して協議を行う。

③FD 委員会は事実上、「執行部」と同一メンバーによって構成されている。FD 協議会の議題確認の他、教員への個別指導などを行う。

④教務委員会及び⑤入試委員会は、それぞれ委員長である副研究科長を議長として定期的に委員会を開催し、教務、入試の各業務の遂行や、業務遂行で生じた課題の確認と改善策などを議論する。また⑥OATC 運営委員会も、平成 25 年

<sup>11</sup> 「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条第 1 項第 3 号、同内規第 9 条第 3 項等。

<sup>12</sup> たとえば、労働契約法改正に基づく「国立大学法人岡山大学教員の任期に関する規則」に対する対応、司法試験合格状況の改善へ向けての方策検討など、執行部と関係教員が協議した。

4月から研究科内の常設の委員会として位置づけ、毎月1回会議を招集し、法曹継続教育の推進、概算要求に向けての企画立案などを検討している。

### (3) 組織・体制の機能状況

本研究科の自己改革に関する機能状況、成果を列挙すると以下のような点が挙げられる。

①「部局組織目標評価制度」によって、毎年度の本研究科の組織目標が明確に設定されている。これは、研究科長主導の下、「教育領域」、「研究領域」、「社会貢献領域」の各分野において、本研究科の課題と改善策を認識するのに有益である。これまで、たとえば、「教育領域」分野において、コアカリキュラムに基づいた独自教材の開発・作成が推進されたこと、法学部との接続教育が促進されたことなど成果として挙げられる。

部内の自己改革関連組織である②執行部の活動は多彩である。これまで、労働契約法改正にかかる任期制教員のテニユアへの円滑な移行や「教員活動評価」の面で調整を図った他、学生の意見聴取の機会を増やし、その要望などに適切に対処してきたことなどが活動の成果である。学生との懇談会や独自の意見箱の設置は、学生の「生の声」を聞く良い機会という認識で対応しており、可能な限り学生からの要望に沿うよう対処してフィードバックを図っている。具体的には、法務研修生の期間延長、長期履修者制度の適用の拡大化、授業・中間アンケートの導入、オープンスペース等の環境整備といった面で改善を行った。また、後述するように、執行部として、大学本部との意見交換会も活発に行っている。

また、③FD委員会及び④教務委員会の活動により、教育体制の見直しが図られた。すなわち、平成24年12月に実施したFD協議会への参加者を拡大することとし、部内の教員のみだけでなく、本研究科の授業参観を行った弁護士にも参加を求め、広く意見を聴取し、授業改善を図った。また、修了認定の見直しについても、たとえば科目別の単位履修状況に関する一覧表を作成し、FD協議会において教員間で確認することによって、単位認定にバラツキが出ないよう情報共有を行った他、「厳格な成績評価」の意味内容、成績評価の在り方について確認を行うなどした。これらは、いずれも教育体制の検証、見直しの契機となっている。その他、④教務委員会は、法学部との接続教育を推進するなど、教務全体にわたって改革案を提起している。

⑤入試委員会は、入試制度の見直しとして、本研究科志願者を掘り起こすため、入試委員会の提案に基づき、試験会場を岡山と東京で設置し、さらに平成25年度からは大阪を追加した他、前後期とも3か所で入試を実施することとした。さらに、転入学試験では、公法系、民事系、刑事系の3系で口述試験を行っているが、前回認証評価において指摘された点を改善し、問題量や難易度に差が生じないように、同じ系統の法律科目においては時間や問題量を均等に配分

するなどして対応した。

⑥OATC 運営委員会が推進する法曹継続教育については、本研究科専任の実務家教員が隣接法律事務所において新人弁護士の指導にあっている他、平成 25 年 6 月から、総社市との間で弁護士パートタイム研修に関する協定が取り交わされ、2 名の弁護士を定期的に同市役所に送り、自治体法務に関する助言、相談などを行うことが決まった<sup>13</sup>。

前後するが、②執行部と大学本部執行部との「意見交換会」は、本研究科及び大学本部との意思疎通を図るための重要なパイプとして機能している。これにより、たとえば、OATC 設置や「大学機能強化戦略経費」配分などの論点につき、大学本部の理解を得ることができた。また、法律基本科目の独自教材の開発と簡易製本化や、修了生及び司法試験合格者による在学生へのフォローアップ体制の導入も図られた。

こうした自己改革に関わる機能や成果は、大学及び本研究科内の関連組織が円滑に機能していることの証左といえる。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

以上の他、本研究科として特に力点を置いている自己改革に関する取り組みは、今のところない。

#### (5) その他

以上、挙げた自己改革に関する種々の委員会の他に、本研究科では、外部専門家の意見を取り入れて、組織運営の参考とするため、「岡山大学法科大学院支援委員会」ともタイアップしている。これは、岡山弁護士会内に設置された委員会で、正規構成員は同弁護士会所属の会員弁護士である。月 1 回のペースで開催されるが、本研究科からも、研究科長及び教務担当の副研究科長が毎回、オブザーバーの立場で出席し、本研究科の組織運営や教育内容・方法などに関して出された意見を自己改革に反映させるようにしている。同委員会は、4 分野に関係する外部専門家による授業参観の依頼や、非常勤講師の手配の窓口として機能している。教育体制や教育方法等に対する改革の取り組みが本研究科の独善に陥らないよう、外部からの意見を聴取する仕組みといえ、大学と弁護士会が相互に協力し合いながら、法曹養成教育にあたっている一つの例証といえる。

## 2 点検・評価

本研究科の自己改革に対する取り組みは良好といえる。全学的な自己改革に関する「部局組織目標評価制度」は、毎年度の本研究科の組織体制を検証し、課題を洗い出し、解決策を設定するのに一定の指針を与えている。また、自己

---

<sup>13</sup> 添付資料 4 参照。

改革に関する個別組織であるFD委員会、教務委員会、入試委員会、OATC運営委員会などは、その構成が明確に規定され、それぞれの所掌事項に従って活発に活動しているといえる。さらに、執行部の活動は、極めて積極的で大学本部執行部との意思疎通も十分に図られている。このことは、たとえば、「大学機能強化戦略経費」などの獲得結果にも表れている。こうした自己改革の取り組みの成果は、「機能状況」で具体的に示したように、様々な場面で表れており、組織体制の自己改革につながっている。

他方、修了者の進路把握と教育の改善の活用には課題がある。進路状況の把握は、事務部署である大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループ（法務研究科担当）がその任にあっている。既に職業法曹として活動している者や地方公共団体職員、裁判所事務官、検察事務官など、把握が比較的容易な場合は、本事務部が良好に機能している。しかし、修了後数年が経過し、住居変更した者や連絡先が判明しても電話連絡に応じない者などもいるため、修了生の100%の進路把握は困難な状況にある。今後、法科大学院の存在意義を高めるために、この点に留意して、特別の委員会を組織することの当否も含めて検討していきたい。

### 3 自己評定

B 本研究科の自己改革は非常に良好に遂行されている。また、本研究科のみでなく、自己改革のために岡山弁護士会内の岡山大学法科大学院支援委員会とタイアップしている点も好評価要素である。したがって、自己改革を目的とした組織・体制の整備機能の点で、いずれも良好である。

### 4 改善計画

自己改革に対する取り組みは、本研究科が法曹養成教育の一翼を担う教育機関として存続する限り、継続的に厳しく確認し、かつ検証していかなければならない事項である。修了生の進路把握は困難な側面もあるが、この点、本研究科の自己改革の取り組みの一つとして今後検討していきたい。

## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 現状

#### (1) 教授会の権限

本研究科教授会は、教員選考、教育課程の編成、学生の入学及び修了に関する事項の他、その他教授会が必要であると認める重要事項について審議する<sup>14</sup>。教授会は構成員の3分の2以上の出席により開催され、その過半数によって議決がなされる<sup>15</sup>。その他、審議事項の重要性を考慮して、形式的で特に議論の必要が乏しい審議事項については、書面等による議決方法を採用している<sup>16</sup>。これにより、教授会開催に伴う教員の負担軽減に役立てている。

組織運営に重要な予算案の作成は、教授会に諮る前に、執行部、事務長、実務家教員1名で構成される運営委員会が行い、議論を踏まえた上で、教授会にかける仕組みとなっている<sup>17</sup>。

#### (2) 理事会等との関係

本研究科では、入試制度の見直し、カリキュラム改定、資料室運営といった組織運営などに関する事項は独自に決定できる。もっとも、OATC設置など本研究科に附属するセンターであっても、管理学則、大学院学則等の改正を伴うような事項については、全学教育研究評議会等に諮る必要がある。また、新任教員の採用、あるいは昇進に関しても、予め大学本部執行部と「人事協議書」に基づいて協議を行い、手続を進める必要がある。しかし、従来、人事を含め、大学本部執行部から本研究科の組織運営に対し不当な介入がなされたとか、大学本部で本研究科教授会決定が覆されたというようなことはない。むしろ、大学本部執行部及び本研究科執行部は、意見交換会を通じて綿密に連絡をとりつつ、相互に協力しながら組織運営にあたっており、極めて良好な関係にあるといえる。

#### (3) 他学部との関係

法学部をはじめ、社会文化科学研究科とも別組織であり、自主性、独自性とも全く問題はない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

大学本部執行部との連携のため、年に数回、ほぼ定期的に学長及び本部役員

<sup>14</sup> 「岡山大学大学院法務研究科教授会規程」第3条。

<sup>15</sup> 同規程第7条、第8条。

<sup>16</sup> 同規程第9条。

<sup>17</sup> 「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第7条。

と意見交換会を行っている。意見交換会において、本研究科が抱えている問題点、課題などを本部執行部に提起でき、その解決が相互の視点から図られるので、本研究科にとって貴重な機会となっている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科の自主性、独立性に問題はなく、その組織運営は良好である。さらに、上述した大学本部執行部との定期的な意見交換会は、本研究科の実情の理解のため、重要かつ貴重な機会となっている。

3 自己評価

合 本研究科の自主性、独立性に問題はない。

4 改善計画

特になし。

## 1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 現状

#### (1) 公開されている情報の内容

本研究科では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 (平成 23 年 4 月 1 日施行) の改正を踏まえ、教育情報を積極的に公開している。教育活動等における本研究科の情報公開ツールは、本研究科 HP 及び大学本部 HP、ガイドブック、学生募集要項、学生便覧が主なものである。それらツールを用いることにより、①本研究科が養成しようとする法曹像、②入学者受入方針、入学者等の入学者選抜に関する事項、③授業科目、授業の方法・内容、年間の授業の計画など教育内容等に関する事項、④教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績等教員に関する事項、⑤成績評価・修了認定の基準、修了者数等に関する事項、⑥施設や設備環境、在籍者数など、学生の学習環境に関する事項、⑦自己改革の取り組み等、本研究科に関する基本的事項はすべて確認することができる。

#### (2) 公開の方法

(1) で列挙した①から⑥の学生に関わる基本情報は、HP、ガイドブック、学生募集要項、シラバス、学生便覧など想定できる媒体を使って、広く周知徹底している。HP では、「研究科紹介」、「入試」、「学生生活」、「就職・進路」などの項目をクリックすると各事項に係る情報がつづさに確認することができる。「在学生」に対する「教員からのお知らせ」は、教材や定期試験等に関する案内などが掲示されているため、パスワードがかかっており外部者には非公開だが、シラバス、時間割、授業料、奨学金といった情報はすべて公開されており、部外者でも本研究科の教育内容や勉学環境状況、雰囲気が見取できるようになっている。

ガイドブックは、毎年 4 月に発行され、特に当該年度の入試受験者を意識して作成されている。教育方法の特色、カリキュラム、科目履修例、教員紹介などが掲載されている。学生募集要項は、各年度に発行され、募集人員、出願資格、入試日程、試験場案内など、入試に関する基本情報が掲載されている。シラバスも一般に公開されており、科目ごとに各授業回で行われる講義内容や使用するテキスト、履修要件などが掲載されている。学生便覧は、岡山大学の理念・目的や授業の履修方法、学生生活に関する事項、学則などが掲載されている。主として本研究科の入学者、在校生に対する情報提供になるが、HP で公開されているため、一般人も閲覧可能である。

さらに、⑦自己改革の本研究科の取り組みは、大学 HP の「大学紹介」→「点検・評価」→「自己点検・評価書」を順次クリックし、「部局組織目標」を開く

ことによって確認できる<sup>18</sup>。これらはいずれも HP で PDF 化されて公開されているので、本研究科を受験しようとする者はもちろんのこと、そうでない一般人も本研究科の基本情報に容易にアクセスできる。

### (3) 公開情報についての質問や提案への対応

基本的に部外からの問い合わせは、事務部署である大学院社会文化科学研究科等事務部大学院教務学生グループ（法務研究科担当）が窓口となっている。本研究科 HP 上には、「お問い合わせ」先が明示されているから、質問や提案を集約し易くなっている。質問等があった場合には、必要に応じて研究科長や関係の委員会委員長にコンタクトをとり、電話や文書、メールなどで具体的な回答を行っている。ガイドブックや HP で公開する事項や内容の公開の是非は、関係の委員会、関係教員がチェックし、公開に応じている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

予算が限られているので、上述した以上の格別の取り組みは行っていない。

### (5) その他

特に地元新聞社、テレビ局には、本研究科が新たな取り組みやプロジェクトを手掛けた場合には、個別に記者に連絡をとって、記事にしてもらうよう働きかけている。また、本学における定例の記者発表も利用して、その都度、本研究科の情報を提供している。

## 2 点検・評価

本研究科の情報公開の内容、開示方法は適切である。HP 上で公開している情報も、時間割、シラバス、学生便覧といった、本来、在学生向けの情報と思われるものであっても非公開にしておらず、HP 上で PDF 化し、一般人も閲覧可能であり、極めて適切だと考える。そのため、本研究科の情報提供に関し、学内外から情報不足などを指摘されたことはなく、十分に評価できる。

## 3 自己評定

A 情報公開が非常に適切に行われている。

## 4 改善計画

本研究科の情報公開の方法は、適切である。今後とも本研究科の概要、教育関連情報などを公開し、広く社会に周知していきたい。

---

<sup>18</sup> 本研究科の「組織目標評価報告書」が掲載されている。

## 1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本研究科が学生に約束した重要な教育活動は、①カリキュラムで掲示した科目開設、②少人数教育、③研究者教員と実務家教員との協働教育体制、④実務教育の充実、⑤法的分析能力、表現能力の育成と自習支援、⑥奨学金などが重要事項といえる。

#### (2) 約束の履行状況

上記①から⑥のうち、まず①については達成されている。A法律基本科目群、B実務基礎科目群はもちろん、C基礎法学・隣接科目群、D展開・先端科目群とも、隔年開講されている。

②は、近年の法科大学院入学者が減少している結果もあるが、講義形式のもので、いわゆる60人以上となるような大規模講義はない。演習はおおむね20名前後で開講されている。

③については、特に演習科目において、研究者と実務家が協働して教材作成にあたり、定期試験(中間試験・期末試験)においても綿密に連絡をとって問題作成を行うなどして、相互に齟齬がないようにしている。また、オムニバス形式で行う授業では、各教員がバラバラに授業運営にあたるのではなく、相互に演習問題の内容とレベルについて意見交換を行い、問題文の分量、採点方法、成績評価方法などについて確認している。さらに刑事訴訟法演習のように、同一授業科目において、実務家教員の授業に研究者教員がオブザーバーで参加し、学生への問題解説が相違しないように留意している授業科目もある。科目内FDの一例といえる。

④は、特に本学の一つの特色となっている「パブリック岡山大学内支所」などに学生をエクスターンシップに出して実務教育を実践している他、医療福祉研究(ネットワークセミナー)では、学外の専門家による授業を開講し、特に福祉関係の実情を把握できるよう配慮している。

⑤については、平成23年度、24年度の2か年にわたり、大学本部から「学長裁量経費」(平成23年度)、「大学機能強化戦略経費」(平成24年度)を得て、憲法、民法、刑法、刑訴法、行政法の各分野において共通的到達目標で示されている解説項目を意識した形で独自教材を開発し、これに基づいて小テストや論述試験を実施するなどして、学生が法的分析能力や表現能力を習得できるようにしている。さらに自習支援としては、自習室を整備してすべての在學生に

机を割り当てている他，修了生に対しても法務研修生の名称で，自習室を用意し，自学自習ができるようにしている。この法務研修生に対しては，従来，その身分付与の期間が1年2か月だったものを2年2カ月に延長した<sup>19</sup>。

⑥については，「岡山大学成績優秀学生奨学金」（給付），「岡山大学法科大学院奨学金」（貸与，無利息）の制度があり，学生を経済的に支援している。

（3）履行に問題のある事項についての手当  
約束履行に問題のある事項はない。

（4）特に力を入れている取り組み  
学生の自習支援について，より充実化を図るため，法務研修生の研修期間を従来の1年2か月か2年2カ月に延長した。また，「長期履修制度」の適用枠組みを拡張し，従来，基本的に近親者の介護・支援，育児に限られていた本制度を，「その他特別な事情により」の条件を追加することによって，たとえば経済的に困難な学生に対しても適用できるようにした。

（5）その他  
学生との約束を果たしていくための前提として，学生の要望などをよりきめ細かく集約する契機として，法科大学院資料室に意見箱を設けた。従来，意見箱は，法科大学院のある文化科学系総合研究棟とは異なる文法経1号館玄関に設置されていたが，学生が利用しやすい法科大学院資料室に配置している。

## 2 点検・評価

ガイドブック及び学生便覧に掲載している事項は，いずれも履行している。さらに，それ以外にも学生のニーズを迅速かつ的確に把握するため，法科大学院資料室内に「意見箱」を設置して意見を集約し，可能な限り，これに答えるようにしている。

## 3 自己評定

合 問題となる事項はない。

## 4 改善計画

基本的に約束は履行しており，具体的な改善計画は現在のところない。

---

<sup>19</sup> 「岡山大学大学院法務研究科法務研修生に関する内規」参照。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 学生受入方針

本研究科では、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)として、①社会問題への関心、②倫理観・正義感、③論理的思考力、④コミュニケーション能力を採用している<sup>20</sup>。

##### (2) 選抜基準と選抜手続

###### ア 全般

入試制度の全般的な運用は、「法務研究科入学者選抜選考要項」、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」などの諸規定に基づいて行われる。

本研究科では、平成22年度入試より、入試日程につき前期入試と後期入試の2日程を設け、各入試日程につき法学未修者入試と法学既修者入試を別々に行うこととし、同一日程の入試につき法学未修者入試と法学既修者入試を併願可としている(ただし、平成22年度前期は既修者選抜のみの実施)。入試の呼称は、平成23年度入試から、「法学未修者前期入試」、「法学既修者前期入試」、「法学未修者後期入試」、「法学既修者後期入試」としている<sup>21</sup>。平成23年度後期入試以降、二段階選抜は廃止している。また、平成25年度入試からは、法学未修者入試・法学既修者入試ともに、適性試験の点数に最低基準点を設け、最低基準点に満たない者の出願を認めないこととしている<sup>22</sup>。なお、平成23年度入試および平成25年度入試においては、第2次募集を行っている。

###### イ 法学未修者入試

法学未修者の選抜は、法科大学院全国统一適性試験100点、小論文200点(試

<sup>20</sup> 詳細は2014年ガイドブック17頁、添付資料5(平成25年度学生募集要項(前期・後期・第2次募集)(表紙裏))参照。また、本研究科HP(<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/lawschool/adam.html>)参照。

<sup>21</sup> 平成22年度入試では「選抜」と呼称していた。例えば、「法学既修者前期選抜」。

<sup>22</sup> 適性試験の最低基準点は法学未修者入試・法学既修者入試ともに同一であり、その具体的点数は、前期入試につき学生募集要項を審議する際の「適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布に基づき、法科大学院全国统一適性試験の総受験者の下位から概ね15%を目安として設定する」との教授会決定に基づき決定されている。後期入試・第2次募集については、学生募集要項の内容として教授会決定されている。

験時間 120 分)、面接・書類審査 50 点、合計 350 点満点<sup>23</sup>で、総合点の高得点順に順位を決定する<sup>24</sup>。その際、「法科大学院全国統一適性試験の配点は、第 1 部～第 3 部の総合得点 (300 点満点) を 100 点満点に換算する」こと、および「小論文、面接・書類審査の各項目で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことを、募集要項に明記している<sup>25</sup>。また、法学既修者入試との併願者で、法学既修者入試で合格判定を得た者は、法学未修者入試の対象としない<sup>26</sup>。小論文では、「法務研究科の勉学に必要な理解力、思考力、表現力」をみる<sup>27</sup>。面接・書類審査では、「志望動機の明確さ及び本研究科入学者受入方針にかなう人物かどうか」をみる<sup>28</sup>。面接試験では、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき、客観的、かつ厳格な評価が行えるよう配慮している。

#### ウ 法学既修者入試

法学既修者の選抜は、法科大学院全国統一適性試験 100 点、法律科目試験 350 点、面接・書類審査 50 点、合計 500 点満点<sup>29</sup>で、総合点の高得点順に順位を決定する<sup>30</sup>。法律科目試験のうちわけは、公法系 (憲法, 行政法) (試験時間 90 分, 配点 100 点), 民法法系 (民法, 民事訴訟法, 商法) (試験時間 120 分, 配点 150 点), 刑事法系 (刑法, 刑事訴訟法) (試験時間 90 分, 配点 100 点) である。その際、「法科大学院全国統一適性試験の配点は、第 1 部～第 3 部の総合得点 (300 点満点) を 100 点満点に換算する」こと、および「法律科目試験の各科目で 6 割、面接・書類審査で 2 割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」ことを、募集要項に明記している<sup>31</sup>。面接・書類審査の内容は、法学未修者入試と同様である。

#### エ 転入学試験

本研究科では、平成 19 年度より転入学試験の制度を導入し、実施している。これは、他大学の法科大学院 1, 2 年次に在籍している学生で本研究科への転入学を希望する学生を対象としている。転入学試験は、「法務研究科転入学試験実施要項」に基づき、各年度の転入学出願要項に従って行われる。試験の内容は、法律科目の口述試験である (公法系 (憲法・行政法) (試験時間 30 分), 民法法系 (民法, 民事訴訟法, 商法) (試験時間 45 分), 刑事法系 (刑法, 刑事訴訟法)

<sup>23</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期・第 2 次募集) 4 頁)。

<sup>24</sup> 「法務研究科入学者選抜選考要項」参照。

<sup>25</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期・第 2 次募集) 4 頁)。

<sup>26</sup> 「法務研究科入学者選抜選考要項」参照。募集要項には、「両入試の合格基準を満たした場合は、法学既修者…入試に合格したものと取り扱います」と記載している。添付資料 5 (平成 25 年度募集要項 (前期・後期・第 2 次募集) 1 頁)。

<sup>27</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期・第 2 次募集) 4 頁)。

<sup>28</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期・第 2 次募集) 4 頁)。

<sup>29</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期) 5 頁, (第 2 次募集) 4 頁)。

<sup>30</sup> 「法務研究科入学者選抜選考要項」参照。

<sup>31</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期) 5 頁, (第 2 次募集) 4 頁)。

(試験時間 30 分)<sup>32</sup>。転入学者の認定基準等は、「法務研究科転入学試験実施要項」参照。

### (3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の内容は、各入試の学生募集要項、ガイドブック、HP によって広く公開されており、内部規定と公開情報との差異はほとんどない<sup>33</sup>。また、学内外で実施される各種入試説明会においても、広く適時に説明を行っている。平成 25 年度入試における各種情報の公開時期は次のとおりである。まず、従来から変更のない学生受入方針（アドミッション・ポリシー）は、HP に特別のページを設けて、継続的に公表している。次いで、平成 24 年 3 月刊行の 2013 年ガイドブックにおいて、アドミッション・ポリシーを掲載するとともに、募集人員、入試方法、日程、試験場等の情報を公開した。平成 24 年 6 月 6 日には HP 上に前期入試の概要を掲載した。ここでは、ガイドブックの記載に加え、前期入試の出願期間などを記すとともに、「\*出願資格に、前年度入試との重要な変更点があります。」と朱書し、「法科大学院全国統一適性試験の得点が本研究科の定める最低基準点に満たない者の出願は認めません。最低基準点については、適性試験管理委員会が公表する総合得点の度数分布に基づき、法科大学院全国統一適性試験の総受験者の下位から概ね 15%を目安として設定し、平成 24 年 7 月上旬頃に本研究科ホームページ上でお知らせします。」と明示した。6 月 22 日の前期入試の募集要項配布開始とともに、同募集要項の内容を HP に掲載した。適性試験の最低基準点は、7 月 11 日に HP に掲載した（これ以降に公表される学生募集要項（後期入試・第 2 次募集）には、最低基準点数を明記した）。9 月 3 日には後期入試の募集要項を発表すると同時に、HP に同募集要項および後期入試の概要について掲載した。平成 25 年 2 月 8 日には、第 2 次募集の募集要項を発表するとともに、その内容を HP に掲載した。各種説明会などについては後記（5）参照。

転入学試験については、例年、12 月に転入学出願要項を公表している。

### (4) 選抜の実施

#### ア 一般的事項

本研究科の入学試験は、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第 8 条により、入学試験を所掌する「入試委員会」により運営される。入試委員会には、副研究科長を兼ねる入試委員長と、入試委員長が指名する副委員長 1 名が置かれる。また、「法務研究科入学者選抜選考要項」に基づいて、入試委員会が中心となり、入学試験に関わる諸事項（入試説明会の開催、選抜

<sup>32</sup> 添付資料 6（平成 25 年度岡山大学大学院法務研究科転入学出願要項）参照。

<sup>33</sup> 例えば「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」は非公開だが、同要項の内容のほとんどは、アドミッション・ポリシーなどの形で示されたり、または募集要項や受験者心得で受験者に明示されている。

方法や選抜基準の確認・検討，合否判定資料案等の作成など）を取り扱う。また、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申合せ」により，入学試験の監督者が受験者数に応じて適切に配置できるように配慮している。

本研究科では，一つの募集要項とすることで生じ得る受験生の混乱を可能な限り防止することができることから，入試日程ごとに学生募集要項を作成している。すべての学生募集要項は，教授会により決定されている。

小論文の作問・採点委員の選出は，秘密裡に行われる。すなわち，本研究科の運営に最終責任を負う執行部のみが各年度の選出状況を考慮して委員を決定する。決定結果は，本人にしか連絡されない。採点においても，秘密性は厳守される。すなわち，試験終了後，事務員により解答用紙枚数の確認後，各解答用紙をランダムに並べなおした後，解答用紙上部の受験番号を採点委員に判別できないように綴じられる。採点委員は，この状態で採点をする。これにより，特定の受験者に有利・不利な扱いが生じないような措置が施されている。

法律科目試験の作問・採点委員も，執行部により決定・選出されるが，専任教員の専門との関係から，秘密裡とはいえ限界はある。しかし，各科目複数名の教員が作問・採点に携わることとして，可能な限り，公平性・公正性を確保する体制をとっている。法律科目試験の採点も，小論文と同様の秘密性を確保した措置が施されている。

面接・書類審査は，学生受入方針に適った学生の入学を目指すため，「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき適正に実施している。また可能な限り 1 面接室に 1 名は実務家教員を配置することにより，受験者の適性の程度を判定できるようにしている。

## イ 平成 25 年度入試の実施状況

(ア) 平成 25 年度法学未修者前期入試・法学既修者前期入試は，平成 24 年 6 月 22 日発表の前期入試の学生募集要項に従って実施した。平成 24 年 9 月 8 日に法学既修者前期入試の法律科目試験及び面接・書類審査を，同月 9 日に法学未修者前期入試の小論文及び面接・書類審査を，いずれも岡山および東京に試験場を設けて実施した。両試験場での試験の実施が同一条件で行われるよう十分な準備をして実施し，円滑に終了した。

試験終了後，直ちに採点が行われ，入試委員会<sup>34</sup>の議を経て，平成 24 年 9 月 19 日の教授会において合格者選考が行われ，学長決裁の後，同月 21 日，合格発表を行った。

(イ) 平成 25 年度法学未修者後期入試・法学既修者後期入試は，平成 24 年 9 月 3 日発表の後期入試の学生募集要項に従って実施した。平成 24 年 11 月 17 日

<sup>34</sup> 入試委員会において，合格者選考原案が審議された。なお法学既修者の合格者選考原案作成にあたっては，法律科目試験の出題採点委員の意見を聴取し，原案作成において当該意見を反映させた。後期入試，第 2 次募集においても同様である。

に法学既修者後期入試の法律科目試験及び面接・書類審査を、同月 18 日に法学未修者後期入試の小論文及び面接・書類審査を、いずれも岡山および東京に試験場を設けて実施した。両試験場での試験の実施が同一条件で行われるよう十分な準備をして実施し、円滑に終了した。

試験終了後、直ちに採点が行われ、入試委員会の議を経て、平成 24 年 11 月 28 日の教授会において合格者選考が行われ、学長決裁の後、同月 30 日、合格発表を行った。

(ウ) 第 2 次募集は、法学未修者および法学既修者ともに若干名の募集人員として、平成 25 年 2 月 8 日発表の第 2 次募集の学生募集要項に従って実施した。平成 25 年 3 月 16 日に法学既修者入試の法律科目試験及び面接・書類審査を、同月 17 日に法学未修者入試の小論文及び面接・書類審査を実施し、円滑に終了した。なお第 2 次募集の試験場は岡山のみである。試験終了後、直ちに採点が行われ、入試委員会の議を経て、平成 25 年 3 月 18 日の教授会において合格者選考が行われ、学長決裁の後、同月 22 日、合格発表を行った。

平成23年度			平成24年度			平成25年度		
受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
146	56	2.61	128	53	2.42	90	44	2.05

これまでのところ、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問が提起された事態（投書や口頭でのクレーム）はない。

#### ウ 平成 25 年度転入学試験の実施

平成 24 年 12 月 17 日、教授会決定に基づく「平成 25 年度岡山大学大学院法務研究科転入学出願要項」を公表し、平成 25 年 3 月 1 日、3 名の出願者に対し、転入学試験を実施した。同月 11 日の教授会において、1 名につき転入学試験の合格判定を行った。これらは「法務研究科転入学試験実施要項」に則って実施された。なお、現在まで、転入学試験の公正さ・公平さに疑問が提起された事態（投書やクレーム）はない。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

平成 25 年度入試に関しては、学内での入試説明会を年 4 回実施（前期入試出願期間前に 3 回、後期入試出願期間前に 1 回）したほか、ミニ・オープンキャンパス（キャンパス訪問）企画を実施し、参加者からの個別相談に応じている。学外で他の法科大学院と合同で実施される相談会企画にのべ 5 回参加している。いずれもかならず専任教員が対応している。

また、上記のとおり、平成 25 年度入試から、適性試験の最低基準点を設け、これに満たない者に出願資格を認めないこととしており、入学者の適性を適確に評価することのできる体制の一翼を担うこととしている。

#### (6) その他

上記のとおり、本研究科の受験機会の複数回化、法学未修者入試と法学既修者入試の併願を認めること、試験会場の複数設置などを行っている。

## 2 点検・評価

学生受入方針は、「社会問題への関心」、「倫理観・正義感」、「論理的思考力」および「コミュニケーション能力」を有する人が望ましいという方針が明確に規定され、また本研究科の基本方針と適合し、問題はないと考える。

入試制度における選抜基準、選抜手続の公平性・公正性、秘密性等の保持は、この制度の根幹部分であるだけに細心の注意を払っている。選抜基準、選抜手続については、一部の者だけがそれを認識するといった不平等のないよう、その公正性等を担保するために、できる限り明確な形で規定し、募集要項、HP、ガイドブックといった媒体を通じて広く公表している。同一日程の入試につき複数の試験場があることから、試験場間の公平性確保にも細心の注意を払っている。

法学未修者入試における「小論文」の試験内容は、各回とも法学の知識を問わず、かつ、法曹として必要な法律学の学習に際して必要な、理解力・思考力・表現力を問う問題となっている。法学既修者入試における法律科目試験の科目数・内容とも、法学既修者を選抜するに適切な科目数・内容となっている。面接・書類審査は、すべての受験者に課され、アドミッション・ポリシーと連動した「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき実施されている。

以上のように、本研究科の選抜基準、選抜手続は公正、公平の見地にたって実施されていると評価できる。受験者にとっての関心事である試験成績結果は、「入試情報の開示」としてその請求手続が募集要項<sup>35</sup>のほか HP にも記載され、受験者に対し、本人の成績はもちろんのこと、合格者の最高点・最低点も判明できるようにしている。

ただし、本研究科に割り当てられる予算では、研究科の学生受入方針等を広く周知徹底させるため、プラスαの促進活動を行おうとしても十分な PR 活動にはおのずと制約がある。

また、上記のように入試倍率は毎年 2 倍を超えた状態が維持され、入試の入学者選抜機能は適切に働いているものの、入学辞退者数も一定程度存在し、平成 25 年度入学者は 25 人（転入学者 1 名は除く）にとどまった。入試の入学者

<sup>35</sup> 添付資料 5（平成 25 年度学生募集要項（前期・後期）9 頁、（第 2 次募集）7 頁）。

選抜機能を適切に働かせつつ、定員充足率の上昇を図ることが本項目に関する喫緊の課題となっている。

### 3 自己評定

A 入学者選抜基準等の規定は適切に整備され、適時正確に公開され、厳正公平に実施されている。したがって、学生受入方針、選抜基準、選抜手続及び入学者選抜の実施が、いずれも非常に良好である。

### 4 改善計画

定員充足率の改善のため、平成 26 年度入試から、大阪に試験場を設けることとしたほかには、本項目について、改善計画は具体化していないのが現状である。しかし、法科大学院を志望する者の数が目に見えて減少している中で、本研究科のアドミッション・ポリシーに適った優秀な学生を選抜し、かつ定員充足率を向上させるため、入試委員会を中心に、改善のための検討を続けていく所存である。

## 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

### 1 現状

#### (1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

##### ア 既修者選抜の基準及び手続

上記のとおり、平成 22 年度入試より、「法学未修者入試」と「法学既修者入試」に分け、それぞれの選抜方法により入学者の選抜を行っている。

上記のとおり、法学既修者入試の合格者の選抜は、「法務研究科入学者選抜選考要項」及び法学既修者入試の学生募集要項に基づいて行う。詳細は 2-1-1 (2), (4) 参照。

##### イ 既修者単位認定の基準及び手続

既修者単位認定は、岡山大学大学院法務研究科規程第 19 条ただし書きに基づき行う。手続きとしては、教授会審議を経た既修者入試の合否判定を根拠に、法学既修者入試により入学した者が、「教授会が、法学既修者として認めた者」として、「36 単位を修得し、1 年間在学したもの」とみなされる。修得したものとみなされる単位にかかる科目は、A 法律基本科目群 I 基礎科目(憲法 I (統治) 2 単位, 憲法 II (人権) 2 単位, 行政法 2 単位, 民法 I (民法総則・物権法) 4 単位, 民法 II (債権総論・契約総論・担保物権法) 4 単位, 民法 III (契約各論・不法行為法) 4 単位, 商法 4 単位, 民事訴訟法 4 単位, 刑法 4 単位, 刑事訴訟法 4 単位, 法解釈入門 2 単位)<sup>36</sup>であり、上記の法学既修者入試の法律科目試験の科目・配点と合致している。

#### (2) 基準・手続の公開

既修者選抜の基準及び手続については、募集要項その他の媒体により幅広く公開されている。詳細は、2-1-1 (3) 参照。

既修者単位認定の基準及び手続き(大学院法務研究科規程、課程修了要件、必修科目等)については、HP で一般に公開されているほか、学生便覧に明示されている。受験者に対しては、さらに募集要項に法学既修者の課程修了要件とその内訳が記載<sup>37</sup>されていることから、法学既修者入試に合格し、入学した場合、自動的に 36 単位が認定されることがわかる。また、ガイドブックの記載<sup>38</sup>からも既修者は AI 科目の履修を要しないことがわかるようになっている。

<sup>36</sup> 2013 年度学生便覧 3 頁 (AI 科目), 5 頁 (課程修了要件) 参照

<sup>37</sup> 添付資料 5 (平成 25 年度学生募集要項 (前期・後期) 15 頁, (第 2 次募集) 13 頁)。

<sup>38</sup> 2014 年ガイドブック 4 頁。

### (3) 既修者選抜の実施

法学既修者入試の実施については、上記2-1-1(4)参照。なお、法律科目試験のすべての科目において、必ず論文式の問題を含めた試験を課している。

平成25年度既修者入試に合格し、入学した者については、岡山大学大学院法務研究科規程第19条ただし書きに基づき、36単位を修得し、1年間在学したものととして、AI科目の単位を認定した。

平成23年度			平成24年度			平成25年度		
受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
46	12	3.83	54	16	3.38	33	14	2.36

	2011年度		2012年度		2013年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	32人	7人	36人	9人	25人	5人
学生数に対する割合	100%	21.9%	100%	25%	100%	20%

これまでのところ、既修者認定・既修者単位認定の公正さ・公平さに疑問が提起された事態（投書や口頭でのクレーム）はない。

### (4) 特に力を入れている取り組み

法律科目試験配点が高いため、法律科目試験の成績のみで合格判定がされることになることになると、学生受入方針や法科大学院に入学する者としての適性に著しく欠ける者が合格しかねない。そこで、法科大学院全国統一適性試験の最低基準点や面接・書類審査の評価基準を、法学未修者と同一のものをを用いて、法学既修者入試を実施している。また、法学既修者としてふさわしいかを厳正・適切に判定するため、憲法・民法・刑法に加え、行政法・民事訴訟法・商法・刑事訴訟法の計7科目で法律科目試験を行っている。

### (5) その他

平成25年度から、既修者入試合格者で入学手続き完了者（希望者のみ）に対し、既修者フォローアップとして、一種の通信添削を実施している。これには郵送費等も含め対象者に金銭的負担は一切かからない。また、苦手科目と思わ

れる科目については、適宜履修指導等で対応している。

## 2 点検・評価

既修者選抜は、入試として所定の選考手続きに則り、厳格・公正に実施されている。法学既修者入試における法律科目試験の科目数・配点、および法律科目試験の科目と連動した既修者の単位認定の基準ともに適切である。

なお、規定上、法律科目試験の特定の科目で6割に満たない点数でも合格判定をなしうるが、既修者選抜の合格者選考の入試委員会における原案作成にあたっては、かならず、法律科目試験7科目すべてにつき、出題採点委員の意見を聴取し、その意見を尊重しており、各科目毎に十分な能力を有するか否かの評価を行っている。

## 3 自己評定

B 既修者選抜基準等の規定は適切に整備され、適時正確に公開され、選抜・認定が厳正公平かつ適切に実施されている。

## 4 改善計画

合格者のうち法学既修者入試の成績が他の合格者より下位の者に対するフォローアップをより手厚くしていく方策を検討しているほかは、現状で、具体的な改善計画はない。ただし、入試成績と入学後の学業成績の関連性などを検証し、場合によっては、法律科目試験の科目数の削減などを検討する余地がある。その際は、既修者単位認定やカリキュラム改革などと連動して総合的に検討されることになる。

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

### 1 現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

本研究科では、他学部出身者を、法学系の学科以外の学科出身者と定義している。法学系の学科か否かの判定は、原則として文部科学省が定める「学科系統分類表」に基づく。

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

本研究科では、従来から現在まで本学において共通してとられている定義<sup>39</sup>に従って、「大学卒業又は出願資格②～⑨に該当することとなった後、平成25年3月末日において2年以上社会人としての経験を有する者」とする。「社会人としての経験を有する」とは、学校に在籍していないこと（勤労しながら学校に在籍している場合は、勤労している期間は社会人の期間とみなす）をいい、必ずしも職業を持っていなければならないということではありません。」としている<sup>40</sup>。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 平成25年度	25人	3人	2人	5人
合計に対する 割合	100.0%	12.0%	8.0%	20.0%
入学者数 平成24年度	36人	11人	4人	15人
合計に対する 割合	100.0%	30.6%	11.1%	41.7%
入学者数 平成23年度	32人	8人	3人	11人
合計に対する 割合	100.0%	25.0%	9.4%	34.4%

<sup>39</sup> 例えば、本学大学院社会文化科学研究科の社会人特別入試や本学自然科学研究科博士前期課程の社会人入試など2年間をもって社会人としている。

<sup>40</sup> 添付資料5（平成25年度学生募集要項（前期・後期・第2次募集）入学願書アンケート項目）参照。

3年間の入学者数	93人	22人	9人	31人
3年間の合計に対する割合	100.0%	23.7%	9.7%	33.3%

(注1) 割合は、小数点第2位を四捨五入している。

(注2) 実務等経験者の数は、出願時のアンケートに基づく。

(注3) 本研究科が採用する実務等経験者の定義中、「2年」を「3年」に読み替えても、実務等経験者の数は変わらない。

「3割以上となることを目標として」、いかなる努力をしているのか、その具体的な内容や実施状況については、下記(4)～(6)参照。

#### (4) 多様性を確保する取り組み

各入試の募集要項には、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、…(中略)…募集人員の3割程度を合格させることとします。ただし、その割合は受験者数・試験結果によって変わることがあります。」と明記している<sup>41</sup>。このことは、各種入試説明会でも広報している。また、HPでは入試情報の中に特に「社会人・法学部以外の学部出身者の受入れ」のページ<sup>42</sup>を設け、アドミッション・ポリシーと並んで強調しているところである。

実際の入学者選抜においては、入学願書に「特記すべき資格」の欄を設け、面接・書類審査の際に加点を行っている<sup>43</sup>。また、面接・書類審査の評価に際しては、「法学部・法学科以外の学部・学科の出身者及び社会人については、評価に際し考慮する」<sup>44</sup>こととされている。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

入試に際し、障がいをもつ受験者への対応を募集要項に明記<sup>45</sup>し、現実に対応している。平成24年度入試では、東京試験場で、障がいをもつ受験者に対して、適切な対応を行った。

近親者の介護・支援、育児、その他特別な事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認める長期履修制度を「岡山大学大学院法務研究科長期履修に関する取扱い内規」に基づき実施している。長期履修制度は、募集要項その他でこれを周知している<sup>46</sup>。

<sup>41</sup> 添付資料5(平成25年度学生募集要項(前期・後期)1頁)。

<sup>42</sup> [http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/lawschool/adam\\_syakai.html](http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/lawschool/adam_syakai.html)

<sup>43</sup> 添付資料5(平成25年度学生募集要項(前期・後期)12頁、(第2次募集)10頁、同添付入学願書)参照。また「法務研究科面接・書類審査時の評価対象資格」参照。

<sup>44</sup> 「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」参照。

<sup>45</sup> 添付資料5(平成25年度学生募集要項(前期・後期)4頁、(第2次募集)3頁)参照。

<sup>46</sup> 添付資料5(平成25年度学生募集要項(前期・後期)16頁、(第2次募集)14頁)、2014年ガイドブック14頁。

## (6) その他

平成 23 年度入試以降，東京に試験場を設け，多様な地域からの学生を受け入れる努力をしている。平成 26 年度入試では，岡山・東京・大阪の 3 か所に試験場を設けることとしている。

## 2 点検・評価

上記の「多様性を確保する取り組み」等により，全国的に社会人・他学部出身者が法科大学院を志望する数が大きく減少している中でも，概ね 3 割を超える社会人・他学部出身の入学者を確保してきていることは，評価できる。ただし，平成 25 年度は初めて 3 割を切る結果となった。入学者総数の減少のためと思われるが，正確な原因等を現在調査中である。ただ，社会人枠などの特別な選抜方法を用意していない現行入試制度上，単年度での 3 割未満の発生は不可避である。なお対策としては，上記の長期履修制度等をより柔軟に運用していくことなどが検討されている。

## 3 自己評定

B 平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間の合計において，入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が 3 割以上である。

## 4 改善計画

現状では，本項目に関する改善計画で具体化しているものはない。上記の長期履修制度等の柔軟な運用は，検討中である。また，平成 25 年度単年度で 3 割を切った原因の調査結果次第では，入試に社会人・他学部出身者枠を設けることなどを含めた，入試制度改革の検討を開始することになる。

### 第3分野 教育体制

#### 3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

##### 1 現状

##### （1）専任教員の数と教員適格

本研究科の収容定員数は135名である。また、平成25年5月1日現在における専任教員総数は下表のとおりである。

分野	教授	准教授	講師	合計
公法系	1	1	0	2
民事系	6	0	0	6
刑事系	3	0	0	3
基礎法学・先端科目系	2	0	0	2
実務系	3	3	0	6
合計	15	4	0	19

専任教員の適格性については、各教員の採用時における選考委員会において、「岡山大学大学院法務研究科における教員選考基準」、「教員選考委員会に関する申合せ」、「岡山大学大学院法務研究科教授・准教授選考基準」に基づき、研究業績、教育歴などを精査し、教授会で最終的に確認している。

##### （2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本研究科における法律基本科目ごとの適格性のある専任教員の人数を示すと下表のようになる。いずれの教員も設立時、設置審及び前回認証評価において科目適合性が認められており、現状の業績等も問題はない。その後、新規で採用した教員の科目適合性については、3-1-(1)で挙げた各選考基準及び申合せ基準に従っており問題はない。

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	3人	2人	1人	2人	1人

##### （3）実務家教員の割合

本研究科において、法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員（以下、「実務家教員」。）の数は、6名で全体の3割である（平成25年5月1日現在）。みなし専任教員はいない。

#### （4）教授の数

本研究科における「教授」の資格要件及び認定手続は、前掲「岡山大学大学院法務研究科教授・准教授選考基準」による。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	15人	4人	19人	3人	3人	6人
計に対する割合	79%	21%	100%	50%	50%	100%

評価実施年度の5月1日現在の数（予定を含む）を記載のこと。

#### （5）特に力を入れている取り組み

既定の手続において人格、識見の優れた教員を採用するため、関係教員からの情報やHPなどから得た情報をもとにして採用手続を進めている。当該時期に適切な人材がない場合には、いったん人事を見送り、改めて採用の手続に入ることもある。

#### （6）その他

特になし。

### 2 点検・評価

本研究科の採用人事で特に目立った問題はない。さらに適任の人材を採用できるよう、選考基準や昇進人事の手続の見直しなど、適宜の時期に行っていきたい。

### 3 自己評定

合 教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

### 4 改善計画

教員数、適格性等において特に問題はなく、具体的な見直しの計画はない。

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

平成25年5月1日現在のところ、十分な数の専任教員は確保されているため、この点に関する取り組みや工夫は喫緊の課題となっていない。但し、地方法科大学院特有の問題として、たとえば、裁判官経験者を実務家教員として採用するような場合は、適任者の選考が困難なことがある。そのため、専任実務家教員や弁護士会からの情報を執行部に集約できるよう、適宜、執行部と実務家教員が協議を行うようにしている。研究者教員の採用にあたっては、関連分野の専任教員からの情報提供やHPにより、適任者を探す方式で行っている。

「ダブルカウント」が廃止される平成26年度以降については、本研究科では2名の教員がこれに該当するが、いずれも本研究科専任教員として配置されることになった。

若手教員が必要な能力を得るための取り組み、工夫として、平成25年4月1日付で採用した教員には、未修者のフォローアップの任にあたってもらった。こうした取り組みにより、学生も法律科目に対する理解は深まるし、また若手教員自身も授業スキルを向上させることができる。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

教員確保のための継続的な取り組みとして、上述したように、執行部と実務家教員との情報交換を兼ねた協議や、岡山弁護士会内に設置されている「岡山大学法科大学院支援委員会」に本研究科執行部が出席し、情報交換を行うなどしている。

本研究科の場合、研究者を志す法科大学院生はほぼ皆無で、そうした取り組みや工夫は行っていない。

##### （3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用及び昇任に際し、教員の教育能力を評価する制度として、3-1-1-（1）で示した選考基準及び選考委員会制度がある。また、教育力のスキルアップのために、授業評価アンケートを利用して、自身の授業運営の検証と見直しに利活用している。

教員の採用及び昇任以外の場面で教員の教育に必要な能力を評価する制度として、大学が主導して行う「教員活動評価」システムがある。これは、各教員が当該年度の教育活動、研究活動、社会貢献活動、管理運営活動のそれぞれに

ついて自己評点を付け、部局長がそれを受けて評価し、昇給、勤勉手当を決める際の一つの参考資料となっている。採用や昇任に関する直接な方策でないが、これにより、教員は教育に対する取り組みを検証する際の反省材料とすることができる。

その際の評価項目としては、授業担当コマ数の他、「学生による授業評価」、「教育方法の改善等」、「教材作成」、「FD への取り組み」、「学生支援」、「オフィスアワー」などがある。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

上述の「教員活動評価」システムは、本研究科独自のものではないが、大学本部が国立大学法人化する際に全国の国立大学に先駆けて導入したシステムで、ユニークな制度といえる。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

教員の確保、維持及び能力の問題は、直接、法科大学院の教育力に関する事柄だけに、特に採用にあたっては種々、情報を得ながら適切な人材を得るようにしている。研究者教員の場合は、HP や関連分野の教員からの情報を得て行い、また実務家教員の場合は、「岡山大学法科大学院支援委員会」などを通じて情報を入手して、教育力のある教員の確保に努めている。

### 3 自己評定

A 教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

### 4 改善計画

実務家教員のうち、特に裁判官経験者及び検察官経験者を探すのは難しいため、日ごろから情報の入手に努めたい。

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員の配置バランス

本研究科における、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの開設クラス数及び担当専任教員数等は下表のようになっている。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任( )は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	42	0	69	16.2	0
法律実務基礎科目	12	2	25	17.7	14.5
基礎法学・隣接科目	1	5	1	17.0	13.8
展開・先端科目	10	22	10	8.4	10.3

##### （2）教育体制の充実

「理論と実務の架橋」を意識した教育を実践するため、2年次配当の演習科目においては、公法系、民事系、刑事系とも実務家教員が授業を担当し、研究者と実務家が協働して教材を作成し、解説を行えるよう人員を配置している。また、民事系では民法、商法科目において、刑事系では刑法科目において、それぞれ2名の研究者教員を配置し、ローテーションで年度によって教員を交替させ、1年次配当科目の講義を担当できるようにしている。これにより、各教員の負担軽減と次年度に備えた講義の準備ができるようになっている。

また、各系で科目間FD、科目内FDを実施し、科目横断的な授業（「要件事実・民刑事法演習」、「要件事実と事実認定の基礎」等）や同一科目内の授業で複数教員が関与するもの（「刑法演習」、「刑事訴訟法演習」、「行政訴訟法演習」等）では、逐次、教員間で協議する体制を敷き、密度の濃い授業を展開できるように工夫している（後掲4-1-1-1（1）以下参照のこと）。

さらに、たとえば、「刑事訴訟実務」と「刑事弁護実務演習」では、授業自体は別個の構成となっているが、相互補完の関係で運営するため、年度の終わりに授業担当者が会合を持ち、各々授業内容の擦り合わせを行うこともある。

##### （3）特に力を入れている取り組み

本研究科は、研究者教員と実務家教員との協働指導体制に力を入れている。特に、民事訴訟法関係、刑事訴訟法関係の手続法分野では、実務家教員を関連する演習に関与させ、研究者と実務家が協働で教材作成及び試験問題作成、成績評価といった授業運営全般に関与する仕組みとなっている。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

本研究科の教育体制及び教員組織は、法曹養成教育機関として、必要な条件を満たしている。改善すべき点としては、すべての法律基本科目で複数の教員を配置することである。複数の教員が配置できれば、ローテーションが組めるようになり、より充実した教育が実践できるものと思われる。

### 3 自己評価

A 教員の科目別構成等が適切であり、非常に充実した教育体制が確保されている。

### 4 改善計画

本研究科の教育体制及び教員組織に特に問題はなく、したがって、具体的な改善計画はない。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉  
 （評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	0人	8人	5人	0人	0人	13人
		0%	61.5%	38.5%	0%	0%	100.0%
	実務家教員	1人	2人	2人	1人	0人	6人
		16.7%	33.3%	33.3%	16.7%	0%	100.0%
合計		1人	10人	7人	1人	0人	19人
		5.3%	52.6%	36.8%	5.3%	0%	100.0%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づくこと。

（2）特に力を入れている取り組み

年齢構成は教員の採用時に一つの考慮要素としている。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

現在のところ、研究者教員及び実務家教員とも、40代から50代を中心とした構成となっており、教育経験、実務経験に照らして、教育力は充実している。

3 自己評定

A 年齢のバランスが良い。

4 改善計画

引き続き、採用人事を行う場合には、全体の年齢構成や経験を踏まえて行うこととしたい。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉  
 （評価基準）教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	12人	4人	11人	44人	71人
	16.9%	5.6%	15.5%	62.0%	100.0%
女	1人	2人	1人	1人	5人
	20%	40%	20%	20%	100.0%
全体における 女性の割合	15.8%		3.5%		

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

（2）特に力を入れている取り組み

採用人事の際、ジェンダーバランスを考慮要素の一つとして人事手続を進めている。

（3）その他

教員人事を進める際、特異な手続、制度を設けているわけではないが、事実上、ジェンダーバランスを考慮して採用している。

2 点検・評価

事実上、ジェンダーバランスを考慮要素の一つとして採用人事にあたっている。

3 自己評定

B 本研究科のジェンダーバランスは取れている。

4 改善計画

本研究科に在籍する学生は女性も多いので、今後、女性教員を積極的に採用するようにして、より一層、ジェンダーバランスを図っていきたい。

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

###### 【平成22年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高		6.00		7.07							1コマ 90分
最 低		0.00		3.13							
平 均		2.85		4.49							

###### 【平成23年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4.50	5.27	6.79	4.33				0.07			1コマ 90分
最 低	0.07	1.00	0.00	0.00				0.07			
平 均	2.36	2.77	3.25	3.17				0.07			

###### 【平成24年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4.53	4.20	7.73	4.00							1コマ 90分
最 低	1.00	1.00	0.67	0.00							
平 均	2.36	2.67	3.21	2.06							

###### 【平成25年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	3.00		6.13								1コマ 90分
最 低	0.00		1.39								
平 均	1.75		3.70								

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【平成22年度後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高		6.00		7.14			1コマ 90分
最 低		1.07		3.20			
平 均		3.62		4.59			

【平成23年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7.00	5.27	7.79	4.46			1コマ 90分
最 低	0.07	1.07	0.00	0.07			
平 均	2.87	3.42	3.85	3.27			

【平成24年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6.97	5.33	7.33	4.13			1コマ 90分
最 低	1.94	1.07	0.67	0.07			
平 均	3.10	3.21	3.31	2.14			

【平成25年度前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	3.00		6.13				1コマ 90分
最 低	0.00		1.39				
平 均	1.75		3.70				

(3) 特に力を入れている取り組み

以前と異なり、平成22年度入試から定員を45名に削減したこともあり、教

員の授業担当コマ数は減少傾向にある。全体として過重負担ということはなく、特にこの点につき解決すべき喫緊の課題はない。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科においては、名目上、過重負担が問題となるような科目は今のところない。

3 自己評価

A 各教員とも十分、授業準備ができるような適正なコマ数となっており、必要な水準に達している。したがって、授業時間数が十分な準備等を行うことができる状況にある。

4 改善計画

本事項はいずれも形式的基準を満たしており、具体的な改善計画はない。

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

教員に対する研究面での経済的支援体制として、運営費交付金から分配される個人研究費がある。設備備品費、消耗品費、旅費などをこれにより支出するが、年度により配分額にやや差異があり、年額 45 万から 55 万円の範囲で配分している。その他、必要経費を申請し、教育研究プログラム戦略本部において選定される「大学機能強化戦略経費」（以下、戦略経費という。）がある。これは、申請目的に即した形で、教員の旅費や教材作成などに充当している。

##### （2）施設・設備面での体制

研究室は、各教員に割り当てられる。研究室の PC 端末から、ローライブラリー、レクシス、ユリスオンラインなどの各種データベースにアクセスできる。その他、法学部資料室、法科大学院資料室内に配架されている雑誌類のコピーができる。法学部資料室の雑誌類は貸出可能だが、法科大学院資料室配架の書籍、雑誌類は、基本的に学生の教育用なので貸出禁止である。

##### （3）人的支援体制

研究活動をサポートするための専門職員はいない。研究活動における資料収集、コピー等はすべて教員自身で行っている。なお、教育活動のサポート制度として在学学生を活用する TA 制度がある。

##### （4）在外研究制度

本研究科には、在外研究制度はない。

##### （5）紀要の発行

本研究科の紀要として「臨床法務研究」がある。但し、ここ 2 年間は発刊されておらず、本研究科教員は、本学法学部の紀要「法学会雑誌」に論文等を掲載して研究発表を行っている。

##### （6）特に力を入れている取り組み

特になし。

##### （7）その他

研究発表の媒体としての紀要「臨床法務研究」の発行が低調だったので、装

丁を一新し、また投稿規程を整備した。さらに、投稿資格者の拡大や、発行も不定期ではなく定期的に行うようにし、これまで必ずしも活発でなかった論説などの投稿を積極的に促す措置を採った。

## 2 点検・評価

本研究科における研究環境は、研究時間の確保等、若干の問題はあるが、概ね良好といえる。

## 3 自己評定

B 在外研究期間の確保やサバティカル制度導入など課題もあるが、経済的支援体制、人的支援体制等の一応の配慮はなされている。

## 4 改善計画

現在のところ具体的な改善計画はない。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉  
（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

### 1 現状

#### （1）組織体制の整備

##### ア 取り組み体制

本研究科では、従来、FD活動を重視し、その充実に組織的に取り組んできた。法科大学院の教育課程の編成を決定する権限は教授会にあり（岡山大学大学院法務研究科教授会規程第3条第4号）、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みについては、法務研究科発足時に「FD基本方針」が定められ、また、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条に基づき、FD委員会が置かれている（同第9条第7項：研究科長及び2名の副研究科長の計3名で組織されている）。そして、FD委員会が主体となって、研究科の全教員を対象とした「教育内容・方法検討会」<sup>47</sup>を組織するとともに、各学期に学生との意見交換会を実施し（意見交換の対象は、教育内容・教育方法に関するものに限られない）、さらに、教務委員会と協力して、授業評価アンケートを実施している。

##### イ 科目内・科目間FD体制

全教員を対象としたFD検討会のほか、教育分野ごとに、科目ごとのFD（科目内FD）、系ごとのFD（科目間FD）の体制が構築されている。

科目内FD体制は、主として「演習」科目など、複数の教員が共同して同一の科目を担当する場合に行うものである。共同開講には、複数の教員が同じクラスを担当する場合と、個々の教員がそれぞれ異なるクラスを担当する場合とがあるが、いずれにせよ、教員間で教育方法・教育内容の共有が図られている。なお、3年標準型1年次の「講義」科目は、複数の教員がいるが単独の教員が単独で担当する場合と（商法、刑法など）、複数の教員が異なる科目を担当する場合（民法）とがあるが、教育内容・教育方法については、次年度の「演習」との関係も含めて協議し、情報を共有する体制がとられている。

科目間FD体制は、「公法総合演習」、「会社訴訟法演習」、「民事法事例研究」、「刑事法総合演習」など、複数の法律科目を横断的にまたぐ形の授業科目について、実施されている。これらの科目は、研究者教員と実務家教員とが共同しているため、両教員が一体となって、教育内容・教育方法について協議

<sup>47</sup> 通称は、「FD協議会」である。「教育内容・方法検討会」の通称は、平成18年度までは「FD懇談会」であったが、より全体の意思統一を図る意味を込めて平成19年度の第3回の検討会以降、「FD協議会」と呼ぶこととなった。

している。

## (2) FD 活動の内容

### ア FD 協議会

FD 協議会では、全教員を対象として、成績評価・プロセス評価のあり方など、全体に関わる内容が協議されている。個別具体的な科目に特有の事情を加味したFD 活動（教育内容に関する検討）は、次に述べる科目内・科目間のFD 組織に委ねられている。この他、「授業評価アンケート」で授業評価の高い教員にお願いして、授業実施の実践報告などをしてもらい、教育方法のあり方を検討することも行われている。

科目内FD や科目間FD では、個々の科目特性を踏まえた教育方法等の改善が図られるという効果が期待される反面、教育方法の改善に向けた視野・視点が狭くなりかねないという弊害も懸念される。FD 協議会における授業実践例の検討は、このような弊害を回避する効果が期待されており、後述する教員間の授業参観制度とリンクして、各教員が個々の担当科目を離れた視点で教育方法を捉え直す機会となっている。

なお、FD協議会は、従前、専任教員のみで行っていたが、平成24年度は、岡山弁護士会による授業参観を踏まえ、参観弁護士も交えて、FD協議会と授業参観意見交換会を一体として実施した。初めての試みであり、外部専門家の忌憚のない意見を聴取できたことから、以降も継続的に実施している。

### イ 科目内・科目間FD

法務研究科では、2 年次以降の法律基本科目は、複数の教員が共同して担当することを原則としており、なかには、研究科教員と実務家教員が共同して開講する科目も少なくない(3年標準型3年次, 2年短縮型2年次の演習は、すべて、研究科教員と実務家教員が共同して開講している)。いずれにせよ、各回の授業について教育内容・教育方法の確認は絶えず行われており、また、授業教材の作成をとおして、各科目における教育内容・教育方法を継続的に全員が参加して検討していく体制がとられている。

研究者教員と実務家教員が共同して行う科目では、授業内容を理論・実務それぞれの立場から検討することにより、理論と実務の相互理解もはかられている。また、派遣検察官や非常勤の実務家教員との間でも、授業内容や成績評価方法についての情報交換は密である。

### ウ 学生による授業評価

学生の視点に立った教育方法・教育内容の改善という観点から、教務委員会が主体となって、各学期に学生による「授業評価アンケート」を実施している（詳細は、4－2 参照）。また、FD 委員会では、既述のように、各学期に学生との懇談（意見交換会）を実施し、学生の意見・要望を直接聴いている（全

教員に参加の機会がある。なお、意見交換の対象は、教育内容・教育方法に限られず、学生生活全般に関する事項も対象としている）。

### （3）教員の参加度合い

FD 協議会は、法務研究科に所属する全ての専任教員（研究者教員及び実務家教員）を対象に行っている。研究者教員・実務家教員の多くが参加しているが、全委員が参加するというには至っていない。

なお、FD 協議会は、これまで専任教員のみで行ってきたところ、外部者の視点を踏まえた一層の改善を図るという観点から、平成 24 年度からは、授業参観とタイアップして実施する FD 協議会もあり、後述する岡山弁護士会による授業参観制度を通して授業参観をいただいた岡山弁護士会所属の弁護士も参加して実施した。

### （4）外部研修等への参加

外部研修等については、司法研修所や法科大学院協会、公益財団法人日弁連法務研究財団等の主催する教育内容・方法に関するシンポジウムについては、全教員に参加の機会を提供している（案内があるたび、全教員に通知している）。

### （5）相互の授業参観

教員間の相互の授業参観は、研究科発足以来、FD 委員会を通じて各教員に呼びかけている。平成 19 年度以降、1 年度に 1 回以上は自分が担当していない科目の授業の参観を義務づけている。授業を参観する側が、参観によって刺激を受け、自分の授業方法を見直す機会を設けるという趣旨の制度である。「自分が担当していない科目」を対象とするのは、自分が担当する科目については、授業参観として制度化するまでもなく、科目内または科目間 FD として、互いに授業内容の共有等を行うべきであるとの考えによるものである。

参観後は授業参観報告を提出することになっている。その内容を公開したり、全体での検討の素材とすることはしていない。報告内容も参観の事実が明らかになる程度のものでよいこととしている。また、授業の問題点や改善点を指摘するものよりは、授業のよい点や自らが取り入れたい点などを記述する方が望ましいということにしている。このように、教員間の授業参観は、あくまで自己研鑽のための制度であり、参観をどう活用するかは各教員に委ねられている。

なお、授業参観制度は、全学的に行われている教員活動評価において、参観者にポイントが加算されることにしている。

### （6）成果に結びつかせるための方策・工夫

教員相互の授業参観については、既述のように、教員各自の自己研鑽という位置づけであるが、授業参観報告を作成することにより、参観成果を自覚させるようにしている。他方、後述する岡山弁護士会会員による授業参観については、授業担当教員と参観弁護士を招いての意見交換会を実施し、外部者の声を直接聞くことにより、問題意識を共有するようにしている。意見交換会は、全教員を対象としているのはもちろん、授業を参観していない弁護士も出席可能である。

また、授業評価アンケートの結果を全教員に配布し、個々の授業に対する評価結果を全教員が把握し、問題を共有できるようにしている。なお、授業評価アンケートは、従来、毎年度の前後期に1度ずつ実施していたが、学生との懇談会において、各学期途中においてもアンケートをとって欲しいとの要望を受け入れ、平成24年度から、前後期の授業進行の中期（中間アンケート）と終期に各1回、合計4回実施することにした。

#### （7）特に力を入れている取り組み

教育方法等の改善については、教員相互の授業参観のほか、発足以降、岡山弁護士会の法科大学院支援委員会を通して岡山弁護士会会員に授業参観を依頼し、実施している。平成23年以降は、参観者を招いて、授業担当者とともに、授業の実施方法に関する意見交換会を実施し、今後の授業運営に役立てている。なお、参観いただいた弁護士には、授業参観シートの提出をお願いしているが、これを授業担当者の閲覧に供したり、意見交換会で公開するといったことは行っていない。

#### （8）その他

特になし。

## 2 点検・評価

FDにかかると組織体制については、法務研究科の明文規定に基づき、FD委員会が主体となって、組織的かつ継続的な取り組みとしてなされており、また、全体で行われるFD協議会と、各科目内・科目間のFD活動との二本立てで取り組んでおり、充実した実施体制となっている。

FD協議会は、研究科発足以来、継続的に開催しており、教員の出席率も良好である。FD協議会で審議すべき課題を取りまとめ、教務委員会でも確認するなどして連携を図っている。

科目内FD、科目間FDは、各回の授業内容・授業方法の検討を含めて、活発に行われている。実体法と手続法とにまたがる科目間FDについては、民事法系科目では、従来、民法と民事訴訟法の科目間FD活動、商法と民事訴訟法の科目間FD活動があり、それぞれに複数の実務家教員も参加して行われて

いたところ、刑事系科目についても、平成 23 年度に「刑事法総合演習」が新設されたことにより、刑法及び刑事訴訟法の研究者教員、実務家教員さらには、非常勤の実務家も含めた授業内容の共有と検討を行っている。

授業参観については、教員相互の授業参観のほか、外部者による授業参観も定期的実施している。平成 25 年度前期における外部者による授業参観では、特に他大学法科大学院出身の弁護士に呼び掛けて授業を参観してもらい、その後の意見交換会において、本研究科の授業内容及び方法等につき意見聴取することとした。これにより、授業運営等につき、他大学法科大学院と本研究科との比較ができ、授業改善の契機とすることができた。この取り組みを充実させるため、より多くの外部の参観者を得ていくよう努めたい。

学生による授業評価アンケートとは別に、FD 委員会（執行部）で学生との懇談会を実施してきたことも評価されてよい。学生アンケートや学生との懇談会、あるいは日常的に学生と接する中で出された意見・要望などについては、FD 協議会の場を通じて、あるいは執行部と当該教員で話し合うなどして、授業担当教員にフィードバックをしている。

### 3 自己評定

B FD の取り組みが質的・量的に見て充実している。

### 4 改善計画

弁護士による授業参観は制度化され、定期的開催しているが、他大学法科大学院出身の弁護士による授業参観とその後の意見交換会は、授業改善に大変参考となったため、参観者及びその回数を増やすなどして、より一層、充実させたい。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉  
（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1 現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

学生による授業等の評価の把握方法としては、①授業評価アンケートの実施、②意見箱の設置、③FD委員会と学生との意見交換会などが挙げられる。さらに、平成24年度には、④授業中間アンケートを試験的に実施し、2013年度より正式に導入した。また、平成24年度後期には、「授業評価アンケートへの教員からのコメント」を試験的に行った。

まず、①授業評価アンケートについては、岡山大学大学院法務研究科規程第4条第1項第1号に基づき、研究科発足以来、全学的に行われる共通アンケートとは別に、法務研究科独自の「授業評価アンケート」を実施している。実施主体は教務委員会であり、FD委員会と密接に連携しつつ行っている。実施時期は、前期、後期の各1回、それぞれ成績確定後である。回収率は、おおむね70%程度である。アンケートの対象は非常勤教員による科目も含め、法務研究科が開講するすべての科目である。

アンケートは、マークシートに記入する方法と自由記載による方法とを併用している。法曹を志す学生に対し責任ある回答を求めるため、いずれも回答自体は記名式で行っている。ただし、集計に際しては、法務研究科教務担当において匿名処理が行われ、その結果、自由記述欄についても、誰が回答したかは一切分からない仕組みになっている（法務研究科長、教務委員長であっても、知り得ない）。この点については、前回の認証評価において、評価委員より匿名性の点で疑問が提起されたところであるが、法曹養成に対する本学の教育理念の根幹に関わることであり、変更していない。なお、本研究科における「授業評価アンケート」の取り組みについては、平成24年度岡山大学教員研修「桃太郎フォーラムXV」の分科会「授業評価アンケートの改善と利用法」において、「法務研究科における独自アンケートの試み」と題して、本研究科・山下登教授により紹介された。

平成24年度には、「授業評価アンケート」とは別に、「授業中間アンケート」を試験的に導入した。「授業評価アンケート」は、制度上、すでに受講し終えた科目についての評価であることから、回答する学生がこれから受講しようとする科目に反映されることはない。FD委員会と学生との意見交換会において「授業評価アンケート」の回収率が話題になった際、学生から、「授業評価アン

ケート」のもつこのような性質も回答意欲を削ぐ要因の一つではないかとの指摘があり、同時に、受講生の現在の授業に対する要望を聞く機会を設けてほしいとの要望が出たことから、教務委員会で導入の是非を検討した次第である。現在の授業に対する要望を匿名で伝える機会としては、既に、後述するように「意見箱」の制度を設けているところであるが、「授業中間アンケート」を別途設けることは、学生の授業に対する関心を高め、教員にとっても授業のあり方を見直す機会として有意義であるとのことから、試験的導入を決定し、教授会での承認を経て、導入した。なお、「授業中間アンケート」の実施は、もちろん、受講生が授業に対する意見・要望を提出する機会を制限するものではない。「授業中間アンケート」は、その検証を踏まえて、平成 25 年度から正規のプログラムとして実施することとした。

また、「授業評価アンケート」についても、平成 24 年度には、「授業評価アンケート」の結果を踏まえて教員がコメントを行う制度を試験的に実施した。これも、FD 委員会と学生との意見交換会の際に、参加学生から出された要望に応えたものである。

「授業評価アンケート」は記名式で行っているが、「授業中間アンケート」は、授業を評価するものではなく、授業に対する意見・要望を伝える機会を確保することを目的とするものであり、それゆえ、授業評価アンケートとは異なり、匿名によるアンケートの提出を認めている（所定の書式に、フォント、フォントサイズを指定して記入させ、プリントアウトして回収ボックスに提出するようにしている）。

## （2）評価結果の活用

「授業評価アンケート」については、結果を集計して専任教員および当該期に授業を担当した非常勤教員に個別に配付している。授業評価の数値及び自由記載については、すべて科目名・教員名が分かるかたちでそのまま公開されている。また、集計結果は法科大学院資料室に備え置き、学生に対して開示している。なお、授業評価アンケートに関しては、平成 17 年度の懇談会で、アンケート時期が成績発表前であり率直な意見を表明しにくいという意見があったため、以後、成績確定後にアンケートを実施することとしている。

「授業中間アンケート」については、試験的に実施した平成 24 年は、法務研究科教務担当で集計したうえで、提出されたアンケート用紙を該当教員に対し個別に配付した（この点は、正式導入後の平成 25 年前期も同様である）。回答の全体は、教務担当で管理し、教務委員会及び教授会で状況を報告した。授業に対する意見・要望等に対する対応は、対応しないことも含め、各教員の判断に委ねた。この点は、正式に導入した後も変わっていない。

授業評価アンケートに対する教員からのコメントは、現時点では試験的実施の段階であるが、教員も、単にアンケートに目を通すだけでなく、コメントを

行うことにより、授業内容を自覚的に捉える契機になるものと思われる。

### (3) アンケート調査以外の方法

アンケート調査以外に学生による授業等の評価を把握する方法としては、意見箱の設置とFD委員会と学生との意見交換会が挙げられる。

意見箱は、法務研究科資料室に所定の用紙と回収ボックスを置き、学生が匿名で投稿できるようにしている。要望の内容は、授業に限られず、学生生活全般に関する事項も対象となる。なお、「授業中間アンケート」は、ワープロ作成文書での提出が可能であるが、意見箱への投稿は、手書きとなる。投書されたアンケート用紙は、法科大学院資料室でファイリングされ、適宜、執行部が確認するようにしている。

FD委員会と学生との意見交換会は、前期、後期にそれぞれ実施している。懇談の内容は、教育内容や教育方法に限られず、学生生活全般に関する事項についても学生の意見を聞いている。

意見箱やFD委員会と学生との意見交換会等で出された声については、FD委員会をおして、個別に教員に伝えている。

### (4) 特に力を入れている取り組み

既述のように、本研究科では、教育内容・教育方法の改善に向けて、様々のかたちで学生から直接意見を聞く機会を設けている。

### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

授業評価アンケートについては、全学で統一的に実施しているものが別に存在するところ、法務研究科では、学生の負担を考慮して、全学と協議の上、全学アンケートは法務研究科に限って免除となっている。アンケート内容は、全学アンケートに比べ、詳細で法科大学院教育の実態を把握する上でより適切なものとなっている。また、調査方法にも、特に問題はないと考える。

もともと、回収率は70%程度と、必ずしも高くはない。その理由は、学生のアンケートに対する関心の低さにあると思われる。また、全学アンケートは、授業時間を利用して行うことから回収率は高いのに対し、法務研究科の授業評価アンケートについては、授業時間外に学生に記入させていることも理由に挙げられると思われる。さらに、自由記載欄の内容が従前に比べ乏しくなっている。

## 3 自己評定

A 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが非常に充実している。

#### 4 改善計画

授業評価アンケートについては、アンケートの回収率をいかに高めるかが課題である。また、マークシート回答の集計数値以上に、自由記載欄の生の声は教育方法・教育内容の改善にとって有意義であるともいえることから、回収率の向上とともに、学生の生の声を吸い上げる効果的な仕組み作りも、依然として重要な課題である。そのためには、学生の回答意欲を高める仕組み作りが不可欠である。「授業中間アンケート」の実施や「授業評価アンケートへの教員からのコメント」の試験的導入も、このようなことを視野に入れた対応である。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

#### 1 現状

##### (1) 開設科目

平成25年度における開設科目の状況は下記のとおりである。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	28	74	23	64
法律実務基礎科目群	10	20	7	14
基礎法学・隣接科目群	9	18	2	4
展開・先端科目群	37	74	2	4

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

##### (2) 履修ルール

法律実務基礎科目群（本研究科では、「B 実務基礎科目群」と呼んでいる）については、「法情報基礎」、「法曹倫理」など、合計11単位を必修科目として配置し、さらに、選択必修科目として、実務実習科目3単位を配置している<sup>48</sup>。これらの科目は、3年標準型については、1年前期から3年前期にかけて段階的に学修できるよう配慮している<sup>49</sup>。

法学未修者（3年標準型）については、法律基本科目群のうち、必修科目が62単位、選択必修科目が2単位、法学既修者（2年短縮型）については、必修科目が26単位、選択必修科目が2単位となっている。法律基本科目群以外の科目の履修については、法学未修者・法学既修者ともに、法律実務基礎科目（B実務基礎科目群）、基礎法学・隣接科目群（C基礎法学・隣接科目群）、展開・先端科目群（D展開・先端科目群）のうちから合計33単位以上を修得しなければ修了要件を充たさないことになっている<sup>50</sup>。また、基礎法学・隣接科目群（C基礎法学・隣接科目群）のうちから4単位以上を修得し、かつ、展開・先端科目群（D展開・先端科目群）のうち、「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位以上を修得しなければならない。

<sup>48</sup> 学生便覧 2013年度版 4頁参照。

<sup>49</sup> 学生便覧 2013年度版 32頁参照。

<sup>50</sup> 学生便覧 2013年度版 5頁参照。

### (3) 学生の履修状況

平成 24 年度修了生の履修単位数は下記のとおりである。平成 22 年度入学生以降の履修ルールは、上記 (2) で示したものと同一であるが、平成 19 年度入学生から平成 21 年度入学生までは、法学未修者 (3 年標準型) については、法律基本科目群のうち、必修科目が 68 単位、選択必修科目が 3 単位、法学既修者 (2 年短縮型) については、必修科目が 38 単位、選択必修科目が 3 単位となっている。なお、平成 20 年度以前入学生までは、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で 29 単位 (平成 18 年度修了生までは 31 単位) を取得すれば修了要件を充たすことになっていた。ただし、平成 24 年度修了生も含め、平成 20 年度の修了生以降、32 単位以下で修了したものはいない。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	75.13	38.44
法律実務基礎科目	15.40	13.78
基礎法学・隣接科目	5.93	5.78
展開・先端科目	19.93	18.89
4 科目群の合計	116.39	76.89

### (4) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群のすべてに必修科目 (選択必修科目を含む) を配置するとともに、法律基本科目群の必修科目・選択必修科目、実務基礎科目群の必修科目・選択必修科目以外に 24 単位以上を履修しなければ修了できない制度になっており<sup>51</sup>、法律基本科目に偏重した履修とならないよう配慮している。

また、教員確保が困難な地方大学であるにもかかわらず、多様な展開・先端科目を配置し、とりわけ、本研究科が養成しようとする法曹像との関係では、重点教育分野である医療・福祉系科目、法とビジネス系科目について、学生の志向性に沿った科目履修が可能となるようにしている。

### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の 4 科目群のすべてにわたって開設されている。また、オリエンテーションにおいて、各科目群で必要とされる単位を適切に修得するよう、事前指

<sup>51</sup> 学生便覧 2013 年度版 5 頁参照。

導を徹底するとともに、学生便覧に、「必修科目の授業展開」を示すほか、学生が志向する法曹像に応じて「カリキュラムに基づく履修例」を示して、法律基本科目群以外の科目群について、履修モデルをイメージできるようにしている<sup>52</sup>。法律基本科目についても、従来、3年標準型3年次（2年短縮型2年次）の必修科目として配置されていた「民法法統合演習Ⅰ」、「民法法統合演習Ⅱ」を、平成23年度入学生以降、それぞれ「民法法事例研究」、「会社訴訟法演習」へと改編し、それぞれ選択必修科目とし、あわせて、3年次に刑事系の総合演習科目がなかったことを踏まえて、「刑事法総合演習」を設置した（平成22年度入学生は選択科目、平成23年度入学生以降は選択必修科目）。これらのカリキュラム改訂により、法律基本科目について、学生のニーズに応じた多様な履修を可能とした。

他方、3年標準型の場合、1年次、2年次では必修科目の占める割合が多く、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群について、余裕のある履修が可能な状態にあるとは必ずしも言えない。例えば、3年標準型2年次の履修単位数の上限は36単位であるが、必修科目だけで32単位を占める。選択科目として履修登録できるのは4単位までであり、1年次に4単位の科目を取りこぼした場合には、2年次で展開・先端科目群等の科目を履修する余裕はないことになる。他方、法学未修者に対して充実した教育を行うためには、1年次、2年次における法律基本科目群の割合を少なくすることも困難であり、ジレンマを抱えているところである。

なお、平成20年度以前入学者までは、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で29単位（平成18年度修了生までは31単位）を取得すれば修了要件を充たすことになっていたが、在学中の平成20年度以前入学者については、オリエンテーションの履修指導において、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で33単位以上を必ず単位修得するよう、指導を徹底しており、平成20年度の修了生以降、32単位以下で修了した学生はいない。

### 3 自己評定

A 全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも非常に良好である。

### 4 改善計画

法律基本科目に偏重しない科目構成など、科目配置上の問題は基本的にないと考えている。ただし、展開先端科目群等の科目について、余裕をもった履修が可能な態勢には必ずしもなっていない。とりわけ3年標準型の学生について、法律基本科目の教育を充実させつつ、いかにして展開先端科目群を含めたバランスのよい科目設定を図っていくかは今後の課題となろう。

<sup>52</sup> 学生便覧 2013年度版 34頁以下参照。

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系性・適切性〉

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系性

##### ア 体系性に関する考え方、工夫

本研究科の科目の体系性は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の習得を段階的に目指しつつ、これと実務教育科目の学修などを有機的に結びつけ、理論と実務との架橋を強く意識した教育を実践することにより、人権感覚豊かな法曹の育成を目指すことを念頭に構築されている<sup>53</sup>。

すなわち、法律基本科目についていえば、法学未修者を対象とする3年標準型では、1年次に公法系・民事系・刑事系の基礎となる科目を設置し、実体法と手続法の体系的法理論と専門的知識の習得を目指す。次に、3年標準型2年次(2年短縮型1年次)では少人数クラスで編成される演習科目を履修し、実体法と手続法の応用力を育成し、問題発見能力及び事案解決能力の育成を目指す。最後に、3年次(2年短縮型2年次)では、実体法と手続法に関する統合的理解力・応用力を育成することを目的として、公法系、民事系、刑事系のそれぞれに実体法と手続法との横断的な演習科目を設け、問題発見能力・事案解決能力の育成とともに、総合的判断能力・批判能力の育成を目指している<sup>54</sup>。

このような法律基本科目の編成を基礎に、3年標準型では、1年次のうちに法律基本科目偏重にならないよう、「法情報基礎」「裁判法」や基礎法学科目・隣接科目の履修が可能なカリキュラムを組み、2年次から3年次にかけて、実務科目ないし展開・先端科目を履修するよう、関係科目を配置している。なお、2年短縮型では、1年次から2年次にかけて実務科目ないし展開・先端科目を履修することになるが、3年標準型と同様、1年次に「法情報基礎」の履修を義務づけている。

##### イ 関連科目の調整等

授業科目の体系性(効率的・効果的な履修に向けた工夫)について特に配慮したのは、実務科目との連携(架橋)である。すなわち、既述のような法律基本科目の段階的学年配置と実務教育科目とを有機的に結びつけ、理論と実務の架橋を意識した教育を行っている点である。

具体的には、公法系、民事系、刑事系のそれぞれについて、1年次では実体法・手続法の講義科目を置き、法的知識の基礎固めを図り、同時に司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識・技能の習得のために実務科目

<sup>53</sup> 授業科目の開設状況については、学生便覧2013年度版、「平成25年度岡山大学大学院法務研究科(法科大学院)時間割」を参照。

<sup>54</sup> 法系ごとの科目相互間の位置づけ、特色については、2014年度ガイドブック5頁を参照。

(「法情報基礎」, 「裁判法」)を置く。次に, 2年次では, 1年次に修得した知識を基により深く事案を分析し, 法的思考を展開させる能力を得るべく, 実体法(憲法・行政法, 民法・商法, 刑法)と手続法(行政訴訟法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法)の演習科目を配置する。そして, この段階で, 実務の理論的側面を学ぶ実務科目(「要件事実と事実認定の基礎」, 「民事訴訟実務」, 「刑事訴訟実務」など)と「法曹倫理」を必須科目として配置し, すでに修得した法的知識を実務的に活用できる訓練をすることで, 合わせて実定法理論教育で学んだことを立体的に把握することになる。この段階でのポイントは, 理論実務教育と法理論教育を並置し, 同時に履修させることで, その理解がより立体的かつ多面的に把握できる教育を実施する点にある。そして, 3年次の最後の段階で, 実務実習科目(「ローヤリング・クリニック」, 「模擬裁判・エクスターンシップ」等)を必修的に配置し, 法理論教育と理論実務教育で学んだことについて, 実際に活用できるかを体験させることで, 実体法・手続法の立体的, 現実的理解を深めるとともに, より実践的な事案分析能力の育成を図るものである。

このように, 本学の授業科目は, 法理論教育と実務教育を融合させ, 段階的かつ螺旋的に授業を実施する形をとり, より効率的な法曹養成をめざすかたちになっている。それゆえ, 個々の授業科目の教育内容についても, 上記の観点から, 科目間FDおよび科目内FDをとおして, 調整が図られている。法律基本科目についていえば, 公法系科目, 民事法系科目, 刑事法系科目のいずれについても, 1年次の講義科目においては科目の全体像を把握し基本的な事項を学修するよう教育内容が生まれ, 2年次の演習科目において, 応用的・複合的論点を扱いつつ応用力の醸成を目指した教育内容が生まれるなど, 教育内容の調整が行われている。

## (2) 科目開設の適切性

### ア 法曹像等との適合性

本研究科では, 理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施することにより, 「地域に奉仕し, 地域に根ざした法曹養成」をキャッチフレーズに, 司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目的としている。その上で, 発足以来, 医療福祉分野に強い法曹の養成と, ビジネス法分野に強い法曹の養成を基本的な柱としてきた。

まず医療・福祉分野については, 「社会保障法」に専任教員を置き, また, 民法と兼任の「医事法」の専任教員を置く。そのうえで, 岡山弁護士会, 本学の大学院医歯薬学総合研究科の幅広い協力を得つつ, さらに社会福祉士等の学外非常勤教員の協力も得ながら, 「法曹のための医学入門」, 「法医学」, 「民事医療過誤法」, 「医療福祉研究(ネットワーク・セミナー)」をはじめ, 多彩で特色ある授業科目を配置している。

もう一つの特色であるビジネス法系科目については、「経済法」に専任教員を充てるとともに、法務研究科内の兼担および多数の実務家を含む学外非常勤教員の協力を得ながら、企業法務、企業会計に関する幅広い授業科目を設置し、学生の多様な関心に応えることのできる内容となっている。

なお、志向する法曹像をイメージした科目履修例については、医療福祉を専門とするローヤー、ビジネス・ローヤー、刑事事件を専門とするローヤーをイメージして、科目履修例を示し、授業科目選択の便宜に供している<sup>55</sup>。

#### イ 科目群・科目名の齟齬等

科目群および科目名は、科目の実態を反映したものとなっており、齟齬等があるとは認識していない。

なお、前回の認証評価において、「刑法」について刑法各論の主要部分である財産犯や文書偽造罪が必修科目となっておらず、選択科目である「刑法特論」に委ねられている点を指摘されたが、平成21年度より「刑法」において刑法総論・各論の全分野を扱い、「刑法特論」を「刑法」を踏まえて応用的分野を扱う科目へと改めている。また、法律基本科目の実質を有するとの指摘があった「企業取引法特論」は、平成21年度までに廃止されている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

理論と実務の架橋を意識した科目開設を行っていることはもちろんであるが、くわえて、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」という観点から、岡山弁護士会法科大学院支援委員会や附設法律事務所の協力を得ながら、地域に密着した実務教育を展開することを意識している。

#### (4) その他

特になし。

## 2 点検・評価

本研究科における科目開設の現状については、理論と実務との架橋を意識して体系的かつ適切になされていると思われる。また、実務教育の位置づけについても、地域に奉仕し、地域に根ざした人権感覚豊かな法曹の育成という本研究科の教育目的・理念に沿ったものとなっている。

なお、展開先端科目群については、いわゆる地方大学としては、かなり多様な科目構成となっていると思われるが、開設科目については、研究科発足以来、基本的に大きな変更はない。この点については、今後、時代や地域の要請・ニーズを踏まえた新たな科目を設置するなど、検討すべきかもしれない。ただし、入学者の減少により、選択科目については、受講生が2名ないし3名といった

<sup>55</sup> 学生便覧 2013年度版 34頁以下、2014年度版ガイドブック 6頁参照。

状況も想定されるところ，少人数での教育効果等も見据えながら，検討する必要があると思われる。

### 3 自己評定

A 授業科目の体系性・適切性が，非常に良好である。

### 4 改善計画

授業科目の体系性の確保の点では，既述したように，法律基本科目の段階的な学修と，理論と実務との架橋を意識した科目配置がなされており，この点では問題がないものと考えている。ただし，既述のように，展開先端科目群については，今後，時代や地域の要請・ニーズを踏まえた新たな科目を設置することなどを検討すべきかもしれない。

なお，医学系科目については，これまで，岡山大学医学部・大学院医歯薬学総合研究科の協力を得て科目開設と運用を図ってきたが，医学教育における医学系教員の負担の増大とともに，従前どおりの科目提供をお願いするのが難しい状況になっている。代替教員の確保の可能性も見据えながら，今後の授業展開を検討していきたいと考えている。

### 5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理については、まず、独立の必修科目として「法曹倫理」という名称の科目を置いている。法曹倫理では、①弁護士倫理、②裁判官倫理、③検察倫理を取り上げる。3年標準型の2年次(2年短縮型の1年次)前期に配当され、2単位科目である。次に、法曹倫理を取り扱う科目として、「民事訴訟実務」(①②を中心に)、「刑事訴訟実務」(①②③)が3年標準型の2年次(2年短縮型の1年次)後期にそれぞれ必修科目(2単位科目)として配当され、さらに、「刑事弁護実務演習」(①を中心に)が3年標準型の3年次(2年短縮型の2年次)に選択科目(2単位科目)として配当されている。第三に、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」(①を中心に)および「模擬裁判・エクスターンシップ」(①②③)でも、法曹倫理が取り扱われる。これは3年標準型の3年次(2年短縮型の2年次)に配当され、両科目が選択必修科目となっており、学生はいずれかの科目を履修しないと修了要件を充たさない。いずれも3単位科目である。

「法曹倫理」は、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」とともに、実務実習科目である「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」の履修要件としている。すなわち、「法曹倫理」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」のすべてについて、3年標準型2年次(2年短縮型1年次)に単位修得ができなかった場合、最終学年に配置された実務実習科目を受講できず、標準修了年限での修了はできないこととなる。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

経験豊富なベテラン弁護士と中堅弁護士が自らの体験を踏まえて実践的な授業を展開しており、講義内容もいわゆる共通的到達目標に沿ったものとなっている。

##### (3) その他

法曹倫理を法曹となるための最も基本的な素養であると位置づけ、「法曹倫理」を必修科目とするとともに、その単位修得を同じく必修科目である実務実習科目の履修要件とするなど、カリキュラム上、その重要性を明確にしている。

#### 2 点検・評価

授業の概要、計画等、開設状況に問題はない。法曹倫理については、既述のように、実務実習科目においても繰り返し取り扱っており、学生間でディス

カッションをさせるなど、倫理的素養を育む工夫をしている。

3 自己評定

合 法曹倫理が必修科目として開設されている。

4 改善計画

特になし。

#### 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

##### 1 現状

###### （1）履修選択指導についての考え方

学生が適切な履修選択をするためには、学生自らが一定程度の知識やモチベーションを持ち合わせている必要がある。また、個々の法科大学院はそれぞれ固有の教育理念を有するところ、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」をキャッチフレーズに本研究科が養成しようとする法曹像を理解し、そのうえで本研究科の科目配置の特徴を理解しておくことは、学生が本研究科における適切な履修科目選択を行ううえで不可欠である。このような観点から、法務研究科では、発足以来、新入生および在学生に対して、各自が必要な履修科目を適切に選択できるよう、履修登録に先立って事前の履修指導を行うとともに、法曹へのモチベーションを高め授業準備の確認などを行うことを目的として、年度開始の1週間程度の期間（岡山大学入学式の前の期間）にオリエンテーション<sup>56</sup>を実施している。

とりわけ、3年標準型1年次生に対しては、法学入門をはじめとする各科目の入門講義を行い、法律基本科目や実務基礎科目のアウトラインをイメージさせるとともに、事務説明、履修指導、図書館ガイダンスなどをおして、スムーズに学修生活に入っていけるように配慮している。また3年標準型2年次生・2年短縮型1年次生に対しては、演習科目の位置づけを再確認するとともに、各科目について当該学年での学修の指針を示し、応用力の醸成に向けた学修に資するよう配慮している。

なお、計画的な学修を行わせる観点から、履修登録は、年度初めに一括して行わせており、前期・後期に分けた履修登録は認めていない。

###### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

###### ア オリエンテーション、ガイダンス等

オリエンテーションは、新入生・在学生ともに、4月の第1週に行っている（平成25年度は、4月1日から6日まで）。この時期に行う趣旨は、成績評価の対象となる授業が開始される前に助走期間を設け、授業にスムーズにはいっていくことも目的としている。

3年標準型の新入生については、入学前の必読文献の指定と併せて導入的な授業を受けることで、履修指導の時間に行われる説明に臨場感を持たせている。2年短縮型の新入生についても、入学前の必読文献<sup>57</sup>を指定している。また、実務

<sup>56</sup> 添付資料 10 参照。

<sup>57</sup> 添付資料 11 参照。

家教員による導入授業やパブリック岡山大学内支所の弁護士などの協力を得て、講演会の機会を設け、法曹へのモチベーションを高めている。なお、この講演会は、全学年を対象としている。さらに、学生が法曹へのモチベーションを維持しつつ、適切な履修選択に基づいて有意義な学修生活をおくることができるよう、岡山大学保健管理センターのスタッフによるメンタルヘルスの講演会も催している（なお、学生のメンタルヘルスに対する理解を深めるため、平成 24 年度には、教職員を対象とした講演会<sup>58</sup>も実施した）。

在学生に対しては、新年度授業への準備の確認のほか、（守秘義務をはじめとする）実務実習科目の履修に際しての留意点の伝達とともに、履修指導の時間を設け、専任教員の授業については応用力の醸成に向けた科目ごとのガイダンスを実施している。なお、3 年次生向けには臨床心理士によるクリニック入門<sup>59</sup>の時間を設け、倫理的な素養の涵養にも務めている。

平成 18 年度以降は、入学前に読んでおくべき必読文献を指定し、それについてオリエンテーション時に簡単な確認テストを実施することを予め事前に示して、入学前の自学自修に努めるよう誘っている。平成 24 年度以降は、必読文献に関するコメントを付すことにより、新入生が当該書籍に向き合う意味を自覚できるよう配慮している。なお、確認テストは、あくまで入学前の学修のモチベーションを高めるためのものであり、確認テストの成績は、教員の教育上の便宜に資するため教員に知らせてはいるものの、学生の有利にも不利にも扱っていない。この点については、事前に学生に周知している。

この他、4 月の入学前に、入学予定者を対象に行っている入学前ガイダンスも、よりよい法曹への意欲を高めることを目的とする企画である。入学前ガイダンスは、平成 24 年度は、10 月と 1 月の 2 回実施している。

#### イ 個別の学生に対する履修選択指導

個々の学生に予め個別に履修選択指導を行うことはしていないが、履修登録状況確認表を確認して、履修要件等に照らして問題があると思われる履修登録を行っている学生に対しては、個別に履修選択指導を行っている。

#### ウ 情報提供

履修モデルは、学生便覧<sup>60</sup>及びガイドブック<sup>61</sup>に、「医療・福祉を専門とするローヤーを目指す学生」向け、「ビジネス・ローヤーを目指す学生」向け、「刑事事件を専門とするローヤーを目指す学生」向けの 3 パターンを掲載している。オリエンテーションにおける履修指導の際に補充説明をしている。

なお、学生便覧には、本研究科における教育方針を、年次を追って理解でき

<sup>58</sup> 添付資料 12 参照。

<sup>59</sup> 添付資料 13 参照。

<sup>60</sup> 学生便覧 2013 年度版 34 頁以下。

<sup>61</sup> 2014 年度版ガイドブック 6 頁。

るよう、各年次と各科目群の関連<sup>62</sup>を図示しており、必修科目の授業展開（どの学年にどのような科目が配置され、履修できるようになっているか）<sup>63</sup>も示している。

#### エ その他

展開・先端科目群の科目のうち、非常勤教員にお願いしている科目については、履修者が3名以下の場合、授業展開に支障がないかどうかを確認するという観点から、担当教員に開講の可否について意向を聞いている。履修者数が一定のラインを下回ると、個々の受講者が負う予習等の負担が大きくなることが考えられ、また、双方向・多方向の授業展開が難しくなることが想定されるが、基本的に、各教員の工夫により、開講していただいている。

学習アドバイザー制度については、7－8参照。

### （3）結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

学生便覧に示した履修モデルやオリエンテーションでの履修指導を踏まえて、学生は、履修科目の選択を適切に行っている。

#### イ 検証等

学生の履修選択状況は、「単位修得状況確認表」および「履修登録状況確認表」などで確認可能であり、法務研究科教務担当（事務職員）と教務委員長が確認している。

### （4）特に力を入れている取り組み

法曹という職業を具体的にイメージし、各自が志向する法曹像を構築するとともに、適切な履修選択に資するという観点から、オリエンテーション時には講演会を設定している。

### （5）その他

特になし。

## 2 点検・評価

新入生、在生とも、年度開始時に履修カリキュラムを全体的に把握し、本研究科で提供される科目のあらましを理解できる。この結果、学生は、新学期的授業に無理なく入っていくことができ、とりわけ法学未修者は自分がどのような科目を受講するのか、またその科目はどのような内容を持つもの

<sup>62</sup> 学生便覧 2013 年度版 30 頁以下。

<sup>63</sup> 学生便覧 2013 年度版 32 頁以下。

なのかが分かる仕組みになっている。また、履修モデルを示した学生便覧や詳細なシラバスは、オリエンテーションでは不十分な当該科目に対する履修方法、内容、概要等を知る資料として、重要な役割を果たしている。本研究科における履修指導は、学生に対し、適宜かつ適切に情報を伝達できるようになっているものと思料する。

### 3 自己評定

A 履修選択指導が、非常に充実している。

### 4 改善計画

事前の履修指導は概ね良好であると思われるが、学生とりわけ新入生が法曹の活動を具体的にイメージし、主体的に履修登録を行えるようにするためには、単に履修モデルを示すだけでなく、オリエンテーション時やその他随時における講演会を充実させるなどの工夫も重要な課題であると思われる。

## 5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること。

### 1 現状

#### (1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数は、平成21年度までは36単位を上限としていたが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」

(平成21年4月17日)を受けて、平成22年度より、法学未修者教育充実の観点から、3年標準型1年次の上限を6単位増強して42単位とした<sup>64</sup>。修了年度の年次の上限は、3年標準型、2年短縮型ともに、42単位である。学期毎の上限は設けていない。

この結果、平成22年度以降、3年標準型の学生が3年間で履修できる単位の上限は120単位、2年短縮型の学生が2年間で履修できる単位の上限は78単位となっている。週1コマ(1時間30分)15回の授業で2単位としている。この点は、法務研究科発足以来、変更していない。

なお、3年標準型1年次の上限を6単位増強することは、物理的には、学生の自学自修の時間を従前より制約することになる。増強分の時間を何らかの手段により調整して捻出するということもしていない。そういった意味での工夫・配慮はしていないが、6単位の増強は、法学未修者の自学自修を阻害するどころか、むしろ効率的かつ有意義な自学自修を促進するものと捉えている。

#### (2) 無単位科目等

単位認定されない科目等、履修単位に算入されない科目は、平成25年度現在、設けていない。

#### (3) 補習

補習の実施状況は以下のとおりである。

まず、平成24年前期については、刑法特論1回、経済刑法1回、労働者保護法2回、医事法2回である。

次に、平成24年度後期については、商法4回、民事訴訟法1回、刑事訴訟法5回、商法演習(第1クラス)2回、商法演習(第3クラス)2回、民事法統合演習I(第3クラス)1回、刑法演習(第1クラス)1回、刑法演習(第2クラス)1回、医療福祉研究1回となっている。

いずれについても参加は任意であり、また、回数の多いものも、法律基本科

---

<sup>64</sup> 3年標準型1年次後期の「刑事訴訟法」を2単位から4単位に増やすとともに、新たに、1年次前期に「法解釈入門」(2単位)、1年次後期に「行政法」(2単位)を設けた。

目のうちのいわゆる下三法であり，自学自修を妨げるというよりも，むしろ，それを促進する機能を果たしているといえる。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限は，年間 36 単位を標準とするものであり，3 年標準型 1 年次については 42 単位であるものの，上記の理由に基づくものであり，問題はない。また，修了年度の年次は 42 単位としている。

補習については，法律基本科目群の科目数の設定そのものが未修者にはかなりハードであることを踏まえるならば，適度な補習は，学生の理解が未成熟な事項を解消し，むしろ学生の自学自修の助ける効果をもつと考えられる。法律基本科目を単位数の点から充実させることには限界があり，補習の現状と課題については，単位数の潜脱とならないよう所定の単位数とのバランスも踏まえながら，FD 協議会，科目内・科目間 FD を通して絶えず検証していきたい。

## 3 自己評価

合 ①1 年次及び 2 年次の履修単位数上限が年間 36 単位以下であるか，超えていても特段の合理的理由があり，  
かつ

②修了年度の年次の履修単位数上限が年間 44 単位以下である。

## 4 改善計画

補習のあり方については，引き続き検討したい。

## 第6分野 授業

### 6-1 授業

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされ、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 授業計画・準備

各科目の授業計画(シラバス)は、統一の様式にて、前年度の3月に、Webをとおして学生に公開している。シラバスでは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容及び学年ごとに設定された「教育方針」<sup>65</sup>を踏まえ、授業の目的・概要、授業の方法、各回の授業計画、成績評価方法、テキスト等を明記し、学生が授業内容を的確に把握し、授業に向けた準備が可能となるよう配慮している。

科目によっては、シラバスとは別に、授業開講段階もしくは授業の途中で、より詳細な授業内容や進行予定等を記載したレジュメが、別途文書あるいは後述の教育支援システムを利用して配付又は公表されることがある。さらに、各回に配付される授業レジュメ等において、各回の授業内容等を明示し、学生が十分な授業準備をして授業に臨むことができるよう配慮している。

複数教員が複数のクラスを担当する演習科目では、各クラスの授業が事前の授業計画に即して行われることを担保するため、クラス間で授業内容に差異が生じないように、教員間で絶えず教育内容・教育方法を確認している。また、統一的・体系的な履修を実現するため、法律基本科目と実務基礎科目間においても、相互にシラバスを確認するようにしている。

##### (2) 教材・参考図書

本研究科では、授業教材については、既製の教科書、判例集にそのまま依拠するのではなく、教員が教材作成に主体的に関与することにより、本研究科の教育方針(これについては、5-2参照)に則した授業教材を独自に作成することを目標としている。教材開発段階から主体的に教員が関与することは、教員自身が教育内容と教育方法について自覚的に検討するという観点からも重要であり、また、独自教材を用いて授業を展開することは、授業を事後的に検証して今後の授業改善に役立てていくこと観点からも重要であると考えている。独自に作成した授業教材は、教育支援システム(Web)などをおして、事前に配付されている。

##### (3) 教育支援システム

本研究科では、コンピューターネットワークを利用した教育支援システムを

<sup>65</sup> 学生便覧 2013年度版 30頁, 31頁を参照。

活用している。教材やレポート課題、各レジュメは、教育支援システム内の「教員からのお知らせ」(Web)に提示している。

#### (4) 予習指示等

授業で使用するレジュメ等は、可能な限り、少なくとも1週間前にはWebに掲載することを目標としている。

なお、各回の授業で達成すべき目標は、各回の授業内容とともに、シラバス事前に告知されているが、授業時に事前配付されるレジュメ等により、各回の授業内容の詳細や予習の具体的な指示がなされている。

#### (5) 授業の実施

##### ア 教育内容

3年標準型・2年短縮型ともに、学年ごとに設定された「教育方針」<sup>66</sup>を踏まえて、各学年における教育内容が決定されている<sup>67</sup>。3年標準型についてみれば、1年次は、法情報処理に関する基本的技能の修得を目的とする科目を基礎に、講義科目を中心に実体法と手続法のそれぞれについて基本的事項の体系的理解を目的とし、2年次は、演習科目を中心に問題発見能力及び事案解決能力の育成を目的とする。そして、3年次には、実体法と手続法にまたがる演習科目を設置し、実体法と手続法に関する統合的理解力、総合的判断能力と批判能力の育成を目指している。これらと並行して、法律実務基礎科目群を2年前期から3年前期にかけて段階的に配置し、あわせて、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を配置されている。

##### イ 授業の仕方

3年標準型1年次の講義科目では、適宜受講生に発言を求めつつも、おおむね講述形式が中心となっている。これに対し、2年次・3年次に配置される演習科目では、双方向・多方向の授業が展開されている。

なお、平成19年度より2年次の演習科目については習熟度に応じたクラス編成を行っていたが、定員削減と学生数の減少により、クラス内の同質性を確保することが困難になったこと、習熟度が低いとされるクラスに配属されることによる負のラベリング効果への懸念などを理由に、平成23年度以降、このような編成を行っていない。

##### ウ 学生の理解度の確認

法律基本科目については、どの科目も、レポート課題や小テスト、起案などにより学生の理解度の確認に努めている(各回の授業終了前の5分程度を利用

<sup>66</sup> 学生便覧2013年度版30頁、31頁を参照。

<sup>67</sup> 必修科目の授業展開については、学生便覧2013年度版32頁以下を参照。

して、毎回小テストを行っている科目もある)。また、質問票を用いて、学生の理解度を確認している科目も見られる。

双方向・多方向の授業展開が中心となる演習科目では、レポートや小テストのほか、授業時における個々の学生の発言等をとおして、その理解度が適宜確認されている。

#### エ 授業後のフォロー

授業に対する質問について、担当教員が研究室などで個別に応じる制度として、オフィスアワーの制度を設けている<sup>68</sup>。オフィスアワーの設定に際しては、例えば1年次の必修科目を担当する教員のオフィスアワーの時間は他の1年次必修科目の時間に配置しないなど、学生が利用しやすい時間設定を心がけている。もっとも、選択科目との調整まではしていないが、教員は、オフィスアワーの時間以外にも、授業終了時や研究室在室時に随時対応しており、比較的少人数規模の法科大学院であるという事情もあり、学生が教員に質問できる環境は整っていると言える。このほか、メールでの質問を認めて、これに対応している教員もいる。

オフィスアワー以外に、履修科目や学習方法などの相談に法務研究科の専任教員が応じる制度として、「学習アドバイザー」の制度を設けている（これについては、7-8参照）<sup>69</sup>。

レポートや小テストについては、解答・解説の公開のほか、それに基づいて適宜、個々のレポートや答案を踏まえた個別の指導を行っている。

このほか、質問票を用いている科目もある。

#### オ 出席の確認

出欠は、授業時における点呼や、小テスト等によって適宜確認されている。

なお、同じ授業科目について3回連続して欠席した学生については、担当教員より法務研究科教務担当に連絡し、教務委員長が個別面談をするなどの対応をしている。

なお、本法科大学院は、当該授業を何回以上欠席したら期末試験を受験できない、といった統一的基準は設けておらず、欠席の評価は各教員に委ねられている<sup>70</sup>。

#### カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

科目特性に応じて、新聞記事を素材にしたり、図表や資料を用いたり、また、映像教材を用いたりするなどの工夫がなされている。また、板書効果を高めるため、ホワイトボード用の視覚教材を独自に開発して、わかりやすさの工夫を

<sup>68</sup> 学生便覧 2013年度版 9頁, 43頁参照。

<sup>69</sup> 学生便覧 2013年度版 9頁, 43頁参照。

<sup>70</sup> 添付資料 14 参照。

凝らしている授業（行政法）もある。

#### キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

法律基本科目については、既述の「教育方針」に則して、講義科目、演習科目が各年度に、段階的・連続的に構成されており、また、各学年にふさわしいものとなっている。また、実務基礎科目についても、「教育方針」を踏まえ、実務理論の基礎知識の習得、実務理論の応用力の育成、実践的運用能力の育成という段階的教育課程を踏まえて配置されている。基礎法学・隣接科目は、3年標準型の場合1年次で履修できるように配置し、展開・先端科目についても、2年次からの履修に対応できるように、対象学年にふさわしいものとなっている。

#### （6）到達目標との関係

授業計画・準備及び実施は、既述の「教育方針」を踏まえたものとなっている。授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、科目内FD及び科目間FDをとおして、科目ごとに判断されている。自学自修すべき部分や学習方法の提示については、授業ごとに一様ではないが、概ね、資料配付や参考文献を指示するなどして対応している。また、自学自修を支援する体制として、既述のように、オフィスアワー、学習アドバイザーの制度を設けている。

これらの諸点が適切に機能しているかについては、適宜の科目内FD及び科目間FDをとおして検証するとともに、FD協議会において検証している。

#### （7）特に力を入れている取り組み

学年ごとの「教育方針」を明確化し、学生便覧においてこれを学生に示すとともに、科目内および科目間のFDをとおして、学年ごとの教育内容及び関連科目間の教育内容を常に検証している。

#### （8）その他

特になし。

## 2 点検・評価

授業準備については、科目内FD・科目間FDを通して、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、各科目において修得すべき内容を検討し、そのうえで、統一様式によりシラバスが作成され、各科目の到達目標は、「授業の目的・概要」として、シラバスに明記されている<sup>71</sup>。また、シラバスは前年度の3月に公開され、履修科目の選択に資するとともに、学修目標及び学修内容を把握することができるようにしている。

教員は、シラバスに沿う形で効果的な授業準備を行い、学生も事前に有効な

<sup>71</sup> 各法系ごとの科目配置の意義・特色については、2014年度版ガイドブック5頁も参照。

予習を行うことが可能となっている。また、独自に開発された授業教材は、教育支援システムを通じて、事前に配付されている。科目によっては、適時に配付されるレジュメ等や、あるいは教育支援システムにより公表される「教員からのお知らせ」において、シラバスを補充するものになっている。また、変更・修正があった場合には、速やかに学生に周知する方策がとられている。もっとも、授業内容の検討に時間がかかるなどして、1週間前までのWeb配付が必ずしも徹底されていない科目もあり、この点は改善すべき点である。

授業実施については、シラバスをもとに、さらに科目内FD・科目間FDを重ねて各回の教育内容・教育方法を調整して実施されている。講義科目は講述形式を中心とするものが多いが、演習科目は双方向・多方向の形態を中心として進められている。もっとも、それが十分に機能しているかについては、引き続きFD協議会等でも検証していく必要がある。

### 3 自己評定

A 授業計画・準備・実施が、質的・量的に見て非常に充実しており、完成度が高い。

### 4 改善計画

年次ごとの「到達目標」については、「教育方針」として学生便覧においても明記され、教員の共通認識となっている。また、各科目の段階的な到達目標とそれを前提とする教育内容についても、教員間で共通理解ができている。もっとも、それらは全体に目に見える形で成文化等はされていない。この点は、前年度の教育内容の検証と、それによる授業内容の改善に時間がかかるなど、授業内容を絶えず検証することから生じる問題であると思われるが、今後、検討していきたい。

また、シラバスの記載内容については、学生の効果的な授業準備という観点から、検討を継続していきたい。

## 6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 現状

#### （1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院では、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、研究者と実務専門家との協働のもとで行われる、そして、両者の協働のもとでしか成り立たない授業として捉えており、このような教育を実践することは、法科大学院の教育理念でもあるとともに、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の養成という本法科大学院の教育理念・目的の根幹でもあると位置づけている。なぜなら、現実の紛争は、法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、それゆえ、社会紛争の解決という視点からすれば、法的解決だけでなく他の解決案も要請されており、このような認識の下では、体系的法理論と専門的知識の習得のためには、研究者と法実務専門家、さらには法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要であると考えからである<sup>72</sup>。このような認識は、研究者教員及び実務家教員の共通認識となっている。そして、このような観点から様々な専門家とのネットワーク<sup>73</sup>を構築し、多角的・立体的な教育を実践している。

#### （2）授業での展開

「理論と実務の架橋」を目指した授業の実施に向けて、本研究科では、法情報処理に関する基本技能の修得を目的とする科目（「法情報基礎」）を基礎に、法律基本科目の段階的配置とそれに対応した実務教育科目、展開・先端科目等の段階的配置を行うとともに、最終学年において実体法・手続法の統合的理解力及び実践的運用能力を総合的に学ぶ機会を提供している。また、法律基本科目の学修においても、単に法理論を抽象的に学ぶのではなく、事例問題・判例などを素材として、事実のもつ法的意味を考えさせるよう工夫している。

また、授業展開における工夫として、本研究科では、発足以来、以下の三つの対応を行っている。すなわち、①研究者教員と実務家教員との協働による授業教材の作成、②研究者教員と実務家教員とが協働して開講する科目横断的な授業科目の設置、③シミュレーション教育と実務実習を連動させた実務教育の実践である。具体的な実施については、後述のように、様々な専門家とのネットワークと「附設法律事務所」を活用し、さらに、展開先端科目の多くを岡山弁護士会に所属する弁護士などの実務家をお願いしている。

まず、①については、公法、民事法、刑事法の各分野で、教育内容・教

<sup>72</sup> 2014年度ガイドブック7頁参照。

<sup>73</sup> 専門家のネットワークは、従来、「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」（通称「専門家ネットワーク」）として組織されていたが、平成24年に後述する「岡山大学大学院法務研究科附属弁護士研修センター」が開設されたことにより、「専門家ネットワーク」という組織は、これに発展的に解消された。

材作成・教育方法について、実務家教員と研究者教員が協働で検討する機会（教育内容・方法検討会、科目間FD）を設けて、相互理解を深め、情報等の交換を行いつつ、継続的にこれらを研究・検討している。

次に、②については、平成17年度から、3年標準型3年次・2年短縮型2年次に、科目横断的な授業として、「公法総合演習Ⅲ」（平成22年度入学生より「公法訴訟演習」）と「民事法統合演習Ⅰ・Ⅱ」が開講され、さらに、平成22年度から選択科目として「刑事法総合演習」が開講されている（平成23年度入学生より選択必修科目）。なお、「民事法統合演習Ⅰ・Ⅱ」については、平成22年度入学生までは必修科目として運用していたところ、平成23年度入学生よりカリキュラムの見直しを行い、「民事法統合演習Ⅰ」を「民事法事例研究」，「要件事実・民刑事法演習」に、「民事法統合演習Ⅱ」を「会社訴訟法演習」にそれぞれ改編しているが（「要件事実・民刑事法演習」は必修科目。

「民事法事例研究」，「会社訴訟法演習」はそれぞれ選択必修科目），科目横断的な授業構成という性格は変更していない。

最後に、③については、パブリック岡山大学内支所及び専門家のネットワークを活用しつつ、臨床科目として、模擬裁判とエクスターンシップ，ローヤリングとクリニックという、シミュレーションと実践とを組み合わせた科目設定を行っている。この点は後述する（6-3参照）。

### （3）理論と実務との架橋を意識した取り組み

「理論と実務の架橋」を意識した取り組みとして、本研究科では、①専門家のネットワークの活用，②附設法律事務所の活用，③IT教育ツールの活用という3つの柱を立てて、実践している。

まず、①専門家のネットワークの活用については、平成17年、法律相談・法的紛争処理のワンストップサービスをめざし、法律分野と医療福祉分野に係る各種専門職によって「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」（通称「専門家ネットワーク」）が設立され、協働して個々の案件に総合的な分析・検討を行い、学生・教員スタッフと共に理論的・実務的対処を検討していく仕組みが構築されていたところ、平成24年にOATCが設置され、「専門家ネットワーク」はこれに発展的に解消された。OATCには、自治体法務研究会，病院・福祉法務研究会，企業法務研究会など、各種のネットワークが設けられ、新人・若手弁護士の研修のみならず、シンクタンクとしての機能をとおして、従来の「専門家ネットワーク」の機能を果たすことが予定されている。

次に、②附設法律事務所の活用については、効率的で充実した実務教育を実現するため、大学内に法律事務所（パブリック岡山大学内支所）を置き、弁護士が法律相談や訴訟活動を行いながら、連携して学生の教育に当たる仕組みが構築されている（なお、OATCに併設された法律事務所として「のぞみ法律事務所」があるが、同事務所は、新人弁護士の研修機能を担っており、法科大学院

の実務教育には関与しない)。

最後に、③IT教育ツールの活用については、法学教育の向上を目指し、独自に開発した電子カルテシステム(0-docket)と名古屋大学で開発された「STICS」システムなどのITツールが用意されており、これにより、学生と教員が共に法律案件についての理論的・実務的対処を検討し、それに基づいた教材資料を作成することで、教育・研究への効果的フィードバックを図る仕組みが構築されている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

早くから研究者教員と実務家教員とが協働して授業教材の開発を行い、また、学外専門家で構築されたネットワークや大学内に附設された法律事務所を背景とした実務教育の充実は、本研究科の大きな特色であるといえる。

#### (5) その他

本研究科では、「理論と実務の架橋」を、単に法科大学院教育における取り組みとしてのみ捉えるのではなく、OATCの設置や、その内部組織としての「岡山行政法実務研究会」の設置に見られるように<sup>74</sup>、「法曹継続教育」というかたちで法科大学院が専門教育にコミットし、法科大学院がシンクタンクとしての役割を果たしつつ、そこでの研究成果を、地域に還元するとともに、さらに法科大学院教育に反映・還元していくというサイクルの中で捉えている。このような理念のもと「理論と実務の架橋」を図ろうとする試みは、全国でもめずらしい画期的な試みであると思われる。

## 2 点検・評価

「理論と実務の架橋」に関する本法科大学院の理解は、専任教員の共通認識となっている。法律基本科目、実務基礎科目ともに、事例研究・判例研究などを盛り込みながら各学年ごとに段階的に学修するよう科目配置がなされており、また、3年標準型2年次(2年短縮型1年次)配当の演習科目の中には研究者教員と実務家教員とが共同して担当する科目もあるが、そこでは、授業準備に向けた適宜のFD活動により、理論と実務の架橋が図られている。さらに、3年標準型3年次(2年短縮型2年次)に配置される科目横断的な授業では、実務家教員と研究者教員との授業実施に向けた協働体制も構築されている。

「理論と実務の架橋」を目指した授業は、十分に目標どおりに運営されていると思われる。さらに、OATCでの活動のほか、岡山公法研究会や岡山民事法研究会、刑事判例研究会などをおして、研究者教員と実務家教員とが共同研究を行う機会にも恵まれている。

もっとも、法律実務基礎科目について、研究者教員が一体となって理論面の

---

<sup>74</sup> 平成25年5月18日(土)に設立総会と記念講演会が実施された。

検証を行う点については、必ずしも十分とはいえず、改善の余地がある。

### 3 自己評定

- A 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て非常に充実している。

### 4 改善計画

今後は、発足間もない OATC の活動の充実化とともに、附設法律事務所との連携をさらに強化しつつ、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」という本法科大学院の教育理念に即した教育を実践し続けるべく、努力を続けていきたい。

また、法律実務基礎科目の理論的検証という観点からも、研究者教員と実務家教員との連携を一層強化していきたい。

### 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）臨床科目の目的

本法科大学院では、「理論と実務の架橋」を目指した授業の一環として、臨床科目（実務実習科目）を設置している。現実の紛争は、法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、それゆえ、社会紛争の解決という視点からすれば、法的解決だけでなく他の解決案も要請されているとの認識のもと、学生を法曹として養成していくためには、そのような総合的な判断能力を育成することが不可欠であると考えており、臨床科目は、このような能力を育成するために不可欠な科目と位置づけている。

また、本法科大学院の教育理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」という観点からみれば、実務実習は、地域社会の抱える法律問題に直接接する機会を提供するものであり、「地域に根ざした法曹育成」という観点から求められる紛争解決能力を涵養する上でも不可欠であると考えている。

このような考え方のもと、本法科大学院では、①様々な専門家とのネットワークの構築、②附設法律事務所の活用、③IT 教育ツールの活用を柱として、臨床教育科目を運用している。

##### （2）臨床教育科目の開設状況等

###### ア 開設状況

本法科大学院では、実務基礎科目群の中に臨床科目として、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」を設置している。さらに、ネットワーク・セミナーを活用した科目として、展開・先端科目群に、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」（3年標準型3年次、2年短縮型2年次配当、選択科目）を開設している<sup>75</sup>。

本研究科における実務実習教育は、シミュレーション教育と実務実習を連動させて教育する方法をとる点に特色がある。これは、学生にいきなり実務を体験させることはできないし、学生にとっても、実務のシミュレーションを受けたうえで実務に入る方が、学んだことを生の事件について自ら実践しやすくかつ理解も早くなる、との考え方に基づくものである。このような考え方にに基づき、シミュレーションと実務実習を融合させた科目、具体的には、ローヤリングとクリニックを融合した「ローヤリング・クリニック」、模擬裁判とエクスターンシップを融合した「模擬裁判・エクスターンシップ」を設置している。いずれも、3年標準型3年次、2年短縮型2年次に設置している。3単位科目であり、2つの科目が選択必修科目となる。すなわち、いずれかの科目を履修

<sup>75</sup> 履修人数と単位取得人数は、添付資料15参照。

しなければ、修了要件を充たさない。

実施時期は、通年開講科目であるものの、概ね前期で終わっている。クリニックについては、平成 25 年度は 6 月 3 日から実施し、8 月までに終わることを予定しているが、相談者の都合により、9 月以降にずれ込むこともあり得る。エクスターンシップについては、学生の他の科目の履修状況と調整しながらすすめている。

## イ 履修要件

「模擬裁判・エクスターンシップ」、「ローヤリング・クリニック」には、一定の受講要件を設定している。

まず、①履修要件として、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」の単位、および「民事訴訟法演習」または「刑事訴訟法演習」のいずれかの単位を修得していることが履修要件となる。このほか、②守秘義務を遵守する旨の誓約書を岡山大学大学院法務研究科長宛に提出していること、③適格性について、岡山大学大学院法務研究科長の書面による認証があること、も受講要件である<sup>76</sup>。

なお、③の認証においては、履修要件の他に、法律基本科目群の基礎科目及び基幹科目のうち 3 科目以上の単位を修得していない場合には、認証を認めていない。また、2 科目単位を修得していない場合にも、他の科目の成績を総合評価して認証を認めない場合もあり得るとしている<sup>77</sup>。

実務認証は、「岡山大学大学院法務研究科実務実習科目履修の認証に関する内規」に基づき行われ、実務認証は、実務家専任教員全員と民事訴訟法と刑事訴訟法の研究者教員（専任）によって行う。

## ウ 適法性の確保、守秘義務への対策等

4 月初旬に実施されるオリエンテーションにおいて、クリニック・エクスターンシップ関連の履修指導（ガイダンス）を実施している。ここでは、実務家専任教員から「学生実務実習規則」についての説明がなされ、特に、守秘義務の厳守と、義務違反の場合は退学を含む厳重な処分が科せられるおそれのあることを告知している。このほか、同じく 4 月のオリエンテーション時に臨床心理士を招いて、「カウンセリング」に関する講演を行い、ロールプレイなどを交えて、カウンセリングにおいて留意すべき点など、実践的に学ぶ機会を設けている<sup>78</sup>。このほか、隔年開講科目として、「法と心理学」を開講している。

なお、実務実習科目の受講にあたっては、保険加入が義務づけられている<sup>79</sup>。

<sup>76</sup> 「学生実務実習規則」第 2 条参照。

<sup>77</sup> 学生便覧 2013 年度版 13 頁参照。

<sup>78</sup> 平成 25 年度について、添付資料 13 参照。

<sup>79</sup> 学生便覧 2013 年度版 13 頁、46 頁参照。

## エ 成績評価・単位認定

「ローヤリング・クリニック」，「模擬裁判・エクスターンシップ」の成績評価は，「修了」または「不可」により行っている。

評価にあたっては，教員が評価シートを作成し，それに基づいて成績評価を行っている。

## オ 実施状況

### (ア) ローヤリング・クリニック

「ローヤリング・クリニック」は，岡山弁護士会法科大学院支援委員会を中心に，附設法律事務所の協力も得ながら，現実の多様な事件の処理に携わる臨床経験を持たせ，現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成を目的として行われている<sup>80</sup>。前半 8 回程度がローヤリング（シミュレーション型），後半 15 回がクリニック（実務実習型）となっている。「ローヤリング」の授業（相談，交渉，接見，仲裁（和解あっせん）のロールプレイを含む）を経たうえで，無料法律相談等におけるクリニック適合事案につき，指導弁護士による監督の下で学生が主体的に相談に応じている。なお，相談は 1 回限りであり，2 回目の相談は受け付けていない。

「クリニック」では，各学生が 5 件の法律相談を受けることを目標としている。相談件数については，平成 22 年度までは，1 人が単独で 5 件の法律相談を受けることとしていた。しかし，至るところで無料法律相談の機会が増加し，相談件数そのものが減少しているなかで，教育効果の高い事件の量的確保が困難な状況が生じていた。また，キャンセルが相次ぐなどにより，法律相談が 12 月，1 月まで延びることにより，学生の学修ペースを乱す虞も懸念されていた。そこで，徒に相談件数だけをこなすという弊害に陥ることを回避し，相談内容を絞り込むことでより教育効果を高めるという観点から，平成 23 年度より，2 人 1 組のペアでの対応も含めて 5 件の法律相談を受けることを目標とすることとし，また，事前に相談内容を絞り込むことにより，学生が教育効果の高い事件に接することができるよう，変更している<sup>81</sup>。

ローヤリングについては，映像配信システム「STICS」（Stream Indexing and Commenting System）を利用してフィードバックが十分にできるようなシステムを構築している。また，クリニックについては，「岡山大学大学院法務研究科 SNS 型専門家ネットワークシステム」（O-Docket）を用いて，学生が，扱った事案の内容を電子記録化し，教員や実務家からコメントを得ることにより，相談内容を事後的に検証できるようにしている。

<sup>80</sup> 添付資料 16（3 頁）参照。

<sup>81</sup> ①現在，裁判にかかっている事件，②現に弁護士・司法書士などに対して委任されている事件，③税金・税務に関する相談，④入管関係（在留資格・機関等）についての事件は，相談対象としないことを事前に告知している。添付資料 17 参照。

#### (イ) 模擬裁判・エクスターンシップ

「模擬裁判・エクスターンシップ」は、模擬裁判を通じて弁護士、裁判官、検察官の役割を疑似体験させ、それを踏まえて、法曹が関与する現場を実際に体験することにより、法曹としての将来の活動内容について具体的イメージをつかむことを目的として行われている。前半13回が模擬裁判(シミュレーション型)、後半10回がエクスターンシップ(実務実習型)となっている。模擬裁判は、ローヤリングと同様、STICS(映像配信システム)を利用してフィートバックが十分にできるようシステムを構築している。

指導担当弁護士は、エクスターンシップの制度趣旨・目的を十分に理解し、効果的な指導を行える資質を備えている必要がある。そこで、岡山大学法科大学院では、岡山弁護士会にある法科大学院支援委員会の協力を得て、会内でアンケートを実施し、司法修習生の指導の経験がある、概ね弁護士経験10年以上の会員に依頼している。実際には、ほとんどが司法修習生を受け入れた経験のある20年以上のベテランが多い<sup>82</sup>。受け入れ先は、年度によって、多少の変更はあるものの、大きな変更はない(毎年、附設法律事務所で5名程度、その他約15事務所が各1名程度)。

指導内容については、法律事務所における実務一般の体験(法律相談、事実調査、書面の作成、資料の収集、法廷傍聴など)を重視し、各事務所の特色に応じ、弁護士の日常業務を体感させることとしている。必ずしも、難しい事件の起案等は不要であり、どんな小さな事件でもよく、いわゆる「生きた事件」を体感させることが重要と考えている。また、「弁護士職務基本規程」等を参考に、法曹としての義務・倫理・マナーを含めてご指導するようお願いしている<sup>83</sup>。

指導内容として最も多いのは、法律相談の立会いである。法律相談の同席については、もちろん相談者の了解をとることをお願いしている。また、単に同席するだけでなく、担当弁護士の指導の下、実際に一部対応をさせることを期待しているが、学生に相談の一部対応を認めるかについては最終的には、各指導担当弁護士に任せている。事案にもよるであろうが、実際に対応させている例は少ないようである。次に多いのが、法廷傍聴である。通常的口頭弁論のみならず、和解期日や弁論準備手続への参加、珍しいものでは、少額訴訟手続を傍聴した例も見られた。もちろん、簡易裁判所や家庭裁判所の調停への同席も多くみられた。公開の法廷は別として(もっとも、傍聴席からで、当事者席に座ることはない)、他の手続への参加に際しては、裁判官等の同意を得るようお願いしており、これまでのところ、トラブルはないようである。なお、遠隔地の裁判所に出かける例も見られるが、交通費の支給はなく、原則として、非

<sup>82</sup> 添付資料18(3頁)。

<sup>83</sup> 添付資料18(3頁)。

常勤講師の講師料の中からご負担いただくこととなる。また、破産事件における債権者集会，債務者審尋，さらには検証の立会いも報告されている。これら以外には，書面作成等の起案も多くなされている。例えば，訴状・答弁書，準備書面の作成，各種契約書の作成，また，依頼人宛文書の作成も報告されている。その他には，証人テスト，証拠の収集（現場の視察やインターネットの利用），株主総会への同席，担当弁護士の主催するセミナーへの参加などもあった<sup>84</sup>。

なお，学生には，「エクスターンシップ報告書」の提出を求めている。

#### （ウ）医療福祉研究

「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」では，教員が出題する医療・福祉に関する「生の事例」に対し，学生が問題発見，論点整理，解決方法の検討報告を行い，全員で討論した後，理論・実務の両側面から研究者，弁護士，社会福祉士から構成される教員が助言を行っている。

#### （3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院における実務実習科目の特徴としては，ローヤリングとクリニック，模擬裁判とエクスターンシップ，という，シミュレーションと実践とを組み合わせ合わせた科目設定を行っている点が挙げられる。附設法律事務所を活用し，シミュレーション教育と実務実習を連動させてすべてを実施している法科大学院は，他に例を見ないと思われる。

#### （4）その他

特になし。

### 2 点検・評価

本研究科において，臨床科目の位置づけは明確であり，単位数，実施時期についても，問題ない。事前のガイダンスも十分に行っており，法令遵守，依頼者利益の確保，実習先での規律維持等必要な事項について万全の措置がとられている。そして，学生，教員スタッフ等は，前記規則の精神とその遵守の必要性を十分に自覚して実習等に臨んできており，これまでのところ，関係者，依頼者等から危惧の念が表明されたことは一度もない。したがって，臨床科目を適切に開設するという目標は，完全に達成，実現されていると認められる。

### 3 自己評定

A 臨床科目が，質的・量的に見て非常に充実している。

---

<sup>84</sup> 添付資料 18（5頁～6頁）。

#### 4 改善計画

実務実習教育においては、相談事件等実習に適した多様な事件が豊富に確保されることが必要である。今後とも教育効果の高い事件の選別と確保に務めていきたい。また、引き続き、相談事例教材のデータベース化等を通じた実務ネットワーク利用型法曹養成システムをより充実させていく必要がある。

## 第7分野 学習環境及び人的支援体制

### 7-1 学生数(1)〈クラス人数〉

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

#### 1 現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人, されない人の区別も含む)。

評価実施年度を含む過去3年分の開設科目ごとの履修登録者数は, 別紙の表として添付する<sup>85</sup>。

(2) 適切な人数となるための努力

法律基本科目群の授業を含め, 1クラスの人数が60人以上となる授業は現在のところない。

(3) 特に力を入れている取り組み

1クラスの授業の学生数がカウントされる者, されない者を含めて60名以上となる授業はない。

(4) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

本研究科は, 1学年の定員が45名であり, また定員充足率も100%に至っていないため, 1クラスの受講生が5, 60名となるものはなく, 問題はない。

#### 3 自己評定

合 法律基本科目の1クラスの学生数は50人以内である。

#### 4 改善計画

特に本項目において問題となる点はなく, 具体的な改善計画はない。

---

<sup>85</sup> 添付資料19参照。

## 7-2 学生数(2)〈入学者数〉

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

### 1 現状

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 ( $B/A \times 100$ )
23年度	45人	32人	71.1%
24年度	45人	36人	80.0%
25年度	45人	25人	55.6%
平均	45人	31人	68.9%

評価実施年度を含む過去3年分の状況を示すと上表のようになる。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

いずれの年度も入学者が入学定員を大幅に上回った年度はない。

(3) 特に力を入れている取り組み

各年度とも定員を充足していないので、充足過剰よりも逆に充足するために入試委員会を中心に入試制度の改革を検討しているところである。

(4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

入学者数が入試定員を大幅に超える年度はなく、バランスを欠いているということはない。

### 3 自己評定

合 入学者数が入学定員の110%以内である。

### 4 改善計画

定員を充足するために、本研究科執行部、本研究科教授会、本部執行部において、組織見直しを検討中である。

### 7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

#### 1 現状

##### (1) 収容定員に対する在籍者数の割合

###### 【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	45人	34人	75.6%
2年次	45人	37人	82.2%
3年次	45人	41人	91.1%
合計	135人	112人	83.0%

###### 【過去3年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
23年度	150人	163人	108.7%
24年度	135人	135人	100.0%
25年度	135人	112人	83.0%
平均	140人	136人	97.1%

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力  
在籍学生数が収容定員の110%を超えている年度はない。

(3) 特に力を入れている取り組み  
いずれの年度も収容定員を大幅に過剰になっている年度はない。

(4) その他  
特になし。

#### 2 点検・評価

在籍者数が収容定員に対して110%を超えて過剰となっている年度はない。23年度が108.7%とやや多いがその後落ち着いた。

3 自己評定

合 在籍者数は収容定員の110%以内である。

4 改善計画

本項目に関連して改善が必要な点はない。

#### 7-4 施設・設備 (1)〈施設・設備の確保・整備〉

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

##### 1 現状

###### (1) 施設・設備の確保・整備状況

###### ア 施設設備

本研究科の講義室、演習室、資料室などは、文化科学系総合研究棟（以下、「総合研究棟」という。）と呼ばれる建物に集中しており、その玄関には本研究科の看板を掲げている。ただし、総合研究棟は、本研究科専用ではなく、文法経 3 学部と 2 研究科と共用である。

(ア) 講義室は、総合研究棟 2 階の共同研究室を使う。100 名程度の収容が可能で、主に 1 年生の講義科目で使用している。

(イ) 演習室は、総合研究棟 2 階の 6 つの演習室を使う。(ア) (イ) と他部局との共用である。

(ウ) 模擬法廷教室は、総合研究棟 2 階に 1 か所ある。

(エ) 自習室は、総合研究棟 3, 4 階に収容人数約 180 名を用意している。修了生に対しても、「法務研修生」の身分を与え、同様の場所に自習室を与えている。在学生及び法務研修生の人員分の座席数は確保されている。無線 LAN は各自習室内には騒音の問題もあり敷設していないが、総合研究棟 3, 4 階のオープンスペースで利用できる。

(オ) 資料室は、総合研究棟 4 階に 1 室用意している。各種文献の他、判例検索などを行う端末 PC を設置している。資料室に隣接するスペースに、PC を約 30 台設置し、履修届やメールなどが行える情報実習室を設置している。

(カ) 法律相談などの授業で使用するクリニック室は、総合研究棟 3, 4 階に 1 室ずつ設置している。なお、クリニック室には、安全確保のため、ブザー、監視カメラが設置されている。

(キ) 教員研究室は文法経 2 号館に集中している。学生からの質問や種々の相談などを研究室内で行うことがある。非常勤講師室はなく、クリニック室を使用していない場合はそれを代用している。

(ク) その他、ディスカッションルームは、従来、専用のもではなく、総合研究棟 4 階にあるオープンスペースに間仕切りをして応急に設置していたが、平成 25 年 4 月から文法経 1 号館 1 階の 1 室を議論や打ち合わせに使うスペースとして確保した。各自習室にはロッカーが設置されている。さらに、平成 24 年 12 月にスタートした弁護士研修センター (OATC) の事務局とそれに隣接する「のぞみ法律事務所」のスペースが総合研究棟 1 階部分にある。

電子ツールとしては、電子カルテシステム O-Docket, WebClass を整備している。WebClass は、各講義で配付する資料やレポートを掲示して学生の便宜

を図っている。

## イ 身体障がい者への配慮

身体障がい者への配慮として、全学センターである、学生支援センター内に設置されている「障がい学生支援室」とタイアップし、身障者が入学予定の場合は、同センター職員及び入学予定者本人らと面談の上、施設・整備上の改善点などを聴き、これに対応するようにしている。これまで、各建物出入り口にスロープ設置、専用機の配置、ノートテーカーの人員配置といった措置を採った。但し、前回認証評価以降、身障者の入学者はいない。また、入試レベルでも、身障者に対しては別室受験や試験時間を延長するなど、特別の配慮の下で入試を実施している。障がい者支援については、7-7-1-(2)参照のこと。

### (2) 問題点及び改善状況

①講義室は、前回認証評価時から引き続き共同研究室を使用している。共同研究室は、単発で行われる各種研究会や集会、講演会などを実施するために設置されたものであり、講義ホワイトボードを前方にして縦長の構造になっている。したがって、後ろの座席からはやや見えにくいという問題があった。しかし、現在、入学者が少ないので、縦長構造に伴う問題は一応、事実上解決している。

②演習室の定員は24名である。以前の1学年60名定員時代には、1クラス20名を上限として演習クラス分けを実施していても学生が多く資料を広げると、やや窮屈な感があったが、この点も現在の入学者数からすれば、事実上ほぼ解決された。

③模擬法廷教室は狭隘であるため、裁判員裁判形式の模擬裁判に対応しておらず、また傍聴人のスペースが充分ではない（現状では狭いスペースに9席を確保して対応している。）。

④自習室は、入学者の減少もあり、在籍者数（自習室利用者数）に見合う数の座席は確保されている。

⑤資料室は、授業準備のための各種文献検索や閲覧などで利用者が多いが、スペースの広さとして手狭で、書籍の置き場所を工夫しながら運営している。

⑥クリニック室については、2部屋態勢であるが、時間帯によっては市民からの法律相談の時間がバッティングする場合もあり、部屋数をさらに2室ほど増設することが望ましい。

⑦教員研究室は、現在のところ不足はないが、非常勤講師控室がないのが難点である。特に本研究科の場合、展開先端科目系などでは、外部の非常勤講師に授業を担当してもらっている科目が多く、改善が必要である。

⑧その他、ディスカッションルームはオープンスペースを間仕切りボードで

仕切ったものでしかない。学生の利用頻度も高いことから、現在文法経1号館1階にあるオープンスペースのような部屋が2,3あることが望ましい。

(3) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(4) その他  
特になし。

## 2 点検・評価

入学者数が減少していることもあり、施設・設備の点で深刻な問題は今のところ生じていない。

## 3 自己評価

B 施設・設備は適切に整っている。

## 4 改善計画

特になし。

## 7-5 施設・設備 (2) 〈図書・情報源の整備〉

(評価基準) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

### 1 現状

#### (1) 図書・情報源の確保

図書は、大学図書館に和洋書合わせて約 200 万冊、法科大学院資料室に約 1 万冊ある他、法学部資料室内にも法学雑誌、大学紀要が配架されている。これまでのところ、特に学生の側から図書、雑誌の不足について意見が出たことはない。判例検索は、ローライブラリーで検索し、アカウントは各学生に割り振っているため、同時アクセスの問題は生じていない。

法科大学院資料室は、平日 9 時から 21 時、土曜日 10 時から 17 時である<sup>86</sup>。講義室及び演習室、また自習室と同じ総合研究棟内 4 階にあるため利便性は高い。さらに資料室カウンター内は、司書 1 名を含む、非常勤職員が常に 2 名以上で勤務する態勢を組んでいるので、窓口を担当者が誰もいなくなることをのまないよう配慮している。

図書や判例検索システムなどの情報源は、常に学生の学習の便宜を第一義と考え整備している。図書については、職員が常時、新刊図書情報をチェックし、また、学生からの要望などを聞いて、学習に必要な基本書、判例集などを購入している。また、資料室内の図書は、教員であっても貸出禁止にして、学生の学習の便宜を阻害しないようにしている。情報検索についても、TKC 社と契約を結び、定評のあるローライブラリーで判例検索ができるようにしている。

#### (2) 問題点及び改善状況

法科大学院資料室に配架している図書は、教員及び学生とも貸し出し禁止としている。学生からは「貸出を認めて欲しい」という要望があるが、同一書籍を複数冊、購入しなければならないこと（現在でも利用度の高い体系書などは、3 冊程度購入している。）、貸出に伴う紛失の危険を避けられないこと、職員の手続の煩瑣などの理由から、現在、資料室内での閲覧と複写のみ認めている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

人件費の問題はあるが、資料室業務を担当する非常勤職員の複数勤務体制を維持し、学生の利便性を確保していることが挙げられる。

#### (4) その他

特になし。

---

<sup>86</sup> 2013 年度学生便覧 15 頁。

## 2 点検・評価

蔵書数，情報源の確保については比較的よく整備されている。資料室のスペースの確保が今後の課題といえる。

## 3 自己評価

B 蔵書数，情報源はよく整備されている。

## 4 改善計画

特になし。

## 7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

社会文化科学研究科等大学院教務学生グループには、6人の事務職員が配置されており、そのうち3人は法科大学院担当である。他の3人も必要に応じて組織運営の応援を行っている。また、法科大学院資料室には常勤職員1人、非常勤職員5人が配置され、前記大学院教務学生グループと協働して業務にあたる法科大学院事務室には非常勤職員2人が配置されている。このほか、研究科長室に1人の非常勤職員、平成24年12月に設置した弁護士研修センター(OATC)に常勤職員1人、非常勤職員1人が配置されている。

#### (2) 教育支援体制

上記資料室職員が、学生の学習支援だけでなく、授業準備および教員の教育活動を支援するほか、TAによる教育支援も活用している。TAの活用実績は以下の通りである(本研究科においてTAが認められたのは平成22年度からである。)

平成22年度 9名(7科目)

平成23年度 9名(7科目)

平成24年度 10名(5科目)

平成25年度 10名(6科目)

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

国立大学法人においては職員の削減が行われており、そのような状況下で3人の法科大学院担当の配置は恵まれているともいえる。しかし、法務研究科の場合、入試業務、教務関連業務、学生への助言指導及び連絡等々、過重負担となっていることは否めず、さらに、法科大学院専任業務だけでなく、一般のセンター入試、学部・大学院入試への応援業務などがあることを考慮すると、正規事務職員だけの充実した教育・学習支援は困難である。そこで、研究科に配分された予算を工夫してその他の職員(特別契約および非常勤)を雇用し、学生の学習支援、教員の教育・研究支援に当たらせているのが実情である。研究科発足当時に比べ、体制はある程度充実したが、予算雇用であること、特別

契約職員は 5 年を超えての雇用延長が基本的に認められないことから、継続性の観点から問題がないわけではない。優秀な事務職員が残れる職場環境の整備は、教育・学習支援体制の充実と密接不可分であり、この点、全学との協議が必要になってくる場面も今後出てくるだろう。

### 3 自己評定

B 支援の体制が、充実している。

### 4 改善計画

特にない。

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準） 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

### 1 現状

#### （1）経済的支援

まず、本研究科独自のものである「岡山大学法科大学院奨学金」がある。本法科大学院の支援組織である本研究科後援会および法学部（旧法文学部法学科を含む）卒業生ならびに教職員の寄付によるもので、月額10万円を2年間貸与している。平成25年6月現在計5名の学生が貸与を受けている。現在貸与を受けている者を含め、平成21年度以降に23名が貸与を受けた。なお、本奨学金は、一定年数以上過疎地（およびそれに準ずる地域）で弁護士業務に従事する場合、返還が免除される。また、日本学生支援機構奨学金や各地域・財団による奨学金の情報提供を十分に行っている。地元銀行の協力により低利の法科大学院教育ローンを設定している。

経済的事情により納入困難であり、かつ学業優秀と認められる者については、入学料および授業料の免除・徴収猶予等の制度があり、願い出により許可されることがある。また、大学全体として、平成18年度から、入試成績優秀者には1年分の授業料相当額にあたる成績優秀者奨学金制度があり、本研究科においては3名の枠が与えられている。さらに、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者は、本人の申請に基づき、選考の上で、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる長期履修制度を設けている。これは、就学上の便宜のみならず、授業料を分割して支払うことも可能としており、経済的支援の一助となっている<sup>87</sup>。

#### （2）障がい者支援

法務研究科では、身体に障がいがある学生が平成18年度から1名在籍していたが（未修者：平成21年度修了）、現在は該当する学生はいない。そこで、これまでの実績を以下に述べる。

障がい等がある学生への学習支援として、講義室・演習室・自習室に車椅子専用の机の設置などを行った。また、施設面ではバリアフリー化を図っており、多目的トイレの設置・改修にも努めた。さらにノートテイクやコピーサポートなどの支援を行った。ノートテイクの業務は、主として「教員が板書する事項や図解」あるいは「教員が『特に重要だからメモしておきなさい』と言った事柄」を中心にノートを作成することであり、コピー・サポーターの業務は、法務研究科の授業で必要な資料等の検索・借出し・複写等を代行することであ

<sup>87</sup> 2013年度学生便覧45頁、2014年ガイドブック14頁参照。

る。平成18年前期8名，同後期12名，平成19年前期7名，同後期6名，平成20年前期12名の法学部生および法務研究科生の協力を得ている。演習科目については守秘義務との関係で法学部生には担当させないなどの配慮をした。

なお，本学では「障がい学生支援室」を設置し，障がいのある学生の就学・生活上の支援を行っている。

### （3）セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学では，セクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメント（以下，セクシャル・ハラスメント等）を防止するための規則及び指針を設け，その防止に努めているが，万一，本学教職員・学生からセクシャル・ハラスメント等の被害に遭い，あるいは学友がそのような被害に遭っているのを認めた場合には，相談及び適切な対処を求めることができる<sup>88</sup>。相談窓口は，各部局の相談員，ホームページの相談窓口，総務・企画部人事課，学生相談室など複数が用意されており，電話，手紙，電子メールおよび訪問のいずれの方法でも相談可能である。法務研究科においても研究科長，女性1名の計2名の教員を相談員として任命している。また，意見箱も設置されている。

### （4）カウンセリング体制

本学には学生相談室が設置されており，本研究科専任教員1名も相談室委員となっている。学生相談室は，平日10時から17時まで開室されており，気軽に訪問できる場所として，カウンセラーのアドバイスや，必要に応じて心理カウンセリングを受けることができる<sup>89</sup>。また，学生の生活上の総合的ガイダンスや諸問題の相談ができる「何でも相談窓口」も平日8時30分から17時まで開室されている<sup>90</sup>。このほか，本学内の保健管理センターで「よろず相談」として心身の健康相談が平日9時から17時まで実施されており，学生が精神面のカウンセリングを受けることができる。本研究科としても保健管理センターの担当医師と密接に連絡を取り合っており，医師からアドバイスを受けるとともに，法科大学院生の状況ないし特殊性についてこちらから医師に説明するなどしている。学習アドバイザーが，相談に来た学生に対し，精神面のケアが必要と判断した場合は，上記の相談窓口での相談やカウンセリング受診を勧めるようにしている。

### （5）問題点及び改善状況

学生生活支援体制について，学生から指摘されている問題点や改善要求は特にはない。

### （6）特に力を入れている取り組み

本研究科独自の「岡山大学法科大学院奨学金」は特徴的で，経済的困難を抱

<sup>88</sup> 2013年度学生便覧 49頁以下参照。

<sup>89</sup> 詳細は2013年度学生便覧 43頁参照。

<sup>90</sup> 詳細は2013年度学生便覧 43頁参照。

える学生に重宝されている。今後は、より学生に使いやすいように知恵を絞っていききたい。

#### (7) その他

特になし。

### 2 点検・評価

経済的支援については、研究科として独自の奨学金制度を設けるなど、学生を支援する体制として水準には達している。問題があるとすれば、学生寮などの設置であるが、本学では、その収容能力関係上、法科大学院に限らず、他の部局も含めた大学院生一般をその対象としておらず、特定研究科が不利益を受けているというわけではない。また身体的障がいをもつ学生にもノートテイクなどの授業支援を行っているが、構造設備のバリアフリー化にはまだ改善の余地がある。セクシャル・ハラスメント等についてはその相談体制は確立されており、その体制・対応について学生から特に問題点は指摘されていない。本研究科として、独自の専門家によるカウンセリング体制はないが、医学部や心理系学科を有する総合大学という利点を生かし、学生の精神面のカウンセリング体制は十分に整っている。また、FD協議会に保健管理センターの精神科医を講師に招き、対応に関する研修の機会を持っている。保健管理センターのカウンセリングを利用する学生の増加傾向が見られたため、これに応じて、執行部が保健管理センターの医師との連絡を密にするなど、連携を強化するようにしている。

### 3 自己評価

A 支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

### 4 改善計画

研究科として特に改善すべき点は、予算との関連が非常に深い。今後、別の障がいをもつ学生が入学した場合は、改めて支援の方策を検討する必要がある。本学の学生寮(女子寮のみ)は、学部生を対象としていて、大学院生の利用実績はないが、今後、要望が出てくるようであれば、入寮できるよう働きかけていく必要も出てこよう。

カウンセリングに関して、法科大学院独自にそのような専門スタッフを揃えることができたならば、非常に充実したカウンセリング体制になるものと思われる。これも、予算上の問題であり、大学本部に対して継続して交渉していく。

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり，有効に機能していること。

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

##### ①オフィス・アワー

前期・後期の授業時間中，授業科目に関する質問について，担当教員が研究室において個別に応じるオフィス・アワーが実施されている。オフィス・アワーとは，前期・後期の授業時間中，授業科目に関する質問について，担当教員が研究室などで個別に応じる制度である。講義や演習を補完することを目的としている。各教員のオフィス・アワーは，時間割に表記されている。実質はこの時間帯以外にも教員が学生の質問に随時対応している<sup>91</sup>。

##### ②学習アドバイザー

履修科目や学習方法などの相談に応じる学習アドバイザーの制度も実施している。これは学年を問わず利用可能である。オフィス・アワーが各科目に関する相談に応じる制度であるのに対して，学習アドバイザー制度はより一般的な履修指導や学習方法についてアドバイスする。学習アドバイザーは，平成16年度以降毎年度6～8人の教員が（平成25年度は7人），ローテーションで2人一組で水曜日5時限（16時から17時30分まで）に所定の場所（演習室2）に待機していて，学生からの相談に応じている。入学当初の4月および試験期間が近づく7月の利用者が比較的多く，その間はほとんど利用されていないという現状から，学生ニーズを考えて年間10回程度開室している。開室はホームページおよび掲示により，その担当者氏名も含め事前に学生に示される。学習アドバイザーには，若手中堅の実務家および研究者教員を配置して，相談しやすい体制を強化している一方，オフィス・アワーでの学習指導の有効活用も指導している<sup>92</sup>。

##### ③いわゆる純粋未修者に対するサポート

社会人や他学部出身者の中で，とくにいわゆる純粋未修者に対する授業理解の支援については，FD協議会を通して，教員の意識改革を求めている。また，入学前に読む本を指定し，それについてはオリエンテーション期間中に簡単な確認テストを実施することを予め事前に示して，基本的素養の修得にインセンティブを与えている。平成18年度前期より，学生の意見箱を設置し，学生ニーズをつかむ努力をしている。学生アンケートで，教材が難解すぎるという意見が多数出た科目について，FD委員長から担当教員に対して強く指導し，直ちに

<sup>91</sup> 詳細は2013年度学生便覧43頁参照。

<sup>92</sup> 詳細は2013年度学生便覧43頁参照。

教材内容の改善を求め、改善した教材で授業を行わせたこともある。平成19年度より、基礎的素養から法実務までの対応をスムーズに移行できるように、「法情報基礎」に加えて、「司法制度論」（現在は「裁判法」と名称変更）を開講し、1年次に配当した。なお、学業不振者に対する執行部＝FD委員会での指導を制度化している。また、1年次に「法情報基礎」を履修させるほか、情報担当の助教を配置し、いつでも支援が受けられる体制を整備している（IT サポート）。

また、平成24年度においては、「大学機能強化戦略経費」を得て、未修者のフォローアップのための課外ゼミを実施し、法律基本科目の理解促進を図った。

さらに、いわゆる純粋未修者に限ったことではないが、学生の意見を授業に反映させることを目的に行っていた期末の授業評価アンケートを、平成24年度から授業期間途中にも中間アンケートの形で任意提出させ、その後の授業に活かす取組みを行っている。

#### ④進路選択の支援

本研究科では、学生の進路選択のために、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て、法務研究科長が積極的に地元企業・自治体を訪問し、卒業生の採用を求めるなど、受け皿づくりを行っている。また、組織内弁護士の養成と専門性の涵養を目的として、平成24年12月に弁護士研修センター（OATC）を設置し、既存の弁護士事務所以外の選択肢を設ける取組みをしている。

#### （2）学生への周知等

オフィスアワーについては、時間割に記載するとともに、教員研究室のドアに予約表を貼り付けて周知および活用を図っている。また、学習アドバイザーについても開室日や担当者を Web 上で周知し、資料室にも開室を知らせる掲示を行っている。学習アドバイザーの利用状況は、平成 21 年度 14 人、22 年度 3 人、23 年度 2 人、24 年度 3 人、25 年度（5 月までの実績）3 人であった。

#### （3）問題点及び改善状況

アドバイス体制について、学生から指摘されている問題点や改善要求はない。

学習アドバイザーが積極的に利用されているとはいえないが、これはオフィスアワーや普段の教員と学生の関係を通して多くの問題が解決されているためであって、学習アドバイザーの敷居が高いというわけではない。アドバイス体制について、学生の需要には十分対応できていると考える。

#### （4）特に力を入れている取り組み

上記に掲げた取組み以外では特記すべき事項はない。

## (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

オフィス・アワーの時間には必ず教員が研究室に待機しているという制度であるが、現実には、質問したいときに研究室を訪れて質問をするというのが常態となっており、それを厭う教員は皆無である。もっとも、オフィス・アワーを含め、研究室に質問に来る学生が限られていることは、基本的には本人の自主性・積極性の問題とはいえ、他の何らかの要因がないかは検討する必要がある。

また、学習アドバイザー室についても利用する学生はあまり多くはない。先輩グループなどからアドバイスを得ることができ、学生内である程度解決できるようになったことも要因であろう。いわゆる純粋未修者への対応は、岡山大学の教員の規模からして可能な限りの対応を行っていると思われる。実際には、補講等を含めた対応が望ましいが、教員スタッフを増やさないと難しい。学習方法については、TAの活用も有効な手段である。前回認証評価受審時には、本研究科ではTAの雇用が認められていなかったが、全学本部の理解が得られ、現在ではTA雇用が認められている。

### 3 自己評価

A アドバイス体制は非常に充実し、よく機能している。

### 4 改善計画

オフィス・アワーおよび学習アドバイザー制度は、利用者が限られているものの、実際にも有効に機能しており、とくに改善の必要性はない。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

##### ア 法科大学院としての成績評価方針

本研究科における成績評価の方針は、岡山大学大学院法務研究科規程第18条に定めがある。同条第1項は、「学生が履修した授業科目の成績の評価は、授業科目担当教員が、試験、報告書、日常の成績及びその他適切な方法により行う」と規定している。法科大学院における成績評価は、法律専門家を育成することから学部より厳しくする必要があり、それゆえ、70点を単位認定の下限としている。

具体的な成績評価は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえ、①各学期の終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テスト（プロセス評価）などを総合的に評価して行う<sup>93</sup>。評価の比率は、①50%、②50%である<sup>94</sup>。

なお、「ローヤリング・クリニック」及び「模擬裁判・エクスターンシップ」については、「修了」または「不可」で評価している。

##### イ 成績評価の考慮要素

既述のように、成績評価は、定期試験だけではなく、平常点などのプロセス評価も考慮している。プロセス評価の客観性を担保するため、多様な評価項目を設定している。具体的なプロセスの内容として、レポート、中間試験、授業態度などが挙げられる。具体的な評価方法は個々の教員に委ねられており、個々の評価要素は、科目ごとにシラバスで示されている。

定期試験とプロセス評価との比率については、平成22年までは、演習科目については、授業のプロセスがとくに重視されるとの観点から、①40%、②60%としていたが、プロセス重視が小テストやレポートなどの負担荷重を招いているのではないかとの議論があり、平成23年度より、講義科目と同様、①50%、②50%とした。

##### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価は、次の6段階である。70点未満をD（不合格）とし、70～74点

<sup>93</sup> 学生便覧 2013年度版 9頁参照。

<sup>94</sup> 「岡山大学大学院法務研究科規程」第18条2項但し書き参照。

をC, 75～79点をB, 80～84点をB+, 85～89点をA, 90点以上をA+としている<sup>95</sup>。CとDの基準は、絶対評価とし、合格者間の成績評価は相対評価としている。A+=0～5%, A=20～25%, B+=25%, B=25%, C=25%として、各割合については、教員の裁量により、±5%の上下変更を認める方式である。

また、本研究科では、法律基本科目群のうち、基礎科目（AⅠ科目）および基幹科目（AⅡ科目）については、GPA（Grade Point Average）制度を参考にした成績評価制度を導入している。すなわち、本研究科では、各 Semester毎に上述の成績評価に、A+=5, A=4, B+=3, B=2, C=1, D=0のグレード・ポイントを付加し、単位あたりの平均を出している。その結果を踏まえて、学生の履修指導などを行っている。もっとも、本研究科では、進級要件や科目履修条件を独自に課すことから、アメリカ等で実施されている退学勧告や卒業認定要件としてのGPA利用はしていない。

## エ 再試験

本研究科では、再試験制度を取り入れている。すなわち、法律基本科目群については、授業段階、期末試験の段階でいずれも水準に達していないと評価された学生に対しては、再試験を実施し、再度、当該科目の理解を促すように制度化している。

再試験は、プロセス評価で70%以上の評価を獲得できた者を再試験対象者としている。それゆえ、総合評価で同じ65点の場合にでも、①プロセス評価35点、②期末試験30点の計65点の場合には再試験の資格があるが、①プロセス評価30点、②期末試験35点の計65点の場合には、再試験は認められない。

## オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

個々の科目の成績評価基準は、授業開始に先立って公開されるシラバスで明示している。シラバスで「総合的に評価する」等と記載した場合には、初回の授業で（不可能な場合はできるだけ早期に）、その内容を学生に具体的に説明するよう求めている。また、基準の提示についても、「記述式小テストとレポートが50%、適宜に行う短答式テスト、穴埋め式テストが30%、授業中の質疑応答が20%」など、なるべく具体的な基準を学生に提示するよう求めている<sup>96</sup>。

### （2）成績評価基準の開示

#### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

全ての科目に共通する全体の成績評価の基準は、学生便覧において明記するとともに<sup>97</sup>、オリエンテーション時に説明している。成績評価基準の透明化と

<sup>95</sup> 岡山大学大学院法務研究科規程第18条2項。『学生便覧2013年度版』9頁、添付資料⑭参照。

<sup>96</sup> 添付資料14参照。

<sup>97</sup> 『学生便覧2013年度版』9頁参照。

学生への情報開示は、厳格、適正な成績評価の基礎であるという認識の下、各科目において成績評価基準の学生への事前提示と事前説明を実施している<sup>98</sup>。事前提示は、シラバス記載による旨を義務化し、また授業開始時における口頭説明または文書による配付を推進している。

また、厳格な成績評価をなすために、その過程がオープンにされることが必要である。学生、他の教員からのチェックが加わることは、上述の公正さの確保だけでなく、適正さの確保にもつながり、学生にとって学習の目安を提示することになる。そこで、試験講評を公開している。とくに、専任教員の担当する法律基礎科目についてはその講評公開を義務づけている。

### (3) 成績評価の厳格な実施

#### ア 成績評価の実施

成績評価は、事前に定められた成績評価基準に従って行われている。

成績評価に際しては、厳格性・客観性を担保するため、以下のような取り組みを行っている。まず、①出題に際しては、複数の教員が担当する科目について教員間で協議を行うのはもちろんのこと、単独の教員が担当する科目についても、同科目や関連科目の教員と協議しつつ問題を作成し、恣意性の排除に努めている。次に、②試験答案の採点についても、出題におけると同様、協議をし、評価の厳格性・客観性を担保している。このように、出題・採点における共同評価体制が確立されている。③試験実施後・採点後の説明については、試験講評を公開し、そのなかで出題の趣旨、採点基準等を明確にして、客観性を確保し、④成績評価基準の適用状況については、成績分布を講評の中で公表している。

これらを前提として、各教員はオフィスアワー等をとおして、学生の個別質問等に応じており、さらに、再試験制度による再評価の機会保障と、単位修得ができなかった者に対する異議申立手続を設け、適正な成績評価確保を図っている。

#### イ 到達度合いの確認と検証等

定期試験の実施に際しては、既に述べたように共同評価体制のもと、科目内・科目間FDにおいて確認された「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて行われている。また、定期試験の実施の他、レポートや小テスト等においても、出題の趣旨や講評を示して、学生が各自の到達度や理解度をチェックできるよう、配慮している。

自学自修部分を試験範囲とするかどうかについては、個々の授業担当者が適宜に判断して学生に事前に伝えている。

#### ウ 再試験等の実施

<sup>98</sup> 「岡山大学大学院法務研究科規程」第12条。

再試験は、既述のように、所定の要件を充たしたものについてのみ実施している。平成 24 年度前期及び後期の再試験の実施状況は下記のとおりである。

#### 平成 24 年度前期

授業科目名	対象者数	合格者数
憲法Ⅰ（統治）	12	11
民法Ⅰ（民法総則・物権法）	7	3
刑法	14	6
公法総合演習Ⅱ（基本的人権）	1	0
民事訴訟法演習	3	2
刑事訴訟法演習	2	2
民法法統合演習Ⅱ	6	6
刑法特論	2	1

#### 平成 24 年度後期

授業科目名	対象者数	合格者数
憲法Ⅱ（人権）	8	6
行政法	7	7
民法Ⅲ（契約各論・不法行為法）	1	1
商法	7	3
民事訴訟法	7	4
刑事訴訟法	6	1
行政訴訟法演習	5	5
民法演習Ⅲ（不法行為法）	5	5
商法演習	13	6
民法法統合演習Ⅰ	5	4
刑法演習	12	7
刑事訴訟実務	2	1

（４）法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

本研究科では、「教育方針」に基づいて各学年の教育目標を設定し、それを踏まえて、各学年における個々の授業科目について、その教育内容が決定され、また、定期試験等が実施されている。

成績評価の実施については、既に述べたように、科目内および科目間 FD をとおした共同評価体制によりその内容が検討されている。成績評価に先立ち、成績評価の内容を組織的に確認するなどの対応はしていないが、事後的に、FD 協議会においても、全科目の成績評価状況を確認して、問題点を検討している。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

本研究科ではプロセス評価を重視した成績評価を実施しているところ、プロセス評価については、その客観性を以下に担保するかが重要な課題となる。また、評価項目を多様に設け、また、基本的知識の定着具合を確認しながら客観的評価を実施できるものとして、小テストなども評価項目に含めるなどの対応をすることにより、プロセス評価における恣意性の排除に努めている。なお、出席点は採用していない。出欠の確認は無断欠席等での学生の授業態度を評価するため、欠席の確認を中心にしている。

#### (6) その他

特になし。

### 2 点検・評価

定期試験等は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容及び学年ごとに設定された「教育方針」<sup>99</sup>を踏まえ、配当学年に相応しいものとなっており、また、成績評価基準の設定状況・事前開示の実施状況は、基本的に問題なく、厳格かつ公正な成績評価が行われていると評することができる。

成績評価にあたっては、プロセス評価を重視し、その客観性を担保するための方法も講じている。プロセス評価の割合、及び、絶対評価と相対評価の運用も適切であると評価できる。再試験についても厳格な運用がなされており、いわゆる救済制度とはなっていないと評価できる。

成績評価基準も適切に設定されており、その事前開示も問題ない。また、共同評価体制をとることにより、評価の恣意性の排除にも努めており、あらかじめ設定された成績評価基準に従って、厳格かつ客観性のある成績評価が実施されていると言える。

### 3 自己評定

A 成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底している。

### 4 改善計画

本研究科では、プロセス評価を重視し、また、その客観性を担保するため、多様な評価項目を設定している。これらのうち、授業態度については、プロセス評価の重要な要素であるものの、客観性の担保の難しい要素でもある。授業態度の評価のあり方については、今後とも検討していきたい。

また、プロセス評価の重視が、小テストやレポートの過度の負担をもたらし、学生の自学自修を阻害するものとならないよう、常に検証していく必要がある。

---

<sup>99</sup> 学生便覧 2013 年度版 30 頁, 31 頁を参照。

小テストの実施日やレポートの提出期限をいつに設定するかは、各教員の判断に委ねられている。これまでのFD協議会でも、小テストの実施日等について、小テスト期間を設けるなど、組織的対応のあり方について議論してきたが、未だ妙案の浮かばないところである。今後とも検討を続ける必要があると考えている。

このほか、法学未修者を主体とする法科大学院では、入学者の均質性の確保が難しい法学未修者に対する各学年の教育目標と評価基準のあり方について、常に検証が必要である。

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

修了は，必要な在学期間を充たしていることのほか，いわゆる単位積み上げ方式により，3年コースの学生は計102単位以上，2年コースの学生は計66単位以上の修得により認定される。それ以外に特別の修了要件は設けていない<sup>100</sup>。必修・選択必修科目の単位数を交えた修了要件は下記の表のとおりである（修了要件を充たすためには，「B実務基礎科目群」「C基礎法学・隣接科目群」「D展開・先端科目群」のうちから合計で33単位以上を修得しなければならない。また，「C基礎法学・隣接科目群」のうちから4単位以上を修得し，かつ「D展開・先端科目群」のうち，「医療・福祉系科目」又は「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位以上を修得しなければならない<sup>101</sup>）。

	3年標準型	2年短縮型
「A法律基本科目群」のうち必修科目	62単位 (AⅠ科目及び AⅡ科目)	26単位 (AⅡ科目)
「A法律基本科目群」のうち選択必修科目	2単位	2単位
「B実務基礎科目群」のうち必修科目	11単位	11単位
「B実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3単位	3単位
その他の科目	24単位以上	24単位以上
合計	102単位以上	66単位以上

なお，平成19年度入学生から平成21年度入学生までは下記のとおりであった。

	3年標準型	2年短縮型
「A法律基本科目群」のうち必修科目	60単位	30単位
「B実務基礎科目群」のうち必修科目	8単位	8単位
「B実務基礎科目群」のうち選択必修科目	3単位	3単位
その他の科目	24単位以上	24単位以上
合計	95単位以上	65単位以上

<sup>100</sup> 「岡山大学大学院法務研究科規程」第19条。「岡山大学大学院学則」第28条，第36条の5も参照。

<sup>101</sup> 学生便覧2013年度版5頁参照。

進級要件は、法学未修者(3年標準型)の1年次から2年次への進級についてのみ定めている。進級要件は、「1年次に修得しなければならない必修科目A I科目群(法律基本科目の基礎科目)36単位のうち28単位上を修得していること」である。なお、平成19年度から平成21年度までの進級要件は、「1年次に修得しなければならない必修科目30単位のうち24単位上を修得していること」であった。

進級できなかった者は、単位を修得できなかった科目についてのみ翌年度に再履修をする。進級要件は、単位積み上げ方式による修了要件に何らかの影響を及ぼすものではない。なお、進級の可否の判断は、本研究科教授会規程第3条第5号に従い、教授会で行う。また、平成19年度前期より、進級認定に対する異議申立手続も設けている<sup>102</sup>。

## (2) 修了認定の体制・手続

修了認定は、本研究科教授会規程第3条第5号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で修了認定案を作成する。その後、修了認定予定者の発表、修了認定に対する異議申立手続(8-3参照)を経て、教授会に修了認定案が提出される。

進級認定も、本研究科教授会規程第3条第5号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で進級認定案を作成する。その後、進級認定予定者の発表、進級認定に対する異議申立手続(8-3参照)を経て、教授会に進級認定案が提出される。

## (3) 修了認定基準の開示

修了認定基準は、学生便覧等に記載されている<sup>103</sup>。進級認定基準も学生便覧に記載されている<sup>104</sup>。学生便覧はHPにも掲載しているため、それを通じてこれらの基準を知ることが可能である。

修了認定基準については、この他、ガイドブック、学生募集要項において、入学予定者に対しても開示されている。

## (4) 修了認定の実施

### ア 修了認定の実施状況

平成24年度前期および平成24年度後期の修了認定の実施状況は下記のとおりである。

まず、平成24年度前期については、当該学期において修了要件を充たす単位修得ができれば修了できる学生が7名おり、全員の修了が認定された。

次に、平成24年度後期は、修了認定の対象者が55名いたが、内23名は修了

<sup>102</sup> 「進級認定に対する異議申立手続に関する内規」(平成19年6月20日法務研究科教授会承認)。

<sup>103</sup> 学生便覧2013年度版5頁。

<sup>104</sup> 学生便覧2013年度版6頁。

することができなかった。なお、前期修了については、当該学期において修了要件を充たす単位修得ができれば修了できる学生のみを修了認定の対象としているが、後期については、最終学年の者全員が修了認定の対象となる。それゆえ、後期については、修了認定されなかった理由は、後期開講の必修科目の単位を修得できなかっただけでなく、前期に修得すべき単位を取得していない者、休学中の者も含まれる。

本研究科では、在学年数と単位積み上げ方式による単位修得数を充足すれば修了要件を充たすため、修了要件を充たしたにもかかわらず教授会において修了が認定されないということは、制度上あり得ない。

未修者・既修者の別で見ると、未修者は対象者数 52 名に対し 30 名が修了認定されている。他方、既修者は、対象者数 10 名に対し 9 名が修了認定されている。

修了認定者の修得単位数の最多、最小、平均は以下のとおりである。

	3 年標準型 (30 名)	2 年短縮型 (9 名)
最多	113	74
最小	95	66
平均	104	70

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、科目内または科目間の FD により協議・調整されており、修了認定においてこれを独自に評価する仕組みは設けていない。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

修了認定の体制および手続は設定されており、また、修了認定基準についても、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて適切なものであり、その基準についても、ガイドブック、学生便覧等で適切に開示されている。修了認定基準の設定、修了認定の体制・手続の整備とその実施のいずれについても、全く問題はない。

### 3 自己評定

- A 修了認定の基準・体制・手続の設定，修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり，修了認定が適切に実施されている。

### 4 改善計画

特になし。

### 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価における異議申立手続

###### ア 成績の説明，試験に関する解説・講評

期末試験については、教員による解説・講評の制度を設けている。科目によっては、時間を設けて受講生全員を対象とした解説を行っているものもあるが、その有無にかかわらず、学生は個別に教員に対して試験の講評を求めることができる。教員は、オフィスアワー等を利用して対応している。

本研究科では、試験講評を前提にして、適正な成績評価確保のために、再試験制度と異議申立手続を設けている。異議申立手続は、「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」により規定されている。本研究科の学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、教務委員会が、その都度、定め、掲示する。異議の申し立ては、異議理由を記載して、所定の様式を記載した書面を法務研究科教務担当に提出する。異議は、1科目につき1回のみ申し立てることができる。その際、学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。異議が申し立てられた場合には、教務委員長は、当該担当教官の意見を聴取し、異議が明らかな誤解などによる場合には却下できるが、学生が納得しない場合に異議審査手続に移行する。却下の場合以外は、すべて異議審査手続に移行する。異議審査手続は、異議審査委員会により実施される。審査委員会は、教務委員会により選出された2名の審査委員により構成される。

異議審査は、当該教員の説明及び学生の意見を聞いたうえで、両者に対する口頭での尋問により審査する。審査期日は、1回のみとする。異議審査の結果について、審査委員は、審査報告書を作成し、研究科長及び教務委員会に提出し、研究科長及び教務委員会の承認を受けるものとする。審査結果は、研究科長及び教務委員会の承認を得た場合には、該当教員及び学生に報告書の写しを送付するものとする。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び法務研究科教務担当は、成績変更手続をとる。

異議の棄却に対して、学生は、再審査の請求をなすことはできない。

このように、異議申立手続は適切に整備されている。申し立て件数は、これまでのところ1件を数えるのみである（なお、この他に1件、申し立てがあったが、本人との事前面談の結果、誤解があったということで取下げがなされている）。

#### イ 異議申立手続の学生への周知

異議申立手続が存在することについては、学生便覧などを通して学生に周知されており、日程についても事前掲示により周知が図られている。

### (2) 修了認定における異議申立手続

#### ア 異議申立手続の設定

修了認定は、在学期間と修得単位の積み上げによるため、成績評価に対する異議申立手続のほかに、修了認定に対する異議申立手続を独立に設ける意義に乏しい。しかし、在学期間や修得単位の計算において事務的な過誤が発生する可能性が皆無とも言えないことから、平成 19 年度前期より、修了認定に対する異議申立手続も設けている。「修了認定に対する異議申立手続に関する内規」(平成 19 年 6 月 20 日法務研究科教授会承認)に従う。異議の理由は、修了要件単位の集計等、事務的处理に関するものに限られる(内規第 3 条 2 号)。

異議の理由が事務处理的なものに限られることから、異議申立期日は一日で足りることとし、教務委員会での修了認定案確定・学生への発表後、修了認定の教授会までの一日をあてる。異議申立があった場合、教務委員長・法務研究科教務担当が調査し、正当な理由があった場合には教授会前に教務委員会で承認する。教授会に提出される修了認定案は修正したものとなる。なお、原因究明には時間がかかる場合も想定されるため、審査報告書は教務委員長が速やかに作成することとし、研究科長に送付した後、直近の教授会において報告することとしている。

#### イ 異議申立手続の学生への周知

修了認定に対する異議申し立ては、どの学生にとっても修了間際の時期においてのみ問題となる。そこで、学生便覧への記載などではなく、期末試験にかかる日程のお知らせ・注意事項の中に、修了認定についての異議申立期日も含ませている。学生がもっとも関心を寄せる時期の掲示物において具体的な期日等を周知している。

これまでのところ、修了認定における異議申立は皆無である。

### (3) 特に力を入れている取り組み

異議申立制度は学生の権利であるが、異議申立に至る前段階、すなわち、期末試験の解説や答案講評などを通して学生が成績評価に納得できるよう、きめ細かな対応をとっている。

### (4) その他

特になし。

## 2 点検・評価

異議申立制度は整備されており、また、学生にも周知されている。現在までのところ、成績評価における異議申立は1件を数えるのみであり、異議申立に至る前段階での対応も含め、適切に実施されている。

## 3 自己評定

A 成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備、学生への周知等いずれも非常に良好である。

## 4 改善計画

特になし。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 法曹に必要なマインド・スキル

###### (ア) 本研究科が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本研究科は、高度専門職業人たる法曹養成を目的に、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を設置理念とし、とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹の育成を目指している。とりわけ、「守られるべき個人の尊厳、個人の権利を擁護できるのは、社会的弱者にとことん寄り添うことのできる、心豊かな弁護士だけ」<sup>105</sup>なのであり、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力などを涵養することが必要であると考えている。もちろん、地方にも国際化の波が押し寄せており、「国際性」について明示されていないが、「社会的弱者」の中には外国人も含まれ、国際的人権問題にも対応する能力向上も含意している。

本研究科における教育の基本方針は、HP「研究科紹介」欄において、「岡山大学大学院法務研究科の教育における3つの方針（ポリシー）」<sup>106</sup>として明記されているが、集約すれば、第一に、「地域に奉仕し、地域に根ざした」、「司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな」法曹としての使命と責任を自覚させること、第二に、「職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念」を滋養することに求められる。

日弁連法務研究財団が示す「2つのマインド（法律専門職責任）」に関連する事項として、本研究科では、学生及び受験生に対し、アドミッションポリシーの形で提示している<sup>107</sup>。すなわち、a 社会問題への関心、b 倫理観・正義感、c 論理的思考力、d コミュニケーション能力を有した者こそが、まさに本研究科が養成しようとする法曹なのであり、このことは本研究科入学段階から在学中、そして修了後を経て、一貫して変わらない普遍的価値であると考えている。

このうち、「a 社会問題への関心」とは、社会の現状や社会的問題に幅広い関心を持ち、その解決に力を尽くす能力（問題解決能力）、未知のことがらについても知的的好奇心を持ち、自ら調査し探求する能力（事実調査・事実認定能力）

<sup>105</sup> 2014年版ガイドブック1頁。

<sup>106</sup> <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/profile/policy.html>

<sup>107</sup> HP (<http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/lawschool/adam.html>) や平成25年度学生募集要項など参照。

をいう。「b 倫理観・正義感」とは、「社会生活上の医師」とも言われる法曹に期待されているものとして、単に紛争を解決し、予防するだけでなく、心のケアもできるような人間として信頼できる人であり、その基礎となる倫理観・社会的正義感をもつことをいう。「c 論理的思考力」とは、法曹に必要とされる、問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力（法的知識、法的分析・推論能力）と論理的思考力をいう。「d コミュニケーション能力」とは、法曹の仕事の基礎として必要な他人とのコミュニケーション能力、他人の置かれている状況や気持ちを聞く能力、さらに自分の考えを明確に表現できる能力（法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力）をいう。

これら a から d は、法曹としての使命・責任感を涵養し、また法曹としての高い倫理観を会得することによってはじめて意味を有するものであり、日弁連法務研究財団が示す「2つのマインド」と合致するものといえる。

また、本研究科では、「法曹に必要なマインド」を前提にして求められる法曹のスキル（具体的能力）に関するものとして、①体系的法理論と専門的知識の習得、②法律の実践的運用能力、③新しい法分野に対する適応能力、④職業法曹人にふさわしい倫理観や人権感覚・社会的正義観念、⑤倫理観や人権感覚を支える教養と深い洞察力、⑥問題発見、事案の解決能力、⑦地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力（地方における経済活動・公共的活動・司法の実態を踏まえ、その健全な自律的發展に資する理解力・批判力）の7点（教育方針）を設定している<sup>108</sup>。これらのスキルは、日弁連法務研究財団の示す「法曹に必要な7つのスキル（法律専門職能力）」と大筋において異なるところはない。すなわち、「7つのスキル」が示す、（1）問題解決能力は、上記④や⑥、（2）法的知識には、上記①や⑤、（3）事実調査・事実認定能力には上記②、（4）法的分析・推論能力には上記②、（5）創造的・批判的検討能力には上記③や⑦、（6）法的議論・表現・説得能力には上記②や⑦、（7）コミュニケーション能力には上記②が対応する。

#### （イ）本法科大学院による検討・検証等

「2つのマインド」に関わるアドミッションポリシーに示された上記 a ないし d、あるいは「7つのスキル」に関わる上記①ないし⑦は、教務委員会、教授会の議論を経て決定されたものである<sup>109</sup>。これら項目自体の正当性や合理性は既に自明のものとして設定されており、これらの基本方針に依拠してカリキュラム改訂や成績評価のあり方などが教授会及びFD協議会において議論されることになる。また、HP、ガイドブック、学生募集要項等の改訂作業においても、これら項目が指針の役割を果たしており、そのような作業を通して、本研究科の基本方針に対する意識の共通化が図られることになる。

<sup>108</sup> 2013年度学生便覧3頁。

<sup>109</sup> 特にアドミッションポリシー4項目は、平成17年度の学生募集要項から明記された。

さらに、本研究科の特色の一つである実務実習教育への研究者教員の参加、演習科目における実務家専任教員と研究者教員との協働授業体制は、「理論と実務の架橋」を強く意識した授業運営を行うための教育体制であるが、これも「法曹に必要なマインド・スキル」修得の実質化を図るための方策といえる。すなわち、単に小手先、近視眼的な法解釈や、また、現実から乖離した理論倒れの法解釈を学生に教授することのないよう、実務家教員と研究者教員が綿密に連携を取りつつ授業運営を実施することで、学生がどのような法曹として育って欲しいか、教員相互で検討し、確認することができるのである。

さらに、毎年3月に開催される実務実習科目履修認証判定においては、実務家教員及び訴訟法担当の研究者教員が協議し（実務実習科目履修認証判定委員会）、「法曹に必要なマインド・スキル」に依拠しながら履修認証判定を行う他、法曹が関わる社会的事件の報道等があれば、特に法曹倫理に関して、若手法曹が注意すべき論点についてベテラン実務家教員が解説を行い、法曹としての使命感や責任感、倫理の涵養を促している。

#### （ウ）科目への展開

本研究科において、「法曹に必要なマインド・スキル」は、すべての科目において達成すべき目標であると考えており、各教員は、常にこのことを意識して法曹養成教育に当たっている。本研究科が設定する各科目において求められる水準を総体として示すと、「体系的法理論と専門的知識の習得とともに、実践的法運用能力や職業法曹人にふさわしい倫理観及び人権感覚・社会的正義観念、それらを支える教養と深い洞察力、ならびに、地域的法実務に必要な総合的判断能力・批判能力」ということになる<sup>110</sup>。この水準を達成するため、すべての科目において指針となっている上述の「a 社会問題の関心」ないし「d コミュニケーション能力」の涵養が目指されているが、とりわけ、実務系科目を例にとると、下記のように各科目に展開、反映されている。

##### a 社会問題への関心

社会の現状や問題に幅広い関心をもつためには、実際に実務に携わっている実務家法曹から話を聞くことが最良の方法である。このような観点から、平成22年度より新設された「法解釈入門」では、法解釈という営みを具体的に生起する社会問題との関連で捉える視点を涵養するよう、実務家教員がこれまでに扱った事案を素材として授業を構成するなどの工夫を凝らしている。なお、「法解釈入門」は、個別実定法科目の学修に先立ち集中的に学修するのが望ましいとの観点から、必修科目として、3年標準型1年次（2年次短縮型1年次）前期に配置している。この科目は、平成21年4月17日「中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会」がまとめた、「法科大学院教育の質の向上のための改

<sup>110</sup> <http://www.lawschool.okayama-u.ac.jp/profile/policy.html>. 「研究科紹介」における「カリキュラムポリシー」参照。

善方策について（報告）」において提示された「未修者教育充実のための単位数増加の基本方針」を受けて新設されたものである。このほか、年度初めのオリエンテーション時に附設法律事務所の弁護士による講演会を開催したり、このほか、適宜、外部講師による講演会を企画するなどして、法曹へのモチベーションを高めるとともに、法を取り巻く社会問題への関心を高めるよう配慮している。さらに、事実調査・事実認定能力については、上記「法解釈入門」において、基本書の読み方、判例の読み方、条文の押さえ方など、実務における法解釈のあり方という視点を踏まえて、これらの能力を涵養するよう努めている。なお、この「法解釈入門」を通じての試みは、法学未修者教育の充実に向けた実践例として、中央教育審議会法科大学院特別委員会第52回における配付資料でも紹介されている<sup>111</sup>。

「法情報基礎」においては、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義、読み方など法曹として最も基本的な専門技能を学ばせる。この科目も、3年標準型1年次（2年次短縮型1年次）前期に配置している。なお、「社会問題への関心」に目を向けさせるための試みは、実務系科目だけでなく、他の理論科目においても意識され、授業展開されていることは言うまでもない<sup>112</sup>。

#### b 倫理観・正義感

本研究科は、前記のとおり、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成」を設置理念とし掲げており、そのために、地域の実情を見据えたうえで、倫理観、人権感覚、社会的正義観念の滋養を主要な教育目標とし、従来の大学教育で欠けていたところの、人間として「信頼」に足りうる、「社会的弱者にとことん寄り添うことのできる、心豊かな」人材の育成を行う。そのためのカリキュラムとして、実務基礎科目において、(i)「法曹倫理」を2単位必修としている。しかし、これだけでは不十分である。それゆえ、(ii)基礎法学・隣接科目により、その歴史的・比較的視点を学ばせ、さらに(iii)「ローヤリング・クリニック」や「模擬裁判・エクスターンシップ」で、実践的な倫理教育を施す。また、「無料法律相談」を定期的に開催し、プロボノ活動への意識を滋養している。また、(iv)カリキュラムとは別に適宜開催している講演会も、法曹に求められる倫理観の育成という観点から重要な機会であると位置づけている。これらを有機的に関連させながら、人間としての「信頼」に足りうる法曹育成を目指している。

#### c 論理的思考力

法曹には問題を法的に整理し論理的に理由付ける能力が必要とされ（法的知識、法的分析・推論能力）、論理的思考力を有することが求められるところ、民

<sup>111</sup> 中央教育審議会法科大学院特別委員会第52回配付資料2-2「法学未修者教育の充実に向けたその他の実践例」9頁参照。URLは下記のとおり。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2013/02/01/1329229\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/_icsFiles/afieldfile/2013/02/01/1329229_3.pdf)

<sup>112</sup> たとえば、1年次配当科目である刑事訴訟法講義では、現在、争点となっている「取調べ可視化」に関する社会問題を取り上げ、これに関する報道番組を素材に授業展開するなどしている。

事・刑事の裁判実務全般について、民事及び刑事の基本科目との有機的な関連性に配慮しつつ、基本的な知識の習得と実務に即した理論の理解が教育目標の中心となる。そこで、本研究科は、そのために必要なカリキュラムとして、「要件事実と事実認定の基礎」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」、「要件事実・民刑事法演習」を必修科目とし（各2単位）、さらに、「刑事弁護実務演習」（2単位）を選択科目として配置している。さらに、「クリニック」、「エクスターンシップ」の効率的かつ有効な実践のために、岡山大学内に附設法律事務所を設置する一方で、これらに先行して「ローヤリング」、「模擬裁判」を配置することにより、シミュレーションと実践とを組み合わせた科目設定を行うことで、法的分析・事実認定能力の育成を補完している。また、「法解釈入門」においても、事案を解析し問題点を抽出し法解釈を加えて法を適用する、という法的三段論法の基本構造をしっかりと身につけさせるとともに、実務における法解釈という視点を重視しつつ、実務家として必要な条文解釈能力、文章表現力を身につけさせるように努めている。

#### d コミュニケーション能力

法的議論・表現・説得能力、コミュニケーション能力の修得については、演習科目等の通常の双方向性、多方向性の授業により、この能力の育成を考えている。特に、実務実習科目で意識的に育成実施をはかっている。例えば、「民事訴訟実務」では、訴状、答弁書、準備書面を起案させ、法廷教室で模擬尋問を実施しているし、「刑事弁護実務演習」では、弁論要旨などを起案させている。さらに、選択必修科目として「ローヤリング・クリニック」、「模擬裁判・エクスターンシップ」では、実務で使用する書面の起案を行っている。

#### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

本研究科が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として前提とされるのは、平成22年年9月に公表された「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」（以下、「第二次案修正案」あるいは単に「修正案」という。）である。「第二次案修正案」は、法科大学院版の学習指導要領ともいえることから、これが公表された後の教授会及びFD協議会において、授業実施の際には、「修正案」に留意しつつ、授業を行い、あるいは教材作成にあたるのが教員間で確認された。「最低限修得すべき内容」は、総体としては、「2つのマインド、7つのスキル」、あるいは本研究科が志向するアドミッションポリシーに列挙した4項目、あるいは学生便覧に示された「カリキュラム編成における教育方針」7項目、同じく学生便覧に示された別表①「教育方針」に合致するものである。

ただ「修正案」自体は、科目ごとに法科大学院で解説すべき最低限の諸項目と解説指針が列挙されているに過ぎない。そこで、本研究科では、第4分野で言及したように、教育分野ごとに開かれる科目内FD及び科目間FDにおいて、

本研究科として学生に求める学習水準について随時協議し、情報を共有する態勢を敷いている。さらに、毎年度4月にFD委員会名で教員に示される配付書面（後述）、さらに非常勤講師ガイダンスなどを通じて、各教員は、学生に対し最低限、理解させなければならない内容に関する情報を確認、共有し、それを具体的に担当科目に反映させている<sup>113</sup>。

#### （イ）本法科大学院による検討・検証等

上記の「学生が最低限習得すべき内容」の設定にあたっては、上述した科目内FD、科目間FDにおいて検討し、共通化を図っている他、毎年度、常勤、非常勤を問わず「平成25年度授業開始にあたってのお願い<sup>114</sup>」（以下、単に「お願い」という。）とする教務委員会・FD委員会発行の書面を配付して意識の共有化を行っている。特に、「お願い」では、複数の教員が同一科目を担当する場合、①授業の前後に教員同士が集まり、必ず取り扱うべき教育内容について確認を行い、また授業後に、取り扱った内容につき教員間で齟齬がないか確認を行うこと。②教材について、教員相互間で内容確認を継続して行うことなどを教員に求めている。さらに、特に非常勤講師に対しては、毎年4月の第1週に行われる新入生オリエンテーション期間中に本研究科に集まってもらい、執行部が中心となって説明会（非常勤講師向けガイダンス）を開催し、本研究科が目指す法曹像、授業運営にあたっての留意点、成績評価の方法、答案原本の保管等々について説明することによって注意を促している。

こうした「お願い」が決定され、さらに法曹に求められる最低限修得すべき内容の輪郭が固まっていた経緯は、平成21年6月から同年9月にかけて部内に設置された「カリキュラム改革ワーキンググループ（WG）」内での検討<sup>115</sup>、文部科学省「専門職大学院等における高度職業人養成教育推進プログラム」の支援を受けて開催したシンポジウム「地方法科大学院における教育連携のあり方」（平成21年3月21日開催）及び同「コア・カリキュラムとモデル授業」（平成22年2月27日開催）に求められる。カリキュラム改革WGでは、特に、未修者教育の充実を図るため、従来のカリキュラムを根本的に見直し、全体の総単位数、展開先端科目等の問題点の洗い出し、進級要件の改定等の検討を行った。また、前記2つのシンポジウムでは、教育の質を高める方策、協働FD体制の構築方法、厳格な成績評価方法、共通的到達目標第一次案を前提とした授業のあり方などを検討し、教員間で法曹に必要なマインド・スキルの内容につき、共有化を図った。このような検討や検証を踏まえて、本研究科では、「カリキュラム編成における教育方針」を決め、平成22年度から新カリキュラムを編成するに至った。

---

<sup>113</sup> たとえば、電子シラバスには、いずれの科目においても、「授業の目的・概要」と「授業方法」、「成績評価」方法について明記されている。

<sup>114</sup> 添付資料14参照。

<sup>115</sup> 平成21年6月から同年9月にかけて公法系、民事系、刑事系及び選択科目系の代表教員が集まり、5回にわたって検討会を行った。

#### (ウ) 科目への展開

(イ) で述べたような検討，検証を踏まえ，本研究科では，その教育目標である「理論と実務の架橋」を強く意識したカリキュラムを擁し，そのカリキュラムの実践には，研究者と実務専門家の協働はもちろん，さらに法律専門家以外の専門家も協力を仰いでいる。なぜなら，法的紛争の解決という視点からすれば，現実の紛争は法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており，法的解決だけでなく，他の解決案も要請されているからである。そこで，学生を法曹として養成していくためには，法的思考のみならず，総合的判断能力を育成することが不可欠だという認識の下，本研究科では，従来，①「専門家によるネットワークセミナー」，②「附設法律事務所」，③「IT 教育ツール」を活用した教育システムの構築を考えてきた。その主眼である臨床教育では，「専門家のネットワーク」と「附設法律事務所」を活用した教育システム，すなわち，シミュレーション教育，実務実習教育，及び実務報告会とネットワーク・セミナーでの理論教育による法曹教育システムの構築が実施されてきた。その中核を担うのが，「ローヤリング・クリニック」，「模擬裁判・エクスターンシップ」である。

これらの授業では，実務家教員と研究者教員と協働授業を原則として実施し，その際は，内容に応じて他の分野の教員，広義の実務家（法律実務家以外の者）など，多様な講師が参加して授業を運営している。その概要をいくつかの科目を例にとって示すと以下のようなになる。

「ローヤリング・クリニック」では，現実の事件処理に携わる経験は，法曹としての将来の活動内容につき具体的イメージを与え，勉学のモチベーションともなり，他の科目における理解の深化にも大いに役立つということを前提にしている。そして，附設法律事務所を中心とする岡山弁護士会所属弁護士による幅広い協力を得ながら，現実の多様な事件の処理に携わる臨床経験を持たせ，現実の案件を解決に導く思考能力及び実務能力の養成を目指す。

「模擬裁判・エクスターンシップ」は，弁護士，裁判官，検察官の役割を疑似体験すること，及び法曹が関与する現場を実際に体験することにより，法曹としての将来の活動内容について具体的イメージをつかむことを目的とする。そして，民事，刑事手続に関する理論書や判例の理解はもちろん，他の科目に対する理解を深め，授業を通じて断片的に学んだ手続法の知識を，具体的事件を通して全体的な裁判手続の流れとして認識させ，実務科目の総括とする。さらに，模擬裁判における法曹三者役の体験と，法律事務所等における現場体験を通して，実務家法曹に求められる思考能力及び実務能力を養成する。それには実務家教員のみならず，研究者教員も模擬裁判に関与する。

「要件事実・民刑事法演習」は，民法，民訴法，刑法，刑訴法等の基礎知識を前提に，これらの知識を実際の紛争に応用し，紛争解決に導いていくのが法曹の職務であること，また演習前半では，民事実体法と手続法の交錯する局面

を題材として、実体法と手続法相互の理解を必要とする基本的論点を取り上げ、これにより、民法と民事訴訟法との有機的結びつきを考察すること、これにより両法の理解をより一層深めることを目的とする。また演習後半では、刑事事実認定上問題となる事案を検討することによって実務家の基本である刑事事件の事実認定能力を養成する。

これらは実務科目系における展開であるが、理論科目系においても、学生が最低限、修得すべき内容を前提とした授業展開がなされている。特に、平成 23 年度は「学長裁量経費」、平成 24 年度は「大学機能強化戦略経費」を得て憲法、民法、刑法等の理論科目において独自教材開発にあたっており、その際は、「第二次案修正案」に留意した教材が作成され、それをベースに授業が展開されている。

## (2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

「入学者選抜」について、とりわけ、「面接・書類審査」において、「志望動機の明確さ及び、本学入学者受入方針にかなう人物かどうか」<sup>116</sup>をみている。そして、すべての受験者を対象とする面接試験では、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考事項」に基づき、客観的かつ厳格な評価を行っている。志望理由書には、「なぜ法曹を志望し、そのためになぜ本研究科の入学を希望するのかを、具体的に記入してください」<sup>117</sup>、「社会人は、特にこれまでの自己の社会的経験、社会的活動、これまでに取得した各種資格等が法曹にどのように関連し、また法曹としてそれらをどのように活かせるのかを、具体的に記入してください」<sup>118</sup>と指示している。

「カリキュラム」について、本研究科は、「法曹に必要なマインド・スキル」はすべての科目において達成すべき目標であると考えており、常にこれを意識しつつカリキュラム編成を行っており、具体的には第 5 分野及び本分野の (1) に記載のとおりである。とりわけ、岡山大学法科大学院では、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、その目的達成のため、とりわけ臨床法学教育の充実を特色としている。本研究科は、リーガル・クリニック、模擬裁判及びエクスターンシップのすべてを開講し、その充実に努めているところである。

「授業」について、公表されているシラバスにおいて、学生に「授業の目的・概要」を告知するとともに、演習では研究者教員と実務家教員との協働実施態勢を取り入れるなど、「法曹に必要なマインド・スキル」について周知徹底を図るようにしている。また、後記のとおり、FD や岡山弁護士会会員弁護士の授業参観制度を取り入れ、様々な方法で、検討・検証を行えるようにしている。

<sup>116</sup> たとえば平成 26 年度前期入試学生募集要項 4 頁。

<sup>117</sup> たとえば平成 26 年度前期入試学生募集要項 12 頁。

<sup>118</sup> たとえば平成 26 年度前期入試学生募集要項 12 頁。

「成績評価・修了認定」において、第8分野に記載されたとおりである。実務実習科目においては、合否判定により成績判定を行っているが、客観性を担保するため、複数の担当教員によるチェックがなされ、また、「模擬裁判・エクスターンシップ」において、エクスターンシップ担当の各指導担当弁護士の個別の判定を基礎に模擬裁判の判定を加え、総合判断を実施している。

「教育体制」について、第3分野に記載したとおりである。とりわけ、本研究科では、「法曹に必要なマインド・スキル」の育成を重視し、6名の実務家専任教員（裁判官経験者1名・検察官経験者1名）をバランスよく配置し、また、地元岡山弁護士会等の協力の下に多数の非常勤講師を配置している。

「FD」については、第4分野に記載のとおりであるが、特に、2004年以降、岡山弁護士会の法科大学院支援委員会を通して授業参観を依頼し、実施されてきた。参観を終えての感想、授業評価などについての「意見交換会」も実施し、理論と実務の両面から授業の実施方法等を検証する仕組みを構築している。

「学習環境」については、第7分野に記載したとおりである。本研究科において、特筆すべきは、実務科目を通して、学生が多くの非常勤講師である岡山弁護士会所属の弁護士と交流でき、また、現在、岡山弁護士会所属の本研究科出身のOB弁護士が44名おり、OB組織を通しての交流も盛んである。

最後に、法科大学院全体としての「自己改革」については、第4分野に記載したとおりであるが、特に、学生アンケート、FD活動、「授業参観」実施後の「意見交換会」を通して、教授会などでも検証・検討している。

### （3）国際性の涵養

本研究科では、国際性の涵養を目的とする科目として、国際法（2単位）、国際私法（2単位）を展開している。国際私法においては、国際結婚や国際契約など一国の枠組みを超えて形成される生活関係（渉外的生活関係）が法的にどのように規律されるのかについて、その規律の中心となる国際私法の内容を概説し、その規律のあり方を学ばせている。国際化の進展に伴って、人々の生活関係も日本の国内にとどまらず、様々な形で外国と関わりを持つようになっており、その結果として、渉外的な法律問題が近年急激に増加している。このような法律問題に対しては、そもそもどの国の法によってその問題を解決すべきかが問題となるが、この授業では、そのような準拠法の決定の問題を中心として、国際私法に関する基本的知識を修得するとともに、国際的な法律問題の解決のために必要な問題発見能力および分析能力を身につけることを目標としている。

また、「法曹に必要なマインド・スキルの養成」に関しては、とりわけ、実務教員（非常勤講師）が担当する「人権救済手続法」において、国際的な人権救済制度とその利用の仕方を学ぶ上で、人種問題や差別問題も取り扱っている。その中で、欧州人権裁判所を取り上げ、欧州人権裁判所の組織、構成、歴史的背景、果たして来た役割そして今後の課題を学んだり、自由権規約第1選択議

定書及び女性差別撤廃条約選択議定書などの批准や、人種差別撤廃条約第 14 条及び拷問等禁止条約第 22 条に基づく宣言を行なうことにより、日本においていわゆる個人通報制度を利用可能にすることは、人権を侵害されたとする者の救済の可能性をさらに広げることなどを学んでいる。

さらに、個別のセミナーとして、平成 21 年 11 月 28 日には、「専門職大学院等における高度専門職業人養成推進プログラム」の一環として、名古屋大学大学院法学研究科・法科大学院、PSIM コンソーシアム、岡山弁護士会、岡山大学大学院法務研究科臨床法務研究会との共催の下、岡山大学創立五十周年記念館で、NITA(National Institute for Trial Advocacy：全米法廷技術研修所)の体験セミナーを開催した。また、平成 22 年 9 月 21 日に、アテネ大学名誉教授のコスタス・ベイス先生による講演会「欧州人権裁判所」を開催した。さらに、平成 24 年 8 月 21 日、高麗大学ロースクールの教員・学生との意見交換会が実施された。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

本研究科が特に力を入れている取り組みとしては、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、その目的達成のため、とりわけ臨床法学教育の充実を意識している。臨床法学教育の科目としては、ローヤリング・クリニックなどの依頼人サービス型、模擬裁判などの技能シミュレーション型、法律事務所での法律業務の実習などのエクスターンシップ型などに分類されるが、本研究科では、ローヤリング・クリニック、模擬裁判及びエクスターンシップのすべてを開講し、その研究・充実に努めている。ローヤリング・クリニック、エクスターンシップには、岡山弁護士会所属の多くのベテラン弁護士が担当・指導する体制がとられている。また、模擬裁判においては、証人尋問などについて、岡山地検所属検察官・岡山地裁所属の裁判官が指導に加わる場合もあり、一大イベントとなっている。

#### (5) その他

平成 24 年 12 月に岡山大学大学院法務研究科附属弁護士研修センター (OATC) を開設した。OATC が主催する弁護士研修セミナーや研究会は、本研究科出身の弁護士の他、学内にある「のぞみ法律事務所」所属の OB・OG 弁護士はもとより、本研究科の学生も参加可能である。自分の先輩である OB・OG 弁護士らとの交流を通じて、本研究科の学生は、法曹として必要なマインド・スキルを修得することができる。

## 2 点検・評価

本研究科は、「法曹に必要なマインド・スキル」を適切に設定しており、日弁

連法務研究財団の示す「法曹に必要なマインド・スキル」と大筋において異なるところはない。また、カリキュラムポリシーに基づき編成されたカリキュラムを実施することにより、高度専門職業人たる法曹にふさわしい倫理観や人権感覚に裏打ちされた高度の体系的法知識と実践的法運用能力を備えた人材の育成の体制も整っており、「法曹に必要なマインド・スキル」を実現するための科目配置も適正になされている。

また、本研究科は、開校時から、設置の理念である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹の養成」に基づき、理論と実務の架橋を強く意識した教育を目指しており、臨床法学教育の充実が特色となっている。これらの科目において、学生は多くの非常勤講師である岡山弁護士会所属の弁護士と交流でき、また、現在、岡山弁護士会所属の本研究科出身のOB 弁護士が44名おり、OB組織を通しての交流も盛んである。本研究科の学生は、弁護士をはじめ、裁判官・検察官などの実務家法曹と現実に触れ合う環境の下で、自然と「法曹に必要なマインド・スキル」を身につけていくことが可能である。

さらに、岡山弁護士会の協力の下で、「授業参観」を実施し、その後の「意見交換会」を通して、「自己改革」も図ることが可能である。「国際性の滋養」についても地方法科大学院として、可能な限り、国外の法曹養成機関と接触を行っている。今後、法科大学院を取り巻く社会的状況が好転した際には、さらに諸外国のロースクールや研究機関と学術交流を締結するなどして「国際性の滋養」のための取り組みを促進していきたい。

### 3 自己評定

A 法曹養成教育への取り組みが、非常に良好に機能している。

### 4 改善計画

今後も引き続き、教員・学生が共通認識を有するよう、継続的にFD活動などを実施していく。

## 第4 その他

### 1. 将来展望

本研究科では、「質の高い法曹の養成」という観点から、在学中はもとより、法科大学院を修了し、弁護士登録後の法曹継続教育の充実にも目を向けた取り組みを始めている。平成24年12月1日に設置した弁護士研修センター（OATC）及び「のぞみ法律事務所」の活動を活発化させてこの取り組みが軌道に乗るようになりたい。

これまで、金沢大学附属病院、名古屋大学附属病院などの医療機関へ出向き、病院内弁護士の実情などにつき聞き取り調査を行い、また地方銀行幹部との面談や岡山県副市長会へ参加し、組織内弁護士のニーズを探り、PR活動を行っている状況である。さらにOATC設置後の平成25年1月8日には、法務省内に設置された「法曹有資格者の拡大に関する意見交換会」においてヒアリングを受け、この取り組みに対して委員から一定の評価を得た（「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大について（取りまとめ）」平成25年1月30日）。現在、各企業、地方自治体、医療機関などと連絡を取り合いながら、本研究科で養成した組織内弁護士を社会に送り出す仕組みを構築中である。

法科大学院を取り巻く社会状況は厳しく、とりわけ地方法科大学院は疲弊しているが、そうした中であっても、本研究科独自の取り組みを推進していくことによって、法科大学院の社会的使命を果たすべく、引き続き「質の高い法曹」の養成にあたっていきたい。

### 2. 「評価チームへの要望」

特になし。